

BULLETIN OF CULTURE DEPARTMENT
URASOE CITY No.8 “YO-NO-TUDI”

2012・3



よ
の
つ
ぢ

浦添市文化部紀要

第8号

目 次

浦添市の文化財行政について(4) ー埋蔵文化財と文化財関係法律等を視点にー	下 地 安 広 1
オペラアオリヤエの幕開け	屋 宜 勉 11
開館26周年を経て図書館管理を考える	砂 川 郁 子 21
歴史的な琉球漆器の科学分析と漆工技術	本 多 貴 之・宮 腰 哲 雄 27 宮 里 正 子・岡 本 亜 紀
現地調査報告ータイ及びミャンマーの漆芸ー	宮 里 正 子・岡 本 亜 紀 37
グスク時代における支配者の墓の考察	武 部 拓 磨 47
古琉球初期における進貢・東南アジア貿易についてのー考察 ー同時派遣の可能性をめぐってー	山 田 浩 世 61
近世末期の琉球の「伝間船」の役割について	長 間 安 彦 82
沖縄出身南洋移民の「言説」について ー漁業従事者に関する新聞記事に焦点をあててー	川 島 淳 92
琉球漆器における葡萄栗鼠の図様について ー浦添市美術館所蔵作品を中心にー	森 根 涼 子 102

〔表紙写真〕

くろうるしきりん ぶどう り す らでんじゅうこうごう
「黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合」

(17～18世紀・浦添市指定文化財・浦添市美術館蔵)

蓋の表には麒麟、側面には葡萄と栗鼠の文様が螺鈿（貝を薄く加工し文様の形に切り取って貼り付ける技法）で施された作品。葡萄栗鼠文は子孫繁栄を意味する吉祥文と考えられ、琉球漆器でも盛んに用いられたモチーフの一つである。

タイトル「よのつち」は、古琉球の歌謡集『おもろさうし』にみられる古語で、世間・現実の頂上や最上を意味します。オモロで謡われる「よのつち」は大半が浦添関係オモロにあり、「うらおそい（浦襲い）」の同意語としてやや固有名詞化して「浦添城」を指しています。

オペラアオリヤエの幕開け



熱演の舞台



演奏の子どもたちと共に

現地調査報告ータイ・ミャンマーの漆芸ー



樹脂型及び成型したラック・ティライの型抜き (38頁)
ータイ・タイ文化省芸術局伝統技術部ー



タユを作るサン・モウンさん (40頁)
ーミャンマー・パガンー



ひも状のタユ (手前) と加飾工程 (奥右→左) (41頁)
ーミャンマー・チャイントンー



タユでドリアン形を作る (42頁)
ーミャンマー・チャウカ村ー



マハムニ寺院の修復作業風景 (43頁)
ーミャンマー・マンダレーー



マハムニ寺院の柱をタユで加飾していく (43頁)
ーミャンマー・マンダレーー

よ の つ ぢ

浦添市文化部紀要 第8号

BULLETIN OF CULTURE DEPARTMENT URASOE CITY No.8

浦 添 市 教 育 委 員 会

2012・3

「浦添市文化部紀要 よのつち」原稿募集規定

平成20年12月 3 日

文 化 部 長 決 裁

1. 目 的：浦添市文化部紀要よのつち（以下「よのつち」という。）に掲載する、浦添・沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然等に関する論考を募集するために、この規定を定める。
2. 発 行 主 体：浦添市教育委員会文化部
3. 原 稿 内 容：①浦添市の文化財、文化振興、図書館、美術館の将来展望につながる調査・研究等。
②浦添や沖縄の歴史、文化、美術工芸、芸能、自然等に関する研究。
③日本本土や東アジア（東南アジアを含む）の歴史、文化、美術工芸、自然等に関する調査・研究で、①②への貢献が期待されるもの。
4. 応 募 資 格：①浦添市文化部内の職員、嘱託職員、臨時職員
②県内外の研究者ほか
5. 応 募 方 法：タイトル（仮題でも可）と簡単な論旨（400字以内）及び住所・氏名・所属等・連絡先（電話・FAX・E-mail）等を専用要旨記入シート（市HP等に掲載）に明記の上、郵送またはメールにて提出。
6. 掲載の可否：文化部内編集委員会にて審査の上、掲載の可否を決定し応募者へ通知。
7. 原 稿 枚 数：1 頁1800字（45字×40行）で10頁程度（註、写真、図版等含む）。
8. そ の 他：①論文はオリジナルのものとし、二重投稿は不可。
②提出された原稿は返却しません。
③原稿料は無料。掲載された号の紀要を贈呈する。
④掲載された論文の利用については当市教育委員会の判断のもと、インターネット等で一般公開できるものとする。

浦添市の文化財行政について(4)

一埋蔵文化財と文化財関係法律等を視点に一

下 地 安 広
(浦添市教育委員会)

1. はじめに

この小論では日本本土と沖縄の埋蔵文化財に関する法律や行政文書、遺跡分布調査及び発掘調査報告書等から埋蔵文化財の取り扱いの変遷を概観する。また、後述する法律等について日本本土と沖縄の変遷を踏まえながら、本市における埋蔵文化財の把握の変化を紹介する。その前に、サブタイトルの「埋蔵文化財」の用語が一般的でないことから若干の説明が必要と思われるので、その意味について先に略述する。

「埋蔵文化財」とは日本における文化財行政の法律及び行政用語である。文化財保護法では、第92条で「土地に埋蔵されている文化財」(以下「埋蔵文化財」という。)と説明している。もう少し説明を加えると、埋蔵文化財は遺物と遺跡に大きく分けられる。遺物とは昔の人々が作った器や道具などの有形のもので大半は移動できるものである。一方、遺跡は、その内容に集落や城、墓などがあるが、その土を掘ったり、土砂を盛ったり、石を積んだりした施設や建物などの基礎工事に関する遺構と、それに付随する遺物を含む。遺跡は、土地と切り離すことが困難な不動産的なもので、一般的には〇〇貝塚、〇〇遺跡、〇〇古墳、〇〇城跡等と呼ばれる文化財である。

2. 法律や行政文書から見る埋蔵文化財(沖縄の本土復帰前まで)

埋蔵文化財と扱われる文化財は、過去の法律や行政文書等でどのように扱われてきたのか、その主なものの概要を第1表に整理した。

日本初の文化財保護法制度的なものを見なされているのが、1871年(明治4)に太政官布告の「古器旧物保存方」である。明治維新による急激な変革は政治、思想、文化、風俗等、色々な分野におよぶものであったと云われている。その激動の中、神仏分離令に端を発する廃仏毀釈による寺院の没落等があつて伝存する美術品、建造物等が極めて重大な危機を迎えていた。また、姫路城、彦根城の天守の解体や鎌倉大仏の破却がよく知られているが、このような事態に対処しようとして明治政府が布告したと考えられている。

この頃、沖縄は明治4年に薩摩より琉球帰属の書状が届けられ、翌年の明治5年には明治政府では琉球藩となり外務省所轄となっている。先の布告の影響が琉球藩まであったかについては、その可能性は薄いと私は推察する。何故なら琉球側は1879年(明治12)の琉球処分まで琉球王府の存続に懸命であったと見られているからである。

次に太政官から各都道府県宛に通達があつたのは、1874年(明治7)の「古墳発見ノ節届方」である。その概要は、古墳または古墳と思われる土地を対象にみだりに発掘することを禁じ、偶然発見したものの届けを要求するものであった。沖縄はこの時も未だ琉球藩である。

第1表にある1897年（明治30）の「古社寺保存法」から1933年（昭和8）の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」4件の法律については、当時は既に沖縄県となっていることからその法律が施行されたことになる。「古社寺保存法」は内務省および宮内省で行われいた建造物および美術品に関する行政を一元的に法制化し、国費をもって保存すべき物の特定制度等が定められた。また、1919年（大正8）の「史蹟及天然物保存法」に現在の文化財保護法の基礎となる史跡、名勝、天然記念物の指定、指定物件の現状変更等の規制制度や管理にあたる地方公共団体の指定制度等が設けられた。

第1表 日本における埋蔵文化財に関する主な文化財関係法律や通達など

西暦	年号	法律などの名称	発行先	概 要
1871	明治4年	古器旧物保存方	太 政 官	「古器旧物」などの祭器、古玉宝石から化石にいたる31部類をあげ、「歴世蔵貯致シ居候」物の細大ヲ不論厚ク保全可致事」および「品目並ニ所蔵人名委詳記載シ其官庁ヨリ可差出事」を命じている。日本初の文化財保護法制度的なものとなされている。
1874	明治7年	古墳発見ノ節届出方	太 政 官	古墳または古墳と思われる土地を対象とし、みだりに発掘することを禁じて偶然発見のものの届けを要求。各都道府県あて通達。
1879	明治12年	旧沖縄県		日本政府の命令により、琉球藩（王府）を廃止し、沖縄県を設置。
1897	明治30年	古社寺保存法	はじめは内務省、大正2年からは文 部 省	内務省および宮内省で行われてきた建造物および美術品に関する行政を一元的に法制化し、国費をもって保存すべき物の特定制度をはじめとする公開義務、管理方法、諮問機関などの古社寺に関する制度等が定められた。
1919	大正8年	史蹟及天然記念物保存法	文 部 省	史蹟、名勝、天然記念物の指定、仮指定制度、指定物件の現状変更等の規制制度や、管理に当たる地方公共団体の指定制度、諮問機関としての史蹟名勝天然記念物調査会の制度等がはじめて設けられた。
1929	昭和4年	国宝保存法	文 部 省	保存の対象を社寺以外の所有者に係わる物件に拡大。
1933	昭和8年	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	文 部 省	国宝と同程度の価値を有する美術品等の輸出を規制するのが目的。
1945	昭和20年	沖縄戦終決		1946年より沖縄民政府 1952年より琉球政府
1950	昭和25年	文化財保護法	文部省の外局、文化財保護委員会	国宝保存法、重要美術品等ノ保存に關スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を統一し、無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を保護の対象に加える。全般にわたって保存および活用について制度を体系的に整備する。
1951	昭和26年	埋蔵文化財の取り扱いについて	文 化 財保護委員会	史跡に指定又は仮指定された土地以外の土地において埋蔵文化財の発掘をしようとするときは、文化財保護委員会へ届け出なければならないこと等、現在の埋蔵文化財の取り扱いに関する基本的事項を各都道府県へ通達。
1954	昭和29年	文化財保護法の一部改正	文 化 財保護委員会	重要無形文化財の指定制度の新設、民俗資料保護制度の有形文化財保護制度からの分離および重要民俗資料指定制度等の新設、埋蔵文化財保護制度の有形文化財保護制度からの分離および埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の規制制度の新設、その他制度全般にわたる整備について、各都道府県へ通達。
1968	昭和43年	文化財保護法の一部改正	文 化 庁	文化庁の発足、文化財保護委員会の廃止。
1972	昭和47年	新沖縄県		琉球政府から沖縄県へ
1975	昭和50年	文化財保護法の一部改正	文 化 庁	民俗資料の民俗文化財への改称および重要無形民俗文化財の指定制度の新設、埋蔵文化財保護制度の充実、伝統的保存技術保存制度の新設、その他制度全般にわたる整備。
1986	昭和61年	開発と文化財の取り扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準について	文 化 庁	宅地開発に伴う埋蔵文化財の取り扱いを建設省と協議して「開発と文化財の取り扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準」を取りまとめた旨の内容で、加えて、宅地開発事業者に対し埋蔵文化財への早期の対応を促すものであった。
1993	平成5年	埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について	文化庁長官	法第57条（現：第92条）第1項の規定による発掘調査の届出があった場合の事務処理の内容と留意事項を各都道府県教育委員会教育長へ通知。
1997	平成10年	埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について	文化庁次長	埋蔵文化財の基本的事項、埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実、開発事業との調整、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、試掘・確認調査、開発事業に伴う記録保存のための発掘調査の要否の判断、発掘調査の経費負担に関する理念と根拠、発掘調査成果の活用等による保護の推進等について文化庁の調査研究委員会で検討してまとめた内容を各教育委員会教育長へ通知。
1999	平成12年	埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について	文化庁次長	本発掘調査に関する全国共通の積算標準が示され、各都道府県で地域における遺跡のあり方と実績等を踏まえて積算基準を策定し活用する旨を各都道府県教育委員会教育長へ通知。
2004	平成16年	行政目的で行う埋蔵文化財の標準について	文化庁次長	埋蔵文化財の調査の内容や方法のあり方を示したので、それを標準として各都道府県や地域ブロックで記録保存等の発掘調査の基準を定めて適切な埋蔵文化財行政を推進する旨を各都道府県教育委員会教育長へ通知。

参考文献：1. 「文化財保護制度概説」和田克彦『文化財保護の実務』（上）児玉幸多・仲野浩 編 柏書房株式会社 1979年8月25日
2. 文化財保護提要 法規編1 文化庁 監修 第一法規 2011年5月20日内容 加除整理済み

この頃、旧沖縄県で前述の法律で文化財として国宝指定されたのが1925年（大正14）指定の首里城正殿、1933年（昭和8）国宝指定の首里城関係5件、円覚寺関係9件、園比屋武御嶽と、1936年（昭和11）国指定の末吉宮である。当時、これらの法律を根拠に首里城正殿、守礼門等の解体修復が行われ危機的な状況にあった沖縄の文化財が救われた。この頃、野外における文化財は史跡、名勝、天然記念物、建造物として国や地方公共団体（主に県）が文化財として指定した重要なものを保存対象とすることを主とする法律となっている。

第二次大戦が終了し、戦中・戦後の社会・経済的混乱は多くの文化財の荒廃を招き、憂慮すべき事態への反省として文化財保護制度の根本的な検討が要求される中、法隆寺金堂の火災を契機として議員立法により1950年（昭和25）5月、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物法を統一し、無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を保護の対象に加えた文化財保護法が制定され、文化財全般にわたって保存および活用について制度が体系的に整えられた。

また、その翌年の1951年（昭和26）には文化財保護委員会（現文化庁に相当）から各都道府県へ、埋蔵文化財の発掘をしようとするときは、文化財保護委員会へ届け出なければならない等の内容を含む「埋蔵文化財の取り扱いについて」が通達されている。そして1954年（昭和29）には文化財保護法の一部改正が行われ埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の規制制度の新設、その他制度全般にわたる整備について各都道府県へ通達が届けられている。この時期の文化財保護法を見ると文化財の中で埋蔵文化財の確立など、現文化財保護法の基礎が構築されている。

一方、沖縄は第二次大戦後に米軍の統治下の琉球政府となり、日本本土とは異なった政治、経済等をしばらく歩む状況となった。沖縄の文化財に関係する法律等の主なものは第2表のとおりである。表に示した1965年（昭和40）の文化財保護法の改正までは、米軍統治下で第二次大戦以前の文化財保護の法律や体制づくりに向けて努力していたように見える。そして、本土復帰が近づいた1965年（昭和40）に日本本土の文化財保護法とほぼ近い沖縄の文化財保護法が成立し、文化財保護委員会による埋蔵文化財としての規制等が沖縄で具体的に始動することとなった。

第2表 米軍統治下の沖縄の文化財関係法律や通達など

西暦	年号	法律などの名称	発行先	概 要
1947	昭和22年	古代建造物並びに美術工芸品の調査・認定・保存に関する依頼文書	知事から市町村行政関係者へ	重要な古代建造物並びに美術工芸品の調査及びその認定と保存についての文書が送付された。
1948	昭和23年	史跡保存について	知事より各市町村長・警察署長へ	「史跡保存について」の文書が送付される。
1949	昭和24年	沖縄史蹟保存会の結成	会長は知事	官民一体の沖縄史蹟保存会が結成され、昭和26年1月、崇元寺石門を修復するため、期成会を創設。
1954	昭和29年	文化財保護法	文教局	全文51条からなり、第一章総則、第二章文化財保護委員会、第三章有形文化財、第四章無形文化財、第五章史跡名勝天然記念物、第六章罰則からなっていた。
1957	昭和32年	文化財保護法の一部改正	文教局から文化財保護委員会へ	文化財保護委員会に所掌する事務局の設置し、事務局長のほか主事、主事補の職員が配置される。当初は4人であったが、1968年（昭和43）には10人となる。
1965	昭和40年	文化財保護法の改正	文化財保護委員会	法の全文を書き換えるほどの改正で、全文124条にする。有形文化財、無形文化財、記念物の他に新たに民俗資料を加える。博物館を置くことが出来るとする。文化財の保護について細かく規定した他、公開、調査及び記録に関する規定を新設。埋蔵文化財に関して独立した規定を設ける等して日本本土の文化財保護法にほぼ近い内容に整える。
1972	昭和47年	日本の文化財保護法		同年5月の本土復帰による。

沖縄の本土復帰が検討される中で政治的な判断も影響していたと推測するが、他方で、現実的な問題として1956年（昭和31）の知念村熱田貝塚の農道拡張工事による破壊、1958年（昭和33）の読谷村赤犬子遺跡の土木工事による破壊、1959年（昭和34）の採砂工事による具志川村アカジャンガー遺跡の一部破壊などに伴い専門家による発掘調査が実施され、文化財保護上の課題が浮き彫りになって来たことも少なからず影響していたと考える。何故なら日本本土では文化財保護法が1950年（昭和25）に新たに制定され、翌年には埋蔵文化財の取り扱いについて各都道府県に通達がなされている。そして、1954年（昭和29）には埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に届出制の規制を新設し、指導等の強化が図られていたからである。

当時の沖縄における埋蔵文化財の取り扱いは、日本本土の法律や通達等と比較しても約15年の遅れがあったことが確認できる。しかし、法律の周知や関連する事務などを考えると具体的な執行は更に大きな遅れが生じていたのではないかと推測する。

その事を裏付ける事例として浦添市沢岬貝塚保護問題がある。浦添市の沢岬集落に隣接して墓地や拝所が集中している所があり、そこは旧沢岬部落跡と云われていた。この一帯には金満御嶽、クボウの御嶽、中之御嶽、中之殿などと呼ばれる拝所があった。ところが1957年（昭和32）以来の採石工事及び1961年（昭和36）以来の道路建設によって金満御嶽が破壊された。その際、多和田真淳氏によって沢岬祝部遺跡と命名されたが、この十数年の採石工事によって金満御嶽、上沢岬之殿が破壊され、宅地造成工事によって中之御嶽と中之殿は既に消失し、残るクボウの御嶽も宅地予定地に含まれ消失の危機にさらされていた。このようなことを文化財保護委員会が承知したのが1971年（昭和46）10月のことであったと報告されている。その後、委員会と施行関係者の協議により、緊急に8日間の学術的調査が実施されたが、既に遺跡の大半が破壊された状況であることを確認する結果となった。

また、前記事件の前後、文化財に関する別の問題も浦添市内で発生していた。琉球政府の建設局が発注したバイパス線建設計画に貝塚と伊祖の高御墓が係っており文化財がつぶれる恐れがあると地域の人々や墓の管理者から文化財保護委員会に連絡が寄せられたとのことである（1970年9月頃）。この件は翌年（1971）11月に建設局と文化財保護委員会との間で設計変更について調整が行われ厳しいやり取りが行われた様である。そして、最終的には1972年2月にトンネル工法にするとの建設局の方針変更で当文化財の保存が可能となり、この件は沖縄における道路建設の大きな設計変更を伴う埋蔵文化財保護事例第1号となった。当時の沖縄における埋蔵文化財に関する大きなニュースとなった現場が浦添市内であったことに不思議な因縁を感じる。

前記した状況から、未だ埋蔵文化財の取り扱いについては沖縄では認識が薄い状況（琉球政府の建設局ですら計画時点で文化財行政側と調整が図られてない）であったことが読み取れる。沖縄では1972年（昭和47）5月11日本土復帰をもって新沖縄県となり日本本土の文化財保護法の下で文化財行政が再スタートし、新沖縄県教育庁文化課の指導の下、沖縄県内で1973年（昭和48）に久米島空港の拡張工事に伴い原因者負担によるはじめての北原貝塚の発掘調査が行われた。次に続いたのが1974年（昭和49）の国道58号改修工事に伴う仲泊貝塚の発掘調査だと云う。

一方、日本本土では1950年代後半には公共工事等を中心に埋蔵文化財を破壊する前に調査することが定着しつつあり、名神高速道路（開通1963年－1965年）関係の埋蔵文化財の調査については原因者負担の事前調査が行われている。更に、その後の東名高速道路（開通1968年－1969年）では計画段階での事前協議が確立し、原因者負担の事前調査が行われるように成っている。

3. 昭和60年代以降の埋蔵文化財に関する法律や取り扱いの変更

文化財保護法における埋蔵文化財の取り扱いの大きな変化は、昭和60年代以降に主に散見されることから、その概要を第1表に記載した。主な改正であるが、1986年の通知は住宅開発に於いても発掘調査を必要とする旨の確認と埋蔵文化財行政は適正で円滑な調査をする事を建設省と協議したものであった。1993年の通知は行政文書の取り扱いが世間で問題となった。具体的には国・県・市町村等の法律や条令規則に基づく行政文書の（〇〇申請書、〇〇届け等）の手続きに際し、事前調整が成立してないとして、行政側が申請書や届けを受理しない事例が問題となった。埋蔵文化財行政では、開発に伴う「発掘届け」を行政側が発掘調査の時期が確保できない事を理由に事前調整が出来てないとして十年以上も手続きを待たされている事が問題視された。その時の法律家の見解は、行政文書は基本的には必要とする者が自由に出せるもので、受取手である行政は速やかに受理して法に基づき所管する行政や関係者が速やかに処理できるよう最大限に努力すべきと指導がなされた。

平成10年（1997）の文化庁次長から各都道府県への「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知は、埋蔵文化財の基本的事項を文化庁の調査研究委員会での検討した結果がまとめられ関係する機関へ届けられた。この中では埋蔵文化財の基本的な事項の組織・体制のあり方、開発事業との調整、埋蔵文化財包蔵地の周知、発掘調査の要否の判断、発掘調査の費用負担に関する理念と根拠等を明示している。埋蔵文化財行政は主に各都道府県及び各市町村で行われているが埋蔵文化財の基本的事項を国が示す事で共通の認識に近づける為の文書と見るべきであろう。

さらに平成16年（2004）には「行政目的で行う埋蔵文化財の標準について」の通知が文化庁次長から各都道府県へ文書が届いている。その内容は、都道府県や地域ブロックで記録保存等の発掘調査を必要とする基準を定めて適切な埋蔵文化財行政を推進する旨のものであった。前記の国からの通知を受けて沖縄県教育委員会では2006年10月に「沖縄県埋蔵文化財発掘調査基準」をまとめ県内の埋蔵文化財の発掘調査基準を明らかにしている。その内容は、発掘基準の基本方針、発掘調査手順、発掘調査への民間調査関係組織導入にあたっての方針、調査基準（埋蔵文化財として扱う範囲について）等である。その中で埋蔵文化財として扱う範囲に関する基準で原則は次のとおりとなった。

- ア．おおむね中世（1609年の慶長の役）までに属する遺跡は埋蔵文化財として扱うものとする。
イ．近世（1609年以降～1879年廃藩置県）に属する別表1の遺跡については地域において必要なものを対象とする。

■別表1. 近世

区 分	遺 跡 の 種 類
集 落 関 係	散布地、貝塚、集落遺跡、(古島、元島)、池跡、馬場跡、番所跡、蔵元跡及び教育施設、屋取、旧家、武士屋、高倉跡、酒蔵跡、石塙跡、門跡、闘牛場跡、人頭石、その他集落に付帯する遺構等。
習 俗 ・ 宗 教 関 係	拝所跡、(神)アシャギ、寺院・神社跡、権現堂、天妃宮、経塚、龜屋、古墓、土帝君、梵字炉、その他習俗・宗教に付帯する遺構等。
産 業 関 係	各種工房跡、造船所跡、鉱山跡、窯業跡、製糖所跡、製塩及び塩田跡、石切場跡、陶土採掘場跡、鍛冶跡、その他産業に付帯する遺構等。
生 産 遺 跡	水田跡、畑地跡、猪垣、魚垣、牧場、その他生産に付帯する遺構等。
交 通 ・ 通 信 関 係	港湾、火番盛、遠見台、歴史の道、橋、石碑、一里塚、石造り（護岸・擁壁・堤防等）、その他交通・通信に付帯する遺構等。
そ の 他	戦争遺跡、洞穴遺跡、水中遺跡等。

ウ．近現代（1879年以降）の遺跡については、別表２に挙げるもののうち地域において特に重要なものを対象とする。

■別表２．近現代

区 分	分 類	遺 跡 の 種 類
住 宅 関 係	住宅及び付属施設	家屋、ヒンブン、石牆、門、池、アジャギ、井戸、水タンク、家畜小屋、便所兼豚小屋、井泉、その他
生 産 施 設	農 業 、 漁 業	倉庫、加工所、集散所、酪農施設、試験場、排水施設、畜舎、製糖所跡、魚垣、猪垣、その他
	林 業	製材所、集材所、その他
	水 産 業	製塩所、塩田、その他
	鉱 業	石切場、陶石粉碎場、硫黄採掘場、燐鉱、鍛冶、炭坑、その他
	窯 業	瓦、炭、石炭、樟脳、陶器、その他
	醸 造 業	醸造所、酒蔵、門、塀、棚、その他
	造 船 所	ドック、船台、捲上小屋、修船場、倉庫、工場、サバニ製作所、その他
	商 業	銀行、証券所、商品陳列場、金庫、商店、倉庫、その他
	そ の 他	藍壺、紺屋、染物施設、紅型工房、漆器工房、作業所、乾燥場、その他
交 通 ・ 通 信 施 設	道 路	橋梁、トンネル、切り通し、街道、石畳道、石垣、擁壁、運輸施設、その他
	鉄 道	橋梁、軌道施設、駅舎、駅施設、その他
	港 湾	ターミナル、埠頭、棧橋、運河、灯台、免疫所、税関、倉庫、その他
	通 信	郵便局、電話局、通信施設、その他
土 木 施 設 構 造 物	上 ・ 下 水 道	ダム、浄水施設、上・下水道、排水溝、その他
	電 力 ・ ガ ス	発電施設、変電施設、送電施設、ガス施設、その他
	河 川 ・ 海 岸	堤防、護岸、堰、放水路、水門、防波堤、防潮堤、その他
	そ の 他	公園、石垣、その他
建 築 物	宗 教 施 設	社寺、教会堂、司祭館、牧師館、門、塀、その他
	教 育 施 設	校舎、講堂、体育館、倉庫、門、塀、奉安殿、その他
	そ の 他	官公庁、公共施設、病院、医院、門、塀、その他
戦 争 遺 跡	戦 争 遺 跡	民間避難所、陣地（壕）、防空壕、砲台、指揮所、監視哨、トンネル、弾薬庫、隊舎、兵舎、収容所、詰所、病院（壕）、貯油施設、軍港施設、飛行場、忠魂碑、航空機掩体壕、秘匿壕、トーチカ（銃眼）、その他
そ の 他		洞穴遺跡、水中遺跡、墓地、その他

そして、地域において必要なもの及び特に重要なものの、判断については次の点に留意しながら総合的に判断するものとする。

- ・歴史的に見て、地域の拠点となった遺跡及びその関連遺跡であること。
- ・文献、史料、口伝、伝承等の内容を検証することができると認められる遺跡であること。
- ・試掘・確認調査の結果、検出遺構・出土遺物の内容等から見て、地域の歴史・文化を考える上で多くの情報を得ることができると認められる遺跡であること。

この沖縄県埋蔵文化発掘調査基準により、県内においても近現代の遺跡も地域にとって特に重要な遺跡については、埋蔵文化財として発掘調査の対象になる事が明確となった。

4. 浦添市の埋蔵文化財

浦添の埋蔵文化財に関する資料が最初に扱われたのは、伊波普猷と東恩納寛惇が「土塊石片録」として1909年の琉球新報に紹介された浦添城跡から採集された高麗系の古瓦である。また、浦添における発掘調査の最初については鎌倉芳太郎と伊東忠太による1936年の浦添城跡の発掘調査と知念勇氏は報告している。以後、浦添における埋蔵文化財への対応は、前記した法律の変遷を踏まえ、琉球政府の頃は文化財保護委員会、本土復帰から約10カ年は、沖縄県教育庁が埋蔵文化財保護の実質的な主体となっていた。そして、浦添市が自ら埋蔵文化財行政を主体的に執行できるようになったのは専門職員をはじめ配置した昭和59年（1984）以降と理解してよいであろう。

さて、浦添では過去どのように埋蔵文化財を見ていたのであろうか。浦添村から浦添市になった1970年（昭和45）年7月に浦添市で文化財と認識していたのは(1)浦添ようどれ石厨子、(2)伊祖城跡、(3)伊祖の高御墓、(4)浦添城跡、(5)浦添ようどれ、(6)当山の石畳、(7)経塚の碑、(8)牧港テラブのガマ、(9)坊主井（ボージガー）、(10)浦添貝塚、(11)牧港貝塚、(12)港川貝塚、(13)沢岬祝部遺跡、(14)仲西貝塚、(15)城間洞穴遺跡群、(16)浦添城東方遺跡、(17)親富祖貝塚、(18)勢理客の獅子舞の18件である。一方、当時の県内文化財専門家や関係者で埋蔵文化財として認識していたのは伊祖城跡、浦添城跡、浦添ようどれ、浦添貝塚、牧港貝塚、港川貝塚、沢岬祝部遺跡、仲西貝塚、城間洞穴遺跡群、浦添城東方遺跡、親富祖貝塚の11件である。

しかし、近年は前述した埋蔵文化財の取り扱いの変遷もあって、浦添市内に於ける遺跡や貝塚などの埋蔵文化財の確認件数は、現時点で第3表に示した101件となっている。なぜ、過去に比較して10倍近くも遺跡の数が増えたのであろうか。その理由は、次のことが考えられる。

- (1) 県教育庁文化課の専門員の指導による市内の埋蔵文化財分布調査が行われたため。
- (2) 市教育委員会に専門職員が配置され、埋蔵文化財の調査体制が充実したため。
- (3) 牧港補給地区（米軍提供施設）内で開発に先立ち試掘調査が一部で行われたため。
- (4) 埋蔵文化財取り扱いの標準化に伴い近世や近現代の製造業等の分野も埋蔵文化財となりうるとの視点で見えるようになったため。
- (5) 個人や企業、行政などの開発行為による不時発見届けが行われたため。

以上、浦添における埋蔵文化財の把握状況を過去と現時点を対比して略述したが、浦添市内の埋蔵文化財の件数は今後も増えるであろう。なぜなら、土地と係わりのある埋蔵文化財は土地の新たな掘削と共に、新たな発見に繋がる事が多々あるからである。

5. おわりに

この小論を企画した時は、浦添市内における埋蔵文化財発掘調査の成果やエピソードにも触れる考えであったが、紙面の都合で日本本土と沖縄における埋蔵文化財に関する法律等の変遷と沖縄の埋蔵文化財行政の変化を略述し、そして、本市の1970年（昭和45）と2011年（平成23）の遺跡名を紹介して遺跡数の変化を示すのみとなった。筆末になったが、助言いただいた沖縄考古学会々長の知念勇氏と遺跡一覧と現場写真は当市文化課の渡久地政嗣氏、佐伯信之氏、安斎英介氏にお世話になった。記して御礼致します。

第3表 浦添市内の遺跡一覧（2011年現在）

No.	市内遺跡一覧	悉皆(埋蔵)	悉皆(史跡)	No.	市内遺跡一覧	悉皆(埋蔵)	悉皆(史跡)
1	安波茶津マタ原近世墓群			52	当山東原遺跡		
2	伊祖城跡	○	○	53	古屋敷跡		
3	伊祖の高御墓			54	仲間後原遺跡		
4	伊祖古島			55	仲間後原近世墓群		
5	伊祖真久原近世墓群			56	仲間遺跡		
6	内間遺跡	○		57	仲間稲マタ原近世墓群		
7	内間窯跡			58	仲間樋川		
8	内間カンジャーヤーガマ遺跡			59	前田・経塚近世墓群		
9	内間西原近世墓群			60	真知堂遺跡	○	
10	浦添貝塚	○		61	前田高地壕群・1号壕		
11	浦添御殿の墓		○	62	前田高地壕群・2号壕		
12	浦添市役所一帯散布地			63	前田高地壕群・3号壕		
13	浦添城跡	○	○	64	前田高地壕群・4号壕		
14	浦添原遺跡	○		65	前田高地壕群・5号壕		
15	浦添番所跡		○	66	前田高地壕群・6号壕		
16	浦添ようどれ		○	67	前田高地壕群・7号壕		
17	龍福寺跡		○	68	前田高地壕群・8号壕		
18	親富祖遺跡	○		69	前田高地壕群・9号壕		
19	第二親富祖遺跡	○		70	前田西前田原遺跡		
20	屋富祖長久保原遺跡			71	前田前原遺跡		
21	仲西貝塚			72	ジングスク	○	○
22	仲西ソミザ原近世墓群			73	玉城朝薫の墓(邊土名家の墓)		
23	仲西原鍛冶遺跡			74	経塚西小島原遺跡		
24	嘉門貝塚	○		75	経塚の碑		○
25	城間遺跡			76	中頭方西海道		
26	城間古墓群			77	牧港遺跡		
27	城間村集落跡			78	牧港伊礼原遺跡		
28	城間淑口原近世墓群			79	牧港上野原近世墓群		
29	城間第二洞穴遺跡			80	牧港貝塚	○	
30	城間第一洞穴遺跡			81	牧港第二貝塚		
31	城間第三洞穴遺跡			82	牧港橋		
32	城間嵩下原近世墓群			83	チヂフチャー近世墓群		
33	城間東空寿近世墓群			84	チヂフチャー洞穴遺跡		
34	コウグスク	○	○	85	牧港新開原古墓群		
35	浦添市西海岸の石切場跡			86	牧港新開原の石切場跡		
36	宮城イネコブ原遺跡			87	真久原遺跡	○	
37	宮城ゴフル原遺跡			88	横竹貝塚		
38	宮城ノロ殿散布地			89	港川遺跡	○	
39	勢理客城門原近世墓群			90	港川貝塚		
40	勢理客立山原近世墓群			91	下港川貝塚		
41	グスクジョー	○	○	92	第二下港川遺跡	○	
42	小湾遺跡			93	港川越地原遺跡	○	
43	沢岬アガリヒージャー			94	港川越地原近世墓群		
44	沢岬遺跡	○		95	港川崎原近世墓群		
45	沢岬沢岬原近世墓群			96	亀瀬遺物散布地		
46	沢岬端川原近世墓群			97	東空寿遺跡		
47	沢岬前原近世墓群			98	西原後原近世墓群		
48	当山世利原近世墓群			99	西原大久保原近世墓群		
49	当山宗地原近世墓群			100	西原の古島		
50	当山洞穴遺跡	○		101	拝山遺跡	○	
51	当山の石畳道		○				

※平成15年度作成の「浦添市内遺跡一覧」に記載された遺跡にその後発見された遺跡を加えた。
※消滅した遺跡（伊祖の入め御拝領墓・宜野湾ノロ墓）は削除した。

【参考文献】

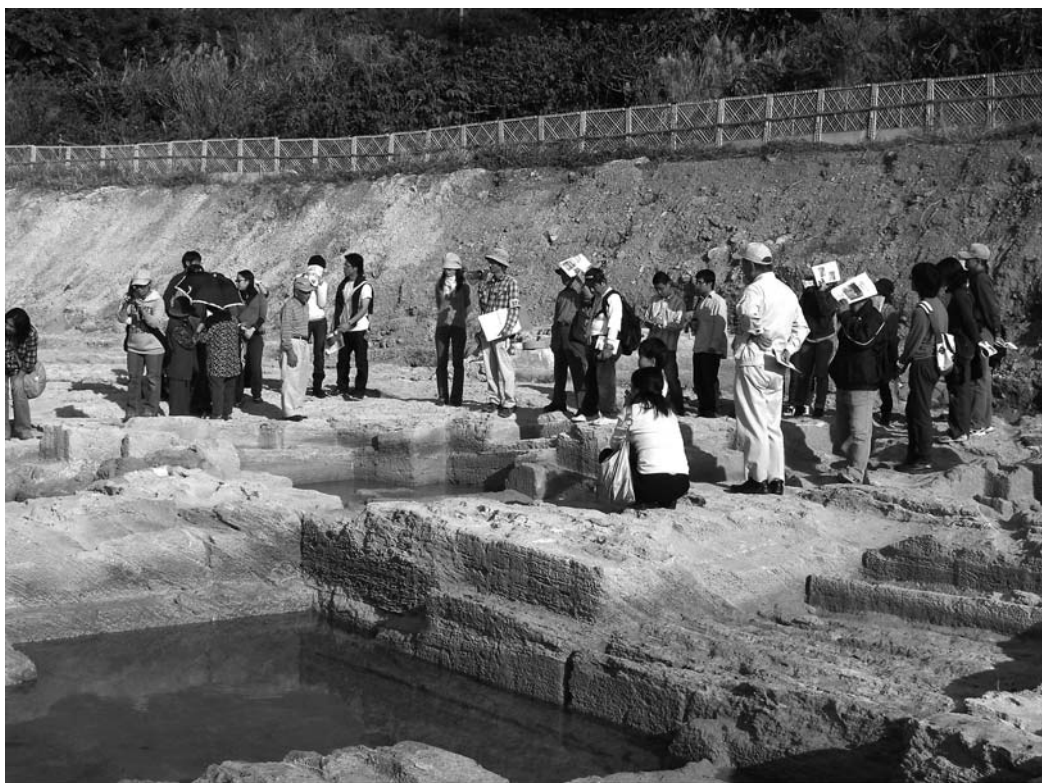
1. 沖縄県浦添市 『浦添市総合計画基礎資料』 1975年
2. 沖縄県教育委員会 『沖縄の戦後教育史』 1977年
3. 沖縄県教育庁 監修 『沖縄文化財調査報告』(1956－1962) 那覇出版 1978年
4. 和田勝彦 「Ⅱ文化財保護制度概説」『文化財保護の実務』編者 児玉幸多・仲野 浩
柏書房株式会社 1979年
5. 日本考古学協会 編集 『第2次埋蔵文化財白書』株式会社学生社 1981年
6. 知念 勇 「第二編 考古 第一章分布・全体状況」『浦添市史』第6巻資料編5
浦添市教育委員会 1986年
7. 嵩元政秀 「第二章 戦後の文化財保護」『那覇市の教育史』那覇市教育委員会 2002年
8. 安里嗣淳 「日本復帰後33年間の県内埋蔵文化財発掘調査」『紀要 沖縄埋文研究』3
沖縄県立埋蔵文化財センター 2005年
9. 沖縄県教育委員会 「沖縄県埋蔵文化財発掘調査基準」 2006年
10. 文化庁 監修 『文化財保護提要』第一法規 2011年



おおむね中世までの遺跡である浦添城跡の発掘調査状況（写真1）



近世に属する前田・経塚近世古墓群発掘調査状況（写真2）



近現代の浦添市西海岸の石切場跡発掘調査現場見学会（写真3）

オペラアオリヤエの幕開け

屋 宜 勉
(浦添市教育委員会)



心は壊れることを恐れダンスを覚えようもしない

夢は目覚めるのを恐れ運を試そうもしない

「映画 THE ROSE

詞：Amanda/McBroom 1980」より

プロローグ (prologo)

～前口上。芝居のテーマに先立ち、状況の説明等行う。導入部～

半透明の白紗幕の内側に一筋のスポットライトが照らされる。盛装をしたアオリヤエの姿がぼんやり浮かびあがる。その向こう側には尚寧王が静かに佇んでいる。白紗のせいで表情はうかがいしれないが、今後の悲哀に捉われた生涯を予感させる。青年役によるモノローグが語られ、明かりが消えタイトルが現れる。アオリヤエ～ようどれに眠る愛～。劇は、アオリヤエドリームオーケストラによるファンファーレが高らかに鳴り響き劇の始まりを告げる。舞台中に明かりが入り、白紗幕が飛ぶ。青年がはけていく。緞帳があがる。朱金色の鮮やかな宮中のセットが瞳に飛び込んでくる。オペラアオリヤエは平成22年12月てだこホール大ホールにてその幕を開けた。私が文化課に配属され、2年目の冬の事である。

琉球国中山の最初の都といわれる浦添には、文化財である王陵・浦添ようどれがある。荘厳な雰囲気、気配の陵墓には尚寧王妃アオリヤエが祀られており王妃の愛を描いた本オペラ公演は関係者の強い期待を集め、今後ロングラン公演を実施する予定である。

オペラアオリヤエは平成22年度、子ども文化連盟太陽樹に委託した浦添市文化振興事業である。あまり語られる事がない、ひとつの事業がどうやって誕生するのか？文化課内部の様子とその背景を交えながら、私が担当していた、平成22年度の体験を中心に記しておくことで、今後新事業を生み出す際の参考になればと願う。尚、始めに断っておきたいのが、①オペラアオリヤエ事業を総括するものではない②事業事務局である文化課の業務に焦点を絞っている③個人的事業体験記である。という事をご了承いただきたい。

企画制作会議

～舞台上演にあたり、プロデューサーやおもなスタッフ等が行う会議。舞台の根幹となるものを企画する～

平成21年7月、文化課事務室の真ん中あたり、古ぼけた茶褐色の合板テーブル、オペラアオリヤエはこの場所から誕生した。(當間眞榮文化課長。文化振興係長(私)係員2名。計4名)平成22年度企画課への実施計画提出を控えた平成22年度の文化振興事業検討会議の中、文化課長の「来年はオペ

ラをやりたい、の一言で全ては始まった。

会議での課長の提案は市制40周年記念事業として①予算は5,000万円。②浦添ようどれに関連する歴史的なテーマを題材とする。尚寧王妃を主人公とし、タイトルは仮案として「悲愁～尚寧王妃の墓～」とする。③過去行ってきた子ども演劇ワークショップの代わりに子どもオペラワークショップとしてリスタートする。という事だった。私を含め係員の反応は驚きと言うよりも、考えてもみなかった事を突然言われ現実感のない醒めた感覚で提案を聞いていたと思う。オペラ何て見た事もないし、今までやってきた演劇ワークショップの舞台発表の子ども達のダンスの躍動感が目に焼きついているだけに、オペラよりミュージカルの方がみんなにも親しみやすいし、受け入れられるのではと言う私の意見も、ミュージカルはどこでもやっているし、本格的な総合芸術であるオペラに挑戦してみたいと言う課長の強い意見で会議は終了した。

今まで事業を引き受けたスタッフ達や出演する子ども達は納得するだろうか？成功するとも知れぬこの未知の新事業、それも5,000万の大プロジェクトに対する運営の心配とともに、はたしてオペラで観客が集まるのだろうか、どんよりとした不安がいつまでも残った。

平成21年9月、毎年演劇ワークショップ制作をお願いしている主要スタッフ：町田宗正（制作・総指揮）新垣雄（音楽監督）嘉手納良智（脚本）三氏を呼び制作会議を行った。（課内では、オペラも今までの主要スタッフで行こうと決定していた。）文化課長からは、オペラに方向転換する理由として、過去のミュージカル風の演劇も子どもたちがせいいっぱいやっているが、そこからさらにステップアップし大人の鑑賞に堪えうるような芸術に一步ちかづけたい旨の話があった。主要スタッフの反応は急な方向転換に対する戸惑いでいっぱいのようなようだ。続いて課長自身が考えた～オペラ「尚寧王妃の墓」～のあらすじがみんなに披露された。その内容は【尚寧王とアオリヤエの結婚。王の多忙による夫婦のすれ違い。薩摩侵攻による尚寧王の江戸への連行による別れと2年後の帰還。王とアオリヤエの死。尚寧王はようどれへアオリヤエは天山陵へ葬られる。100年後に家臣の進言によりアオリヤエの遺骸はようどれへ、夫婦は安寧の床を並べることができた。】ほぼ、現在のオペラアオリヤエと大筋で一緒である。スタッフ陣にも初めての経験であるオペラを急に子ども達に実施してついていけるか不安なことと、オペラなので全編歌で通すのかと言う率直な疑問がぶつけられた。それに対しては、総合芸術と言われているオペラは一朝一夕にできるものではなく、5年後を目途に完成させればよいことと、オペラのスタイルにも色々あり、自由な発想で歌ありセリフありのオペラでよく、年数を重ねる毎に徐々にセリフを減らし歌を増やしていけばよいということになる。

平成22年3月、課長の原案を基に主要スタッフを集めての脚本会議。脚本を担当する嘉手納良智氏よりおもな筋が発表された。タイトルはTHE・LEGEND・OF・RYUKYU・KINNGDAM尚寧王妃ー永遠にー。内容は現代のようどれ館の男女の出会いから始まり、アオリヤエの時代の話から現代へと時空を超えた愛の物語になっていた。課長よりタイトルの英語を省いてシンプルなものにすることと、物語も夫婦を通した純粋なラブストーリーにしたい等注文が出された。その後オギヤカの呪いを話の筋に使っていいか、どこまで史実に基づくか等嘉手納氏より提言があり、有料で上演する以上ある程度のエンターテインメント性も備えないと見る人は満足しないだろう。史実をもとにしたフィクションで、人物の性格等自由に設定する方針となり、その後嘉手納氏の尽力により。素晴らしい脚本が完成する。その後も本番までに何度か企画制作会議は続けられた。多分過去の舞台事業において、脚本や構成まで文化課がここまで内部に切り込んだのは初めてではないだろうか。また、課長の本事業に対する特別な思いや熱意もうかがい知れた。

舞台裏 (retroscena)

～舞台の裏側のこと。実際の演劇において観客から見えないステージ部分を指すが、そこから転じてメインの活動からは隠れて見えない、何かが行われている空間や出来事を意味する～



子どもオペラワークショップは、課長が提案した5,000万円の予算案は企画への実施計画提出時に現在の浦添市の厳しい財政状況下では捻出はむづかしいだろうと私の案で1,000万円で縮小し提出した。内訳は地域創造からの補助金500万円市負担420万入場料収入80万円である。企画課との実施計画のヒアリングは企画側より、浦添でやる歴史的な必然性はあるのか、これまでの歴史劇との相違点、オペラ、悲劇でやる意味は、愛の物語というのが当時は政略結婚が主で王と王妃間に愛は存在しえたか等、質問された。

課長は、これまでの浦添の歴史といえば、ほとんどが首里遷都以前の琉球の三大王統が主だった。尚寧王は浦添家から出た実在の王だし、薩摩侵攻の時の王がまさに尚寧王であり、浦添のために中頭方西海道や当山の石畳道を作っている。さらに、王妃の悲劇性を前面に出すことによって尚寧王を浮き立たせたい。オペラは総合芸術であり、歌も芝居も音楽も組み込まれている。沖縄芝居の「奥山の牡丹」「泊阿嘉」も歌劇であり沖縄のオペラといえる。歌の方がセリフも覚えやすい。又愛の物語については「おもろそうし」を知っていると思うが、年代的にもっとも新しいものが尚寧王妃の歌となっている。尚寧王の帰りを待つ歌だ「蝶々夫人」に勝るとも劣らない歌である等事業の必然性を訴えた。その後最終的には実施計画で採択をみる。

平成22年度に入り、浦添市文化振興事業協議会で協議を経て、浦添市文化振興事業実行委員会の了承で最終的に事業が決定した。

並行して財団法人地域創造への申請を行った。調べてみると平成15年以来補助金申請は途絶えている。おそらく7年ぶりの申請であろうか。

補助金の申請業務や委託先太陽樹との事務調整等事業全般の事務はまだ採用2年目の松田奈津子さんが頑張ってくれた。きっと、未知の業務に対する不安でいっぱいであったはずだが、若さと責任感の強さで、申請はもとより、事業完了後30日以内というハードな実績報告書も無事こなしてくれた。

そして、半年余りに及ぶワークショップや本番へ向けての準備が始まる。事業委託先の太陽樹を初めとして、ゆいゆいキッズシアターの関係者や父兄、琉球交響楽団等の団体等、音楽・踊り・演技制作の先生方や講師陣、衣装・大道具制作等、ここには書ききれないたくさんの人たちの情熱と労力が完成に向けそそがれた。本当に頭がさがる思いである。

舞台事業初となる記者会見も企画した。アオリヤエが眠るようどれで行う予定であったが、当日は朝から豪雨であったため、本庁内の1階ピロティーで行った。実行委員長の西原廣美教育長と音楽監督の新垣雄氏の挨拶の後、出演者による踊りと歌のデモンストレーションを行った。思えば初めてづくしの事が多い。それ以外にも、舞台事業では初となる、ファミリーマート内eプラスを利用したチケット販売も行った。又、ポスターやパンフレットのデザイナー長谷川まさし氏にも具体的なイメージをこちらから注文した。まず、ポスターは過去の子供達全員が写った構成ではなく、アオリヤエ一人のみをクローズアップしたポスターにすること。王妃らしいゴージャスさを出すこと。さらにパンフレットにはようどれの写真を入れる事などである。できあがった成果品は期待を上回るものであった。他にも波及効果を広げようと、浦添織結の会が販売用ショールにアオリヤエと商品名をつけたと聞きつけ、オペラの公演日にホールロビーで販売してはと声をかけ実現に至った。そして、ついに本番を迎える。

緞 帳 (sipario principale)

～劇場の舞台と観客席とを仕切る垂れ幕。厚地に絵や刺繍などを施した幕で上下に開閉する～

平成22年12月本公演開幕の日。どういう仕上がりになっているのだろう、期待と不安を織り交ぜ、するすると緞帳が上がった。

● 歓客アンケートより抜粋

- ・感動と涙、嬉しいです。もう一度公演してください。必ずたくさんの知り合いをつれてきます。
- ・とても凄かったです。オーケストラの演奏がすごく迫力がありました。
- ・浦添に誇りを感じ何より音楽をとおして人はひとつになり感動することができるのだと、涙している自分におどろいています。感動をありがとうございました。
- ・琉装でオペラがぴったりマッチ！大道具や音響、照明も良かったです。尚寧王役の子が「世界に発信する」といってましたがやってください。オペラのCD化も楽しみにしています。
- ・皆さん完成度が高く、伸び伸びと素敵な声に酔いしれました。琉球音階とオペラが融合しあって何も言うことないです。沖縄の歴史をもう一度勉強したくなりました。尚寧王とアオリヤエの民を大切に作る大きな愛を感じ、素敵なウチナーンチュとして誇りある夫婦だと思いました。
- ・第1場、アオリヤエの結婚は力が弱い活気が欲しい。オーケストラが響きすぎて言葉が伝わらない(残念) もっと滑舌を・・・男声がもっと欲しい。王様はがっちりした方が、弱く感じられた、初演にしてはよかった。将来が楽しみ。

● 琉球新報より見出し抜粋

迫力演奏 伸び伸び演技 浦添市制40周年・子どもオペラ 総勢100人感動の舞台

● 沖縄タイムスより見出し抜粋

子どもオペラ100人迫力舞台 練習半年の成果

● ビジネスモールうらそえホームページより抜粋

「子どもがオペラを？」と誰もが想像だにできなかったスケールの大きさは、子どもたちの未来を大きく輝かせる一粒の種をまき、芽ぶかせたはず。演出や監督、声楽家など、専門家である大人がその芸や技を子どもたちへつなげる。芸術文化事業の大きな成果を観た気がします。また、裏方で走り回っていた子どもたちや、腕っ節父さんず&肝っ玉母さんずたちの活躍も、浦添という地を豊かに活気づける大きな力であると感じたことも添えたいと思います。

このオペラはまだ生まれたばかり、何度も公演を重ね、子どもたちと共に成長させていくべきものだと感じました。学ぶ意欲のある子どもたちにとって、目標となるものが身近にあり、体験できるという事がどれほどのプラスになることでしょうか。我等が浦添にこれまでにない素晴らしい史劇エンターテイメント（琉球オペラ）の作品が誕生したことを誇りに思います。また、浦添の未来である子ども達を未知の可能性に導く頼もしいプロジェクトの誕生でもあります。そして、私たち市民は、浦添に大切なものが生まれたことを喜び、それを大事に大切に育てていくためにこの作品とプロジェクトを応援し、支援して行こうではありませんか！



アートマネジメント (gestion di arte)

～文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に企業経営の手法を取り入れようというもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動～

あなたは問う、「何故誰のためにこの事業をしているのか？」私は答える。市民のために文化振興のためと。さらにあなたは問う、「何故オペラでなくてはいけないのか？どんなにやってもプロを超えることはできないのでは？」と、私は答える。芸術をとおしての感動体験が大切だし挑戦することに意味がある。別のあなたが言う「内部で盛り上がっているだけだ」と、私は強く言う。アオリヤエを通して地域おこしやまちづくりにまで広げたいのだと。あなたの問いは続く、「可能性はあるのか？」私は答える。やってみないと・・・ 内なる押し問答は続いてゆく。

現在、行われている本市のおもな文化事業（小中音楽祭・文化の伝統継承事業・文化芸術の鑑賞事業・琉球オペラ）の中でアートマネジメントと言う概念を私が意識した初めての事業がオペラアオリヤエである。

文化事業担当としてただ漠然と事業を進めるだけではいけない。アートマネジメントに求められる3つの役割①芸術的な卓越性を追及し、②人々の芸術へのアクセスを促し観客開発を行う、そして③コスト面での効率性を追求し、運営における透明性も確保する。という互いに相容れない要素のバランスをとりながら事業を実施しなければならない。市民の税金を使ってやる以上、それなりの成果や評価も必要だ。自己満足の扉の内側にいてはならない。

1年目の子どもオペラワークショップ事業が終わり、主要スタッフの反省会の席上、私は担当者としての率直な希望を述べた。今後もアオリヤエはロングランで行い芸術的な完成度を高めていきたいこと。浦添のまちづくりとリンクさせたい。将来的にはアオリヤエが市の一つのシンボルになるように、さらにはようどれも含めた観光にまでむすびつけたいこと等である。又今後、新たな観客層へのアピールも必要であろう。

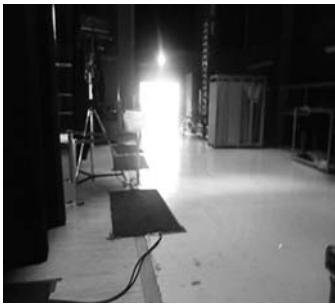
そして、子どもオペラワークショップ2年目を始めるにあたり、子どもオペラと言うネーミングではあくまで子どもの芸にとどまる印象を市民に与え観客層もせまばるだろうと考え、さらに事業の幅

を広げようと対象年齢を子どもに限らず上限を撤廃することを考えついた。そして事業のネーミングを平成23年度より「子どもオペラワークショップ→琉球オペラ創出事業」へと改変した。

事業名を変えただけで、大きくその印象や意義も変わり、スタッフみんなの気持ちも琉球オペラ創造という新たな文化の水平線へとその舵をとったのだと思う。航海が何年続くのかは解らない。どういう水平線を超えるのかも解らない。この場所から、自らの羅針盤を頼りに進むしかない。

スポットライト (proiettore)

～照明器具の一つ、舞台上で観客の注目を集めるために使われる。一点を集中的に照らす～



ここで、県内の舞台発表事業の現状についてスポットを当ててみたい。沖縄県文化観光スポーツ部長である平田大一氏の長期に渡る尽力で県内の青少年の演劇の多くは現代版組踊が席卷している。

私が把握している限りの現代版組踊でも、勝連町（肝高の阿麻和利）那覇市（燃ゆる首里城）県主導（翔べ尚巴志）今帰仁（北山の風）八重山（南風の夢～アカハチ伝説～）福島県（息吹～南山義民喜四郎伝～）とその全てに平田氏は脚本や演出で関わっている。

沖縄県文化観光スポーツ部長としての平田氏は沖縄観光の新たな方向性として文化芸能等の感動体験⇨感動産業をあげている。文化芸能を観光事業に活用しようと言う動きである。2011年度は世界エイサー大会を企画し、そのためのツアーも行っている。沖縄県全てをステージとして捉え、文化スポーツを演出するイメージで仕事を進めていく戦略。若さという武器と常識を覆すアイディアが各方面から大きな期待を集めている。

平田氏が手がける公演の中で、私はコンベンション劇場で現代版組踊「跳べ尚巴志」を観劇した。受付周りや裏方は父兄が一手に引き受けており、観客も出演者の家族や関係者が多かったと思う。舞台は、組踊との共通点はほとんど無いと言っていいだろう。しいていえば、琉球が舞台で衣装も琉球風なところか、男性陣の空手の型を多く取り入れたダイナミックな踊り、女性アンサンブルによる一糸乱れぬダンス、史実を基にしたヒロイズムな脚本、中高生の若さを燃えつくすばかりの躍動するステージ。バンド（太陽風オーケストラ）と女性ボーカルの歌に乗せたミュージカル風冒険活劇といった印象だ。平田氏は冒頭の挨拶や劇中歌を自ら披露するなど八面六臂の活躍である。そのプロデュース力と舞台への情熱は改めて凄いと思った。

現代版組踊は、中高生の舞台を観て感動した小学生が自分もあぁなりたいたい、中高生になったら加入し、次の舞台を作り上げていき、高校を卒業すればスタッフとして関わると言うサイクルができており、学校が終わると練習に続々と集まり、学校のクラブ活動のようになっている。劇は毎回同じ題材だが、中高生に限っているため、観客はその時々の中高生の父兄で入れ替わり、観客も減ることがない。このムーブメントの今後の展開が注目される。

舞台転換 (cambiamento di scena)

～舞台上の装置や俳優を移動させ違う場面セットへ移ること。暗い中で行うことを暗転、
明るい中で行うことを明転と言う～

浦添市文化芸術振興事業の子ども舞台演劇の歴史を焦点にあて振り返ってみたい。その歴史は大まかに分けて次の3つの時代に分かれる。

第1期 平成12年～平成17年

平田大一氏が総合プロデュースをしていた時代である。

練習方法から演出の仕方まで、平田大一氏の影響を強く受けた時代であり、現在のゆいゆいキッズシアターの原型が作られた。ゆいゆいキッズシアターの父母が衣装舞台づくり全てに協力したのもこの時期からである。この時代が現在の浦添市の舞台発表事業の礎となっている。

活動の中で記録が残っている平成15年度の太陽の王子～本番への道のり～（平田大一演出脚本）のDVDを観た。演出、フィジカル面での指導において、子ども達をユーモア溢れるリアクションで熱中させ一瞬で虜にする才能は秀でているだろう。本人も演技・歌・楽器演奏をこなす一流の表現者であり、同じ土俵から投げかけられる言葉は熱く、子ども達の胸にじかに響く。この時代に、沖縄市民会館、那覇市民会館、うるま市きむたかホール、仲西小学校体育館と出張公演を果たしている。彼の影響力は彼が関わらなくなった第2期からワークショップ参加者が半減したことに顕著に現れている。

第2期 平成19年～21年

平田大一氏が浦添から活動拠点を県・那覇市へ移し、ゆいゆいキッズシアターが事業自ら全てを引き受けた時代である。その中で私は平成21年度の「君とつなげる虹色」を観劇している。少年少女の友情と絆が劇の主題になっており、宮崎駿作品に通じる、おもちゃ箱をひっくり返したような世界。色とりどりの衣装を着た出演者のダンスなど夢に溢れるステージ。夢いっぱい、元気いっぱいというキーワードを全員が体現させたような素晴らしい舞台だった。

第3期 平成22年～

行政（文化課）の事業に対する企画が少なからず表れた時代である。課内でも他市長村（現代版組踊）との差別化と浦添市の特色を企画段階で強く意識した。文化を政策的にまちづくりに取り入れるという戦略を初めて意識した時期でもある。初のオーケストラ形式の導入。地域創造助成金の活用。アオリヤエのブランド化への戦略等この時期に挑戦したことも多い。

こうして振り返ると、市の舞台芸術事業は3時代に分かれるが3つの時代は1つ1つの山ではなく山脈のように連なっている。1期が2期を呼びさらに3期につながったともいえるし、又1期がなければ2期3期もなかったともいえるだろう。1期の時代は6年にも及びゆいゆいの自主公演も含め12回の公演と過去最多である。3期以降のアオリヤエ時代は始まったばかりだ。これまでもそうであったように、関係者の思惑も何もかもを飲み込んで舞台の歴史は動いてゆく。

舞台の発表事業 活動実績

	年 度	公 演 名	実施月日	場 所	出演者	観客数	
1	平成12年度 (2000)	シーサーキング 「演劇の季節結」第1回ユイユイキッズシアター舞台発表	1月28日 午後7時	浦添市民 会 館 大ホール 1,000席	40	約1000	第 一 期
2	平成13年度 (2001)	太陽の王子Young英祖王物語 「演劇の季節結」第2回ユイユイキッズシアター舞台発表	3月10日 午後4時		40	約1000	
3	平成14年度 (2002)	太陽の王子ヤング英祖王物語 「演劇の季節結」第3回ユイユイキッズシアター舞台発表	3月9日 午後4時		71	約1000	
4	平成15年度 (2003)	太陽の王子跳べ!! 太陽の子の大冒険 「演劇の季節結」第4回ユイユイキッズシアター舞台発表	2月21日 午後 6時30分		95	約1000	
			2月22日 午後2時		95	約1000	
5	平成16年度 (2004)	太陽の王子跳べ!! 夢ロマン太陽の子 「演劇の季節結」第5回ゆいゆいキッズシアター舞台発表	10月30日 午後 6時30分		144	861	
			10月31日 午後2時	144	892		
6	平成17年度 (2005)	天翔ける風の詩 察度王物語 「演劇の季節結」第6回ゆいゆいキッズシアター舞台発表	12月18日 午後2時	133	920		
	平成18年度 (2006)	平成18年3月31日 市民会館閉館につき実施せず。					
7	平成19年度 (2007)	平和劇・浦和peace★君とつなげる虹色 平成19年度こども演劇ワークショップ	3月16日 午後 4時30分	浦 添 市 て だ こ ホ ー ル 大ホール (通常 1,001席) オーケス トラピット 使用時 (916席)	75	811	第 二 期
8	平成20年度 (2008)	舜天幻想記 平成20年度こども演劇ワークショップ舞台発表	12月27日 午後6時		65	606	
			12月28日 午後2時		65	808	
9	平成21年度 (2009)	平和劇・浦和Peace★君とつなげる虹色 平成21年度こども演劇ワークショップ舞台発表	11月22日 午後6時		68	803	
			11月23日 午後2時		68	812	
10	平成22年度 (2010)	交わされた絆～ようどれに眠る姫～ 子どもオペラワークショッププレ公演	8月7日 午後 6時30分		68	1243	第 三 期
			8月8日 午後2時		68		
		アオリヤエ～ようどれに眠る愛～ 子どもオペラワークショップ事業	12月18日 午後 6時30分		68	1843	
			12月19日 午後1時		68		
			12月19日 午後6時		68		

カーテンコール (chiamata)

～舞台終焉後に俳優、歌手などの出演者や指揮者、演出家が舞台上に現れ、観客に挨拶をおこなうこと～



平成23年10月アオリヤエ2年目の幕が降りた。会場いっぱいに響きわたる拍手と歓声の中、再び幕が上がりカーテンコールの始まりだ！出演者が順番に登場し観客に一礼する。最後にアオリヤエの登場で拍手もクライマックスを迎える。テンションの針が最大限に振り切った後の充足感に溢れた出演者の表情が会場を包んでゆく。子ども達の瞳が踊るように輝いている。みんな嬉しそうだ。観客のエールと拍手の音が緩急まじえ段々と高まってゆく。それに応え手を振る出演者。関係者にとっても、全てが報われる一番の歓喜の瞬間だ。公演は3日間とも盛況のうちに終了した。

今、振り返ると最初に課長の口からオペラをやろうと聞いたあの日の不安はなんだったのかと思う。オペラ事業を通して学ぶことや反省することはたくさんあった。しかし、事業は始まったばかり、今後改めるチャンスはまだある。

ここまで、プロローグで述べたとおり行政（文化課）側の業務に絞って記してきた。しかし、強調しておきたいのは事業全体の業務からすれば、事務局文化課の果たした役割はほんの少し、米粒程度である。事業の成功は出演者はもとより、事業を引き受けてくれた文化連盟太陽樹・ゆいゆいキッズシアター等の団体、制作、講師陣、父兄、その他のスタッフ関係者の並々ならぬ努力の賜物であり、そのために何万粒の汗が流された。紙面をお借りして心から感謝の意を述べたいと思う。本当にありがとうございました。

そして、今回の事業の最大の成果は、目にはみえない形のないところに現れた。

「以下出演者アンケートより抜粋」

- ・初めてのオペラで最初は嫌だったけど、実際にやってみると楽しかった！家族にも感謝の気持ちが持てるようになったし、話したことがない人にもしゃべれるようになり、積極的にみんなの和の中に入れるようになったので、ワークショップに入ってよかったです。
- ・オペラへの挑戦については、オペラは言葉が歌の中に入っている。そして、相手への想いがあります。僕は、「私の願いはただ一つ」を弾いていて思ったのがアオリヤエと尚寧王が一緒になるように。（オーケストラワークショップ参加者）
- ・最初はプレッシャーがあったけどやるうちに、どんどんたのしくなってこの舞台が好きになりました。同時にこの舞台では自分の弱さを知り強くなりたいと思いました。もっとみんなのことも考えて動けるようになりたいと思いました。自分の表現力を改めて頑張っていこうと決心できました。

以上抜粋

公演が終わり、出演した子ども達は連れ立ってようどれ参りをしたという。その日は浦添上空は厚い雲に覆われ季節の終わりを告げる雨が降りしきった。アオリヤエと尚寧王が眠る墓室に舞台の成功のお礼と来年の公演の成功を祈り、その後全員で歌を捧げたという。

暖かな雨がゆっくりと地中に染み込んで行くように、子ども達の歌声は墓室の2人に届いたのだろう。

エピローグ (epilogo)

～芝居の最後に本編の補足をしたりする。締めくくり～

平成23年3月11日東北地方をかつてない大震災が襲った。

その日を境に生きていく上での価値観が変わった人も少なくないと思う。

文化に携わる者も、一様に文化の持つ意味について考えたのではないだろうか？被災地に米や水ではなく、はたして文化芸術は必要なのか？

身を引き裂かれるほどのダメージを受けた人達に電気や棲家ではなく、歌や踊りを届けてもいいのかと。

この惨憺たる状況の下、みんな立ちすくみ考えたはずだ。

文化になにができるのだろうと。

しばらくたち、救援物資も一通り行き渡り人々の涙も枯れかけた頃、すべての問いに答えるように、誰かが希望の歌を歌い始めた。

静かに歌い始めた。

開館26周年を経て図書館管理を考える

砂 川 郁 子
(浦添市立図書館)

はじめに

浦添市立図書館が開館してから今年4月で26周年を迎えた。開館25周年にあたる平成23年3月には「活性化・経済危機対策臨時交付金」により「かたりの部屋」及び「授乳室」、正面玄関前にはパーゴラを増築し、さらなる施設サービスが利用者に提供できることとなった。既存の「おはなしコーナー」についてもアクリル板が設置され、「おはなしコーナー」を利用する幼児や保護者に読み聞かせの場として今までよりもさらに、充実した環境が提供できるようになった。また授乳室の増築により、子育て中の利用者が安心して図書館に来館することができる環境が整ったと思われる。

日々、利用者サービスについてソフト面では向上しているが、施設整備の面では開館26周年を経て今後は安心・安全、利用しやすい図書館を目指して環境を整備していく必要があるため施設及び館内整備等の面を含めて図書館での現状を事例を挙げて検証していくこととする。

1 浦添市立図書館の館内外環境について

(1) 正面玄関（パティオ部分）の現状

浦添市立図書館の正面玄関部分（以下パティオ）とは約226平方メートルの広さにわたり琉球石灰岩が使用されている。琉球石灰岩は沖縄を代表する建築材料でありタイルや御影石などにはない、柔らかな印象を建築物にあたえることができる。パティオ中央にはがじゅまるの木も植樹されており沖縄らしい外観が施されている。

琉球石灰岩には日光が直射した場合でも表面温度の上昇を抑制する効果があり、コンクリートなどと比較しても熱くならないという利点がある。その反面琉球石灰岩は吸水性が高く、屋外では雨水を吸い、黒いコケが生えるという。さらに、滑りやすい素材であるため雨天時には常に「転倒注意」の看板を図書館入口に設置し利用者に注意喚起している状態である。安全については十分な配慮が必要であるが、開館当初の外観を損ねずに維持していくにはどのように対処したほうがよいか課題である。

(1)－①安全対策の現状として

雨天時に利用者がパティオで転倒する事があり、現在までに大きな事故は発生していないが以前より安全対策を講じる必要が生じていた。転倒の主な原因として考えられるのは①琉球石灰岩がもともと滑りやすい素材である②琉球石灰岩が雨水を吸水し、コケが生えることによりさらに滑りやすくなっているという2つの点である。現在の転倒防止策としては、雨上がりに高压洗浄機にてコケを洗い流して安全管理を行っている。しかし高压洗浄機を利用すると正面玄関自動ドアの開閉とともに館内に機械音が響くためしばしば、利用者より苦情がでるという現状である。

(1)－②さらなる安全対策を求めて

以上より開館時からの図書館の外観を変えることなく、また図書館の静寂を保ちながらパティオ部分を安全に利用できる方法を検討した結果、琉球石灰岩の表面を高濃度の酸で溶かし、表面に細かな凹凸を出し、滑り止めとする方法を採用する事とした。また高濃度の酸で溶かすのは表面上のごく僅かな部分であるため厚さ25mmの薄い琉球石灰岩でも、石が割れたりすることもなく施工できる。

施行については図書館の開館中は利用者の来館に支障をきたすため、年末の蔵書点検による休館日に実施する予定である。

(2) 図書館における本の落下防止について（～東日本大震災から学ぶ～）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において各方面で多大な被害が確認されているが、宮城県内の公共図書館において被害状況を確認したところ報告のあった県内34ヵ所全ての図書館で何らかの被害を受けていた。被害状況を簡略にまとめると以下のとおりとなった。

表 1. 3月11日発生時の宮城県内図書館の被害状況

宮城県 (34ヵ所)	地震被害率
本の落下	97%
書架の転倒	24%
建物の損壊	53%

被害の状況で最も多かったのはやはり、本の落下である。報告のあった宮城県内ほぼすべての図書館において本の落下が報告としてあげられている。3月11日の本震とその後の余震により書架の本すべてが落下した図書館も多数ある。その他にも書架転倒や建物の損壊といった施設面での被害報告は多々あるが、地震によるけが人の報告は見受けられない。

今回の地震による図書館内でのけが人は出ていないという報告であるが、地震は予測不可能な自然災害であり災害が起こった場合の被害は甚大であるため日常よりその対策が必要である。

(2)－①図書館における地震発生の際の対応について

現在までに、図書館開館中に沖縄県内で震度5以上の大きな地震が発生したことはないが、去る11月8日には開館中に久米島沖を震源とする震度3の地震が発生した。震度3ではあるが、揺れている時間が長く感じられ来館者も不安を感じていたと思われる。今回の地震発生の際の現状対応として、①本の落下によるケガ防止のため一般開架の直立書架を利用している方へ書架から離れるよう呼びかけを行う。②地震が長く続く場合、自動ドアを停止し手動で開閉ができる状態にし緊急時の避難経路の確保を行う。③ケガ人が発生していないか、また建物に損害がないか館内の巡回を行う。この3点を重点的に地震発生の際には対応した。

直近で発生した地震は平日の昼であったため利用者が少なかったという事と係長以上の職員が全員出勤していたという事があり避難指示系統に特に問題はなかった。さらに書架が転倒したり本が落下したりする事もなかったため大きな事故も発生しなかった。

(2)－②図書館における地震発生の際の対応課題

11月8日に発生した地震により特に被害は発生していないが、今後いつ大型地震が発生してもおかしくない状況であるため、地震による事故を防ぐためにも災害対策マニュアルを作成し職員へ周知す

る必要がある。施設管理面からの対策としては図書館内の書架に本の落下防止のテープを貼り地震の際に少しでも危険箇所を減らせるよう現在検討中である。

また地震の規模に応じて職員が利用者の安全を確保しつつ、迅速に避難誘導ができるよう館内のハザードマップに基づいた誘導経路を確認していくことが必要である。図書館ハザードマップについても現在作成中となっているが現段階での（案）を掲載する。ハザードマップについては、地震災害のみならず、火災などの災害にも避難誘導経路は有効であるため災害の際には統一して使用する予定である。さらに作成したハザードマップを有効的に活用できるためにも災害の際の指示系統について職員間で共通理解を持つ必要がある。（資料1）

2 浦添市立図書館の勤務体系による危機管理の指示系統について

(1) 現在の勤務体系より図書館の危機管理指示系統を考察する

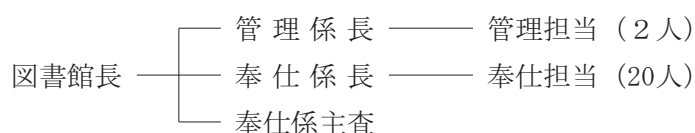
浦添市立図書館は開館時間や開館日により職員の勤務がシフト制となっているため災害時の指示系統を1本化することが難しいという現状である。災害時の指示系統についての検討についてが課題となっているため現在の勤務体系より図書館の危機管理指示系統を考察する。

現在浦添市立図書館の職員数は正規職員9名（うち1名育児休業中）、嘱託職員16名（館長含む）、臨時職員2名の26名体制で運営している。職員の配置は施設の管理業務と庶務を主とする管理係と図書館業務全般をみている奉仕係に分けられる。

危機管理状況を考察する上で開館時間や業務配置時間帯や人数から検討する必要があるため下記のとおり列記する。

表2. 組織図と事務分掌

（組織図 平成23年4月1日現在）



* 浦添市立図書館の開館時間

（浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条）

図書館の開館時間は午前9時30分から午後7時までとする。ただし館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

全部改正（平成18年教委規則5号）

* 浦添市立図書館の休館日について

（浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条）

- (1) 定例休館日 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定するこどもの日及び文化の日に当たる場合を除く。）
- (2) 祝日法に規定する日（こどもの日及び文化の日を除く）
- (3) 慰霊の日 6月23日
- (4) 年始休館日 1月2日から1月3日まで
- (5) 年末休館日 12月29日から12月31日まで
- (6) 資料整理日 毎月末日

(7) 蔵書点検日等 年間10日以内に館長が指定する日

2 前項2号に規定する日が同項第1号に規定する日に当たる場合は、その日以後において、最も近い休館日ではない日をもって、これに替えるものとする。ただし、成人の日（1月の第2月曜日）、海の日（7月の第3月曜日）、敬老の日（9月の第3月曜日）および体育の日（10月の第2月曜日）はこの限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)－① 浦添市立図書館の勤務体系について

・職員数

正規職員 9名（うち司書2名、司書補1名、うち1名育児休業中）

男女比率 男性職員2：女性職員7

臨時職員 2名（2名とも司書資格有り。うち1名は育休代替での配置）

男女比率 男性職員0：女性職員2

嘱託職員 16名（館長含む。11名司書資格有）

男女比率 男性職員5：女性職員11

職員数全体の男女比率（育休中を除く26人中） 7：19

・勤務時間

早出勤務 正規・臨時職員 8：30～17：15

嘱託職員（館長含む） 8：30～17：00

遅出勤務 正規・臨時職員 10：45～19：30

嘱託職員 11：00～19：30

・勤務日数

正規職員・臨時職員 週5日勤務（勤務時間及び勤務日はシフト表による）

館長（嘱託職員） 週3日勤務

嘱託職員 週4日勤務（勤務時間及び勤務日はシフト表による）

・カウンターへの配置人数

配置時間帯	中央カウンター		沖縄学・アメリカ情報コーナーカウンター		備考
	平日	土・日	平日	土・日	
9：30～12：00	3名	4～5名	1名	1名	
12：00～14：00	3名	3～4名	1名	1名	遅出勤務
14：00～16：30	3名	4～5名	1名	1名	
16：30～19：00	3名	3～4名	1名	1名	遅出勤務

(1)－② 浦添市立図書館の勤務体系からの課題

図書館の開館は本庁と異なり上記のとおり、開館日および開館時間が定められている。勤務人数に関しては上記に記載されているとおりの内訳となっており、男女比率からみても女性職員が多数を占めている。火曜日から金曜日までの平日については正規・臨時・嘱託職員を合わせて早出の時間帯に最大（館長含む）20名の出勤があるがカウンター対応以外は事務室での業務やとしまる巡回などが

あり、在館職員数については常に一定ではない。遅出については中央、沖学・アメリカ情報コーナーカウンター合わせて4名での対応となる。ここで課題となるのが正規・臨時職員の勤務終了時間である17:15分以降はカウンター職員4人しか職員がいない場合があり万が一、災害が発生した場合はこの人数で対応しなければならないと考えておく必要がある。また土・日に関しても職員数が平日より半数に減る。しかし図書館への年間来館者数のうち週末の来館者は全体の約43%と大部分を占めている。図書の年間貸出冊数についても47%が週末の利用となっており、少ない人数でカウンターを対応する必要があるが災害が起こった際は性別を問わず現場での的確な対応が必要であることから、日頃より災害の際の対応については共通理解が必要である。

(1)－③ 浦添市立図書館の勤務体系による災害時の指示等について

さらに災害時の対応については指示系統を確立しておかなければならない。勤務形態に合わせて指示者が不在の場合も想定されるため第2指示者を設ける必要があると考え、危機管理マニュアルでは下記の通りに役割を分担する案を現在調整中である。

表3. 災害時の指示内容及び指示者

		第1指示者	第2指示者	現場担当者
(1)	災害場所等の特定及び情報収集	館長もしくは管理係長	第1指示者が不在の場合は奉仕係長	管理係施設担当もしくは管理係庶務
(2)	災害発生時の役割指示	館長もしくは管理係長	第1指示者が不在の場合は奉仕係長	管理係施設担当もしくは管理係庶務
(3)	災害時の緊急放送	管理係長	奉仕係長	
(4)	災害時の利用者の安全確認及び館内での避難誘導	管理係長	奉仕係長	管理係及びカウンター職員
(5)	災害時の利用者の館外での誘導	奉仕係長	第1指示者が不在の場合は主査	管理係及びカウンター職員
(6)	館内での最終確認	管理係長	奉仕係長	

3 これからの安全管理・危機管理について

今回、図書館の施設面・管理体制の面から安全管理・危機管理について考察したが、いかにして施設面での事故を予防するか、自然災害については迅速な対応ができるかが重要なポイントとなる。これからも日頃より館内の危険箇所をなくしていきながら、自然災害については利用者を含めた避難訓練を実施するなどの対応を検討していきたい。

また今回指示系統を一覧にしているが、その判断に基づきカウンター職員は災害発生時には対応することが前提となるが、平日の遅番や土日の場合は上記の第一指示者及び第二指示者まで不在となる可能性も否めない。

災害はいつ起こるのか想定できないため、カウンター職員のみでの判断が求められる場合もあるのがカウンター職員のみの場合の指示割振りは勤務シフト表に基づき割り振ることが必要であるため、シフト表での割振りについても現在提案中である。

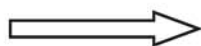
現在はまだ、危機管理マニュアルの作成は案の段階であるが、作成することにより様々な災害を想定し、その対処方を一覧にすることで、どの職員でも対応できるよう今後とも安全対策を含めて業務に臨みたい。

参考文献 * 東日本大震災関連情報（宮城県図書館） * 平成22年度 浦添市立図書館月報

図書館ハザードマップ

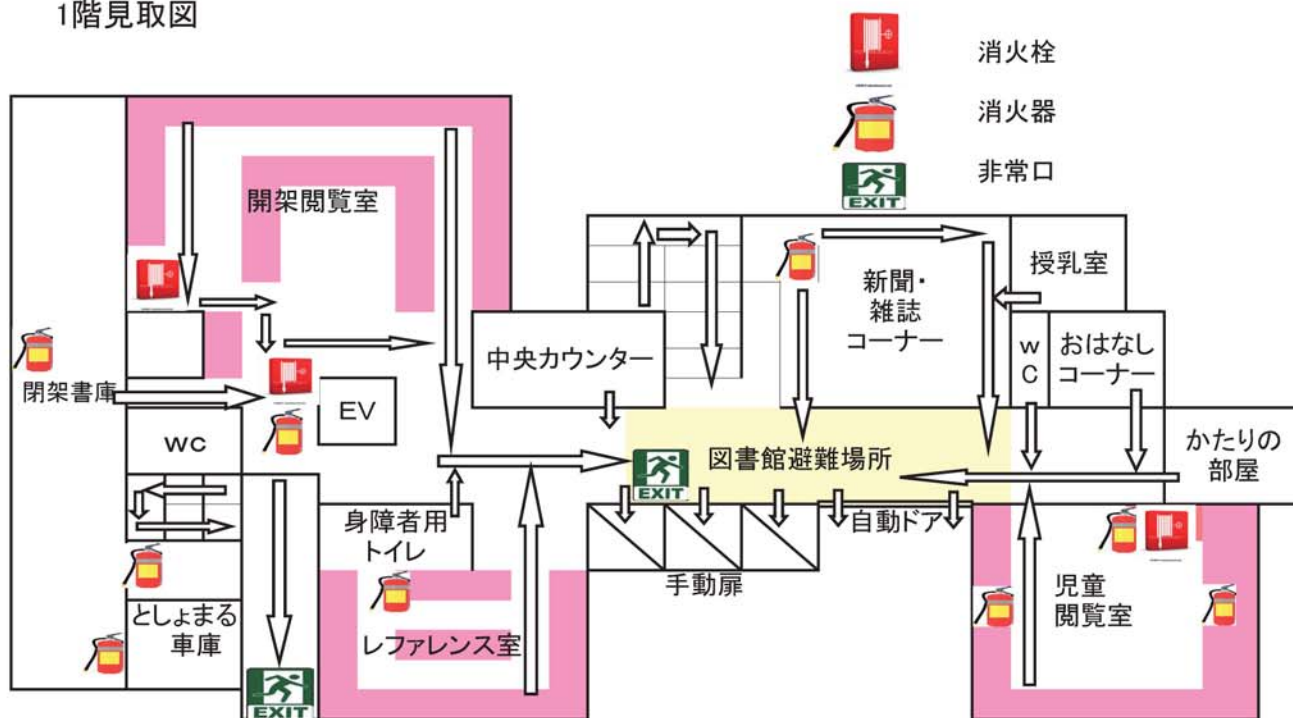


… 本棚のエリア
地震が発生した場合、本が落下したり本棚が倒れる可能性があります。
揺れを感じたら、速やかに本棚から離れ揺れが収まるのを待ちください。

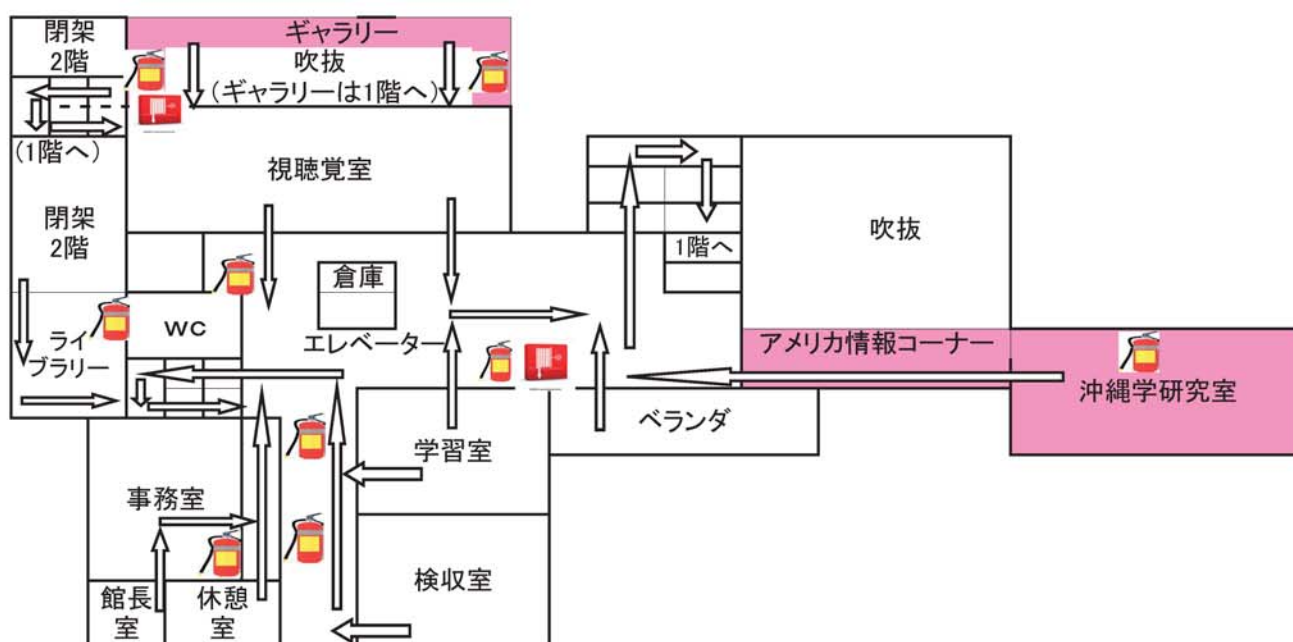


… 図書館内の避難経路です。
災害の際は、係員の誘導に従い速やかに避難してください。

1階見取図



2階見取図



歴史的な琉球漆器の科学分析と漆工技術

本多 貴之・宮腰 哲雄

(明治大学理工学部応用化学科)

宮里 正子・岡本 亜紀

(浦添市美術館)

概 要

歴史的な琉球漆器がどのような種類の漆を用いて作られたかを知るために熱分解-GC/MS (ガスクロマトグラフィー/質量分析) 法による漆の種類を識別する方法と、琉球漆器の漆工技術を探るためのクロスセクション法により、種々の琉球漆器の剥落片を分析したので報告する。

はじめに

15世紀に成立した琉球王国は、中国明・清王朝と朝貢・冊封関係を築き、中国はじめ朝鮮、日本、東南アジア諸国との交易や文化交流を通して、特色ある王朝文化をつくりあげた。とくに中国からは、朝貢国として破格の待遇を受け、多くの文物と各種の技術が伝わった。その一つが琉球の漆芸だと考えられている。

16世紀には琉球独自の優れた漆芸品が生み出され、各国との交流品として生産された。当時の琉球漆器には、細密な線彫りの沈金や、のびやかな文様の朱漆螺鈿などがある。1609年に琉球王国は島津氏に侵略されたが、漆芸は、その支配下でも日本の影響を巧みに受けとめながら螺鈿を中心に独自の発展を遂げた。王府の奉行所では、将軍家への献上品や諸大名への進上品、あるいは中国皇帝への朝貢品として、黒漆に精巧な螺鈿や沈金などの作品が製作された。19世紀になると民間工房の生産も盛んになり、再び朱漆が多くなり、また量産に適した箔絵や堆錦による様式化された文様が多くなった。このような歴史的な琉球漆器がどのような漆を用いて作られたかに関心が高まっている。そこで本研究では熱分解-GC/MS分析などの科学的な分析法を用いて検討した。

本研究に用いた試料は、浦添市美術館所蔵の作品7点から得られた剥落片を用いて熱分解-GC/MS分析法およびクロスセクションで分析を行なった¹⁾。

表 研究に用いた歴史的な琉球漆器

漆4	緑漆牡丹唐草石畳沈金膳
漆25	黒漆花鳥螺鈿文庫
漆31	黒漆蓮池人物螺鈿印箱
漆32	黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合
漆39	黒漆樹下人物螺鈿文庫
漆46	黒漆花円文螺鈿合子
漆72	黒漆楼閣人物螺鈿飾棚

番号：浦添市美術館の収蔵番号

表 研究に用いた琉球漆器の概要

収蔵 番号	作 品 名	制作年代 (世紀)	作品寸法 (cm)	概 要
漆 4	緑漆牡丹唐草石畳 沈金膳	16～17	縦36× 横36.4× 高4.1	琉球漆器の16～17世紀の初期琉球漆器の特徴とされる、緑漆塗りに、器物全体に牡丹唐草文様が描かれている。ただ沈金の線などから、基準資料といわれる久米島の神女・君南風の沈金丸櫃（1500年）よりは、時代は下るかと思われる。
漆25	黒漆花鳥螺鈿文庫	17～18	縦44.2× 横33.9× 高13	様々な大きさの貝を組み合わせた文様表現の作品。地文様がなく、各面文様違いの絵画的な花鳥図が特徴。黒漆に螺鈿技法と中国的な花鳥図、という琉球漆器17～18世紀の特徴的な作品にあたると考えられている。
漆31	黒漆蓮池人物蝶螺 鈿印箱	17～18	縦11.9× 横11.9× 高9	この作品も黒漆に螺鈿の技法。初期琉球漆器では貝の下に白い下地を施して貝がやや厚く柔らかな色合いに見せることがなされているが、この作品でも貝の下に白下地が施されている。また、やはり初期琉球漆器では貝の回りを金で縁取るという表現がされるが、この作品も貝の回りを赤色漆で縁取り、上から箔粉が蒔かれている。
漆32	黒漆麒麟葡萄栗鼠 螺鈿重香合	17～18	縦10.3× 横10.3× 高11.3	蓋表には二頭の麒麟、側面に葡萄栗鼠文を螺鈿で表わしている。側面に見える葡萄と栗鼠の文様は琉球漆器では人気が高く、様々な作品が残っていて、この作品も、そのうちのひとつと考えられている。この作品も漆31と類似した縁取りの技法が用いられている。
漆39	黒漆樹下人物螺鈿 文庫	18～19	縦38× 横27.2× 高9.5	樹下（屋外）に佇む高士と従者の図は、琉球漆器でもしばしば出てくる図柄。この作品も黒漆に螺鈿技法だが、空間のあいた文様表現から、他の作品より時代が下ると考えられている。蓋や身の角が膨らんでいたり、画面に枠線がなかったりと、やや琉球漆器のパターンからは外れている作品。
漆46	黒漆花円文螺鈿合 子	17～18	径41.6× 高7.7	器物の表全体に、数多くの小円文とその内側に菊やバラ、石榴、雲に蝙蝠などが螺鈿で表されている。貝を細かく切って文様の形に並べたり、錫板を切って貼るなど細密な表現がなされる。貝が大きく加工できるようになる前の段階の作品と考えられる。
漆72	黒漆楼閣人物螺鈿 飾棚	17～18	奥行34× 幅76× 高80	日本式の飾棚。引き戸などには枠を設け、楼閣人物図や柳下人物図、岩に虫花といった図柄が螺鈿で施されている。枠外側や縁は三角や長方形に切った貝を並べ、花菱亀甲文や三角波型文で埋め尽ており、漆46と同じく貝が大きく加工できるようになる前の文様表現が用いられている。

分析方法

2.1 日本・中国、ベトナムおよびタイ・ミャンマー産漆膜の調製

分析の標品として用いた日本・中国、ベトナムおよびタイ・ミャンマー産漆膜の調製は、福島県会津若松市郊外の漆窪地区に生育するウルシの木 (*Rhus verniciflua*) から得られた漆液、中国城口産生漆（市販品）、ベトナム Tam Thanh 県 Hung Hoa 市郊外の漆畑に生育するハゼノキ (*Rhus succedanea*) から採取した漆液、タイ・ミャンマーに生育するブラックツリー (*Melanorrhoea (Gluta) usitata*) から得られた漆液を、それぞれ76 μ m アプリータでガラス板に塗布した。その後、日本と中国産漆は20℃、70% RH の恒温恒湿乾燥器の中で乾燥し、ベトナムとタイ・ミャンマー産漆は20℃、80% RH で乾燥させた。その後、常温で一年間以上経過したものを標品として用いた。

2.2 熱分解装置

漆器の剥落片の分析は、主に熱分解-ガスクロマトグラフ/質量分析装置を用いた。本装置は熱分解装置、ガスクロマトグラフ、質量分析装置及びデータ処理装置から構成されている。この分析は熱分解装置で、微量な漆膜片を瞬間的に高温にして熱分解し、得られた生成物をガスクロマトグラフのキャピラリーカラムに導入し、各成分に分離した。その後質量分析計で各成分のパイログラム、質量スペクトルを測定する。本装置名と分析条件を次に示した。

〈分析装置〉

熱分解装置はフロンティア・ラボ社製ダブルショットパイロライザーPY-2020 iD、ガスクロマトグラフはAgilent 社製ガスクロマトグラム HP6890、質量分析装置は HPG 5975A、キャピラリー分離カラムは UltraAlloy PY1 (HT/MS) (100% methylsilicone)、30m、直径は0.25mm、膜厚は0.25 μ m を用いた。

〈分析条件〉

熱分解温度は500℃、イオン化電圧は70eV、ガスクロマトグラムカラム温度：40℃（2 min Hold）（12℃/min）320℃（10 min Hold）、インジェクション温度：280℃、インターフェイス温度：280℃、質量分析計室内温度：180℃、カラム流量：ヘリウム、1.0 ml/min を用いた。

2.3 熱分解-ガスクロマトグラフィー/質量分析による琉球漆器の剥落片の分析

漆膜の一片 1～0.5 mg 程度を熱分解装置の試料カップに入れ、500℃で1秒間加熱し、上記の分析条件で測定を行った。

2.4 断面分析

漆器制作工程を推定するために今回の試料片の内、試料量の比較的多い漆25・漆46・漆39の3試料について断面分析（クロスセクション）を行った。断面分析にはエポキシ樹脂の53型（株式会社 三啓 社製）を用い、樹脂包埋を行った後に薄片とし顕微鏡の透過光にて観察を行った。顕微鏡には偏光顕微鏡（ニコン社製 ECLIPSE LV100POL）を用いた。

結果と考察

3.1 東南アジアの漆液について²⁾

漆は日本・中国のみならず東南アジアの諸国でも漆液は採取され、いずれも漆器の塗装に使われている。しかし漆は生育する地域によりその種類は異なり、含まれている成分組成も異なる。日本・中国に生育する漆は *Rhus verniciflua* に属し、ウルシオール（分子量320）が主要な成分である。一方、ベトナムや台湾に生育しているのは *Rhus succedanea* でラッコール（分子量348）を主要な成分とし、タイ・ミャンマーに生育する漆は *Melanorrhoea (Gluta) usitata* はチチオール（分子量348）を主要な成分とする漆である。

3.2 琉球漆器片の分析結果と考察^{1, 3)}

琉球漆器のひとつである黒漆花鳥螺鈿文庫（漆25）から得られた微量な剥落片を熱分解-GC/MS 分析法で分析した。その結果、ウルシの主要な脂質成分であるウルシオールに由来する 3-ペンタデシルフェノール（分子量304）に相当する m/z 304 の質量クロマトグラムとその質量スペクトルを調べたところウルシオールが認められた。更に質量クロマトグラム m/z 108 及びそれらの質量スペクトルを検討した。それらのフラグメントピークはウルシ特有の 3-アルキルフェノールであり、また特徴的な熱分解生成物として 3-ヘプチルフェノール（C7）が確認された。このようなことから漆器の製造に使われた漆液は、日本あるいは中国に生育する *Rhus verniciflua* に属するウルシの木から得られた漆液を用いたことが分かった（図1）。

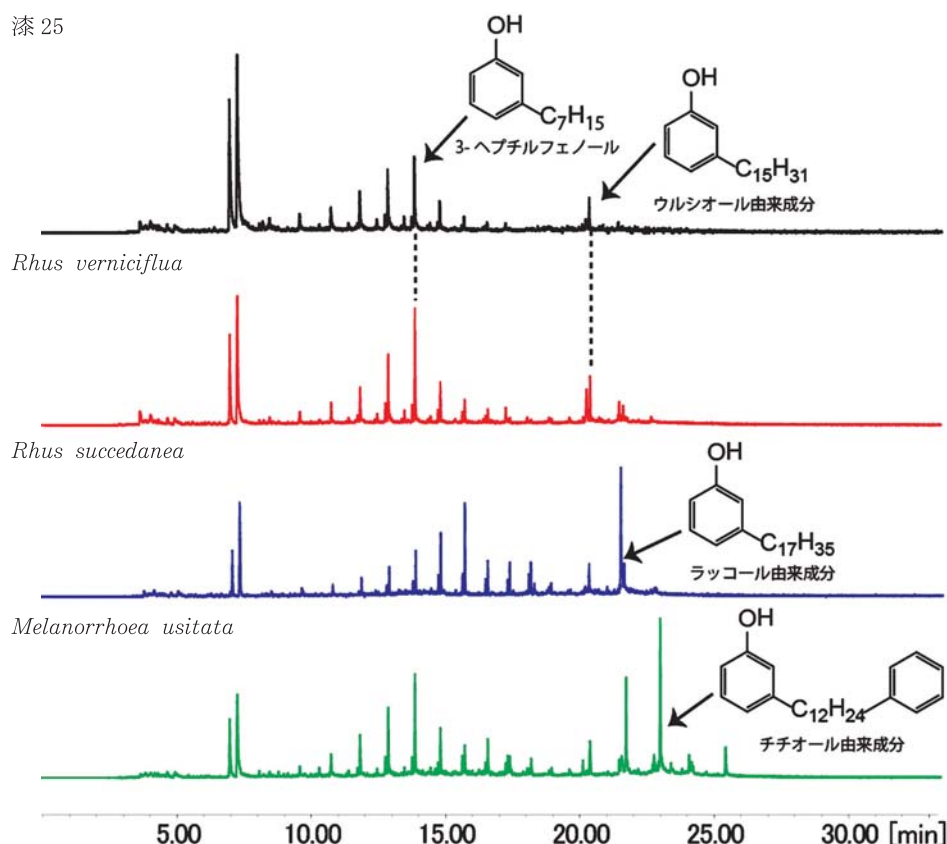


図1 黒漆花鳥螺鈿文庫（漆25）の分析結果と標準試料の比較
(m/z 108のマスクロマトグラフィー)

更に黒漆蓮池人物蝶螺鈿印箱（漆31）、黒漆花円文螺鈿合子（漆46）および黒漆楼閣人物螺鈿飾棚（漆72）の剥落片を同様に熱分解-GC/MS分析法で分析したところ、ウルシの主要な脂質成分であるウルシオール、質量クロマトグラム m/z 123でアルキルカテコール類、質量クロマトグラム m/z 108でアルキルフェノール類が認められたことから、これらの漆器に塗られていた漆液は、日本あるいは中国の漆 *Rhus verniciflua* が使われたことが分かった。



写真① 漆25 黒漆花鳥螺鈿文庫



写真② 漆31 黒漆蓮池人物蝶螺鈿印箱



写真③ 漆46 黒漆花円文螺鈿合子



写真④ 漆72 黒漆楼閣人物螺鈿飾棚

緑漆牡丹唐草石畳沈金膳（漆4）と黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合（漆32）から得られたそれぞれの剥落片についても同様な本方法で分析した。その結果、いずれの試料からもラッコール、3-アルキルカテコール及び3-アルキルフェノールが確認された。また特徴的な熱分解生成物として3-ノニルカテコール（C9）と2-ノニルフェノール（C9）が確認された。これらのことから漆器に使われた漆液はベトナムあるいは台湾に生育する *Rhus succedanea* 漆であることが分かった。（図2）

漆 32

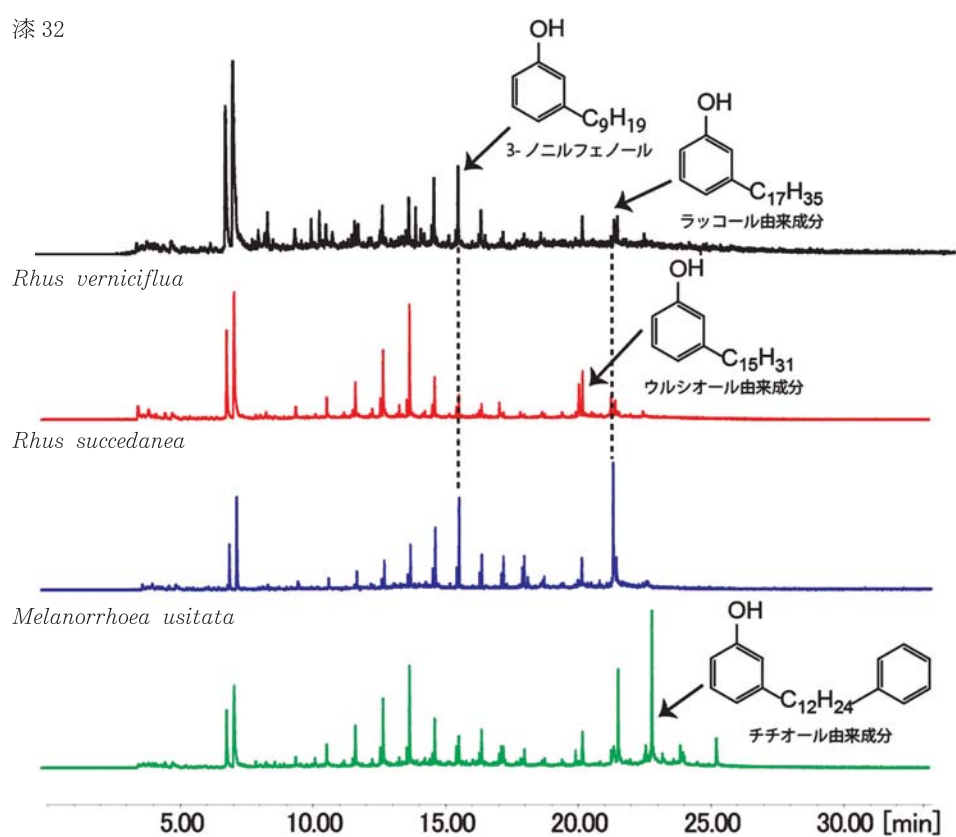


図2 黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合（漆32）の分析結果と標準試料の比較
(m/z 108のマスキロマトグラフィー)



写真⑤ 漆4 緑漆牡丹唐草石畳沈金膳



写真⑥ 漆32 黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合

写真 ベトナム・台湾系のハゼノキ *Rhus succedanea* を用いた漆器

また黒漆樹下人物螺鈿文庫（漆39）の剥落片を熱分解-GC/MS法で分析したところチチオール（分子量 348）が認められた。このことからこの塗膜はタイやミャンマーに生育するブラックツリー漆 *Melanorrhoea* (*Gluta*) *usitata* を用いたものであることが分かった。（図 3）

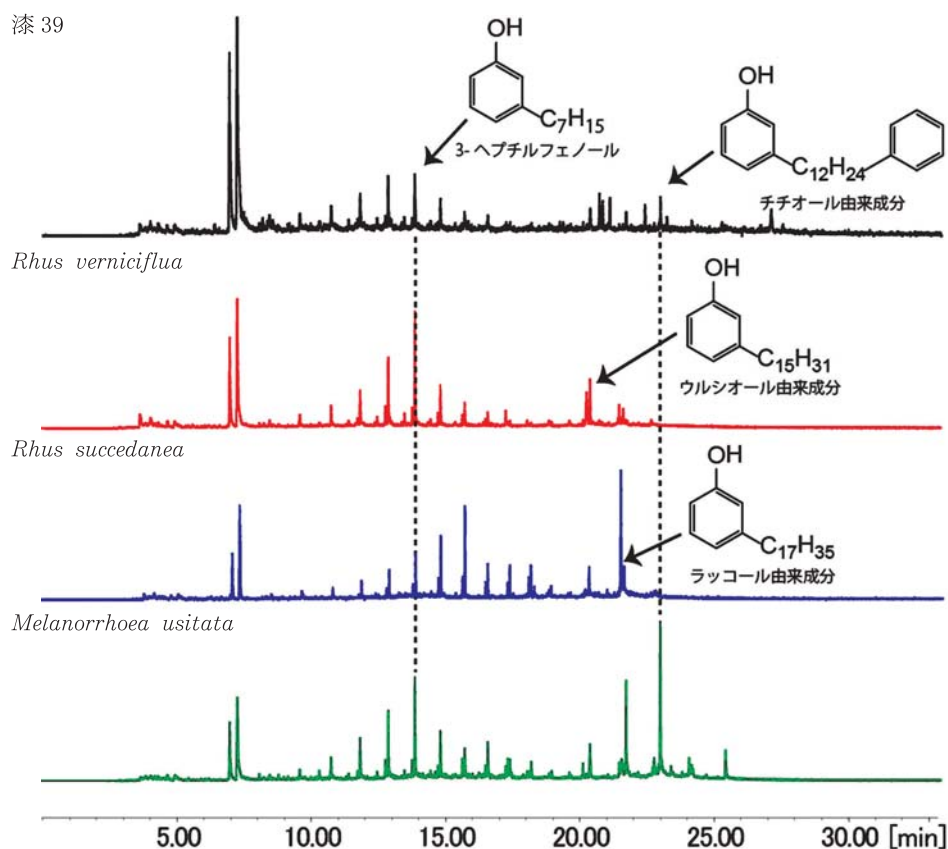


図 3 黒漆樹下人物螺鈿文庫（漆39）の分析結果と標準試料の比較
(m/z 108のマスキロマトグラフィー)



写真⑦ 漆39 黒漆樹下人物螺鈿文庫

これらの結果を次の表にまとめた。

表 琉球漆器片の熱分析－GC/MS 分析結果

日本・中国系漆 *Rhus verniciflua*

漆25 黒漆花鳥螺鈿文庫

漆31 黒漆蓮池人物螺鈿印箱

漆46 黒漆花円文螺鈿合子

漆72 黒漆楼閣人物螺鈿飾棚

ベトナム・台湾系漆 *Rhus succedanea*

漆 4 緑漆牡丹唐草石畳沈金膳

漆32 黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合

タイ・ミャンマー系漆 *Melanorrhoea (Gluta) usitata*

漆39 黒漆樹下人物螺鈿文庫

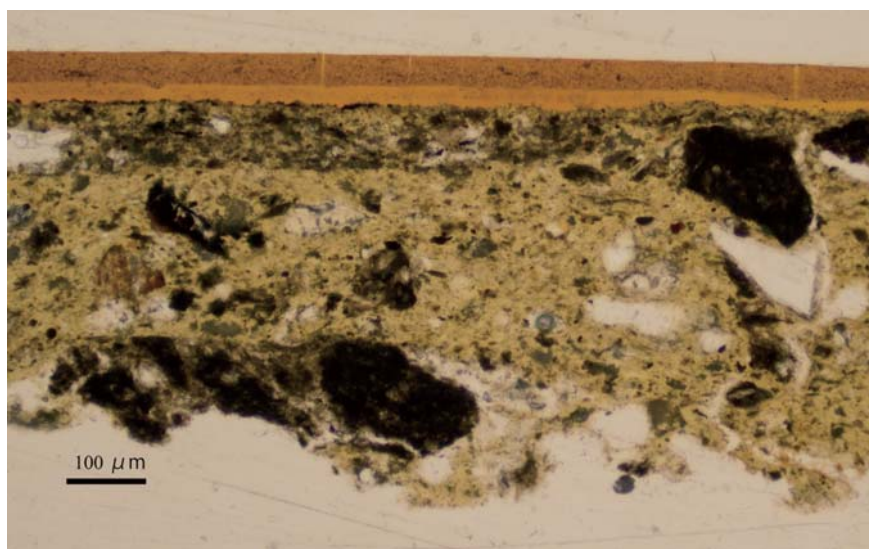
番号：浦添市美術館の収蔵番号

今回、熱分解 GC/MS 分析法で琉球漆器 4 種からウルシオールが認められたことから、これらに使われた漆液は日本・中国のウルシの木 *Rhus verniciflua* の樹液が使われたことが分かった。また同様に熱分解 GC/MS 分析法で 2 種類の琉球漆器からラッコールが認められた。この漆液はベトナム・台湾のハゼノキ *Rhus succedanea* の樹液が利用されたものである。さらに 1 種類の琉球漆器からチオールが認められたことから、この漆液はタイ・ミャンマーのブラックツリー *Melanorrhoea (Gluta) usitata* の樹液であることが分かった。

またこれらの琉球漆器からいずれも油が検出された。つまり油の混入した漆液が使われていたのである。この種の油を添加した漆は、現在は朱合漆と呼ばれ、漆の光沢を上げるために使われている。

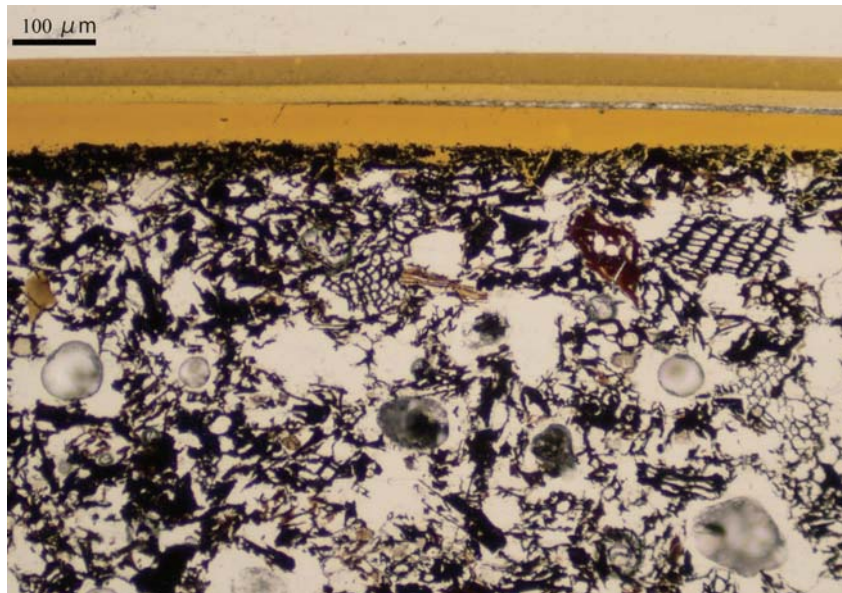
3.3 断面分析による考察

今回、観察した試料の写真を写真⑧～⑩に示す。



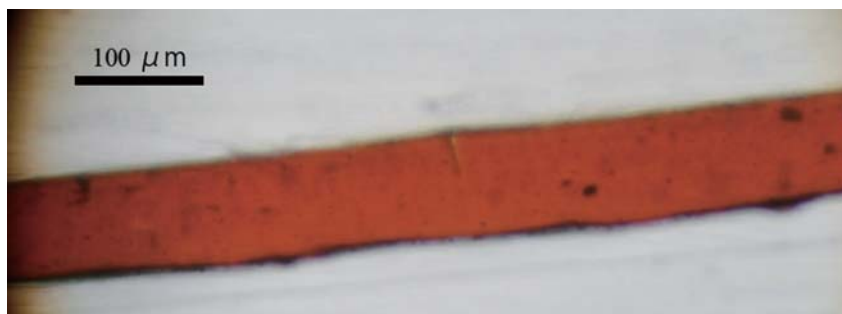
写真⑧ 黒漆花鳥螺鈿文庫 (漆25)

写真⑧黒漆花鳥螺鈿文庫（漆25）は下地に鉾物が混入しており、砥の粉下地などが施されていることが分かる。この下地層は大きめの鉾物の層と細かな鉾物の層が混在しており、おそらく2種類の下地を使っている事も見て取れる。さらに、漆層は2層存在しているものの、共に顔料の混合は見られない。黒漆塗りに見えるのは、下地層が透けているためと思われる。



写真⑨ 黒漆花円文螺鈿合子（漆46）

写真⑨黒漆花円文螺鈿合子（漆46）は細かな黒い粒と共に、格子状の部分の存在も確認できる。以上のことから下地に炭下地が利用されていることが分かる。この下地層は非常に厚く、剥落部分は下地を厚く塗る必要があった部分から落ちた物ではないかと想像できる。また、漆層は3層の塗りが確認できるものの、表面から2層目と3層目の間に細かな粒子が存在している部分が散見され、上2層は制作時では無く後の修理で施された可能性もある。この点は、浦添市美術館紀要3号に発表された記述『過去、数回にわたって修理が行われた様子・・・』と一致していることから、おそらく後世修理の塗りではないかと考えられる。



写真⑩ 黒漆樹下人物螺鈿文庫（漆39）

写真③黒漆樹下人物螺鈿文庫（漆39）の剥落片は単純に1層のみの薄膜であった。ただ、螺鈿の作品において塗りにはこのような単層塗膜はあまり用いられないことから、貝の剥落止めや部分部分を修理した際に使われた漆の剥落した物である可能性が高いと考えられる。

まとめ

以上のように、浦添市美術館の所蔵作品7件の漆器片を、熱分解ーガスクロマトグラフィー／質量分析法で分析したところ4点は*Rhus vemiciflua*の漆液が使われ、2点は*Rhus succedanea*の漆液が使われ、1点は*Melanorrhoea* (*Gluta*) *usitata*であることが確認された。琉球漆器にどのような漆液が使われたか、またその漆液はどこで生産されたかなど、謎である。このことについては、今後多くの琉球漆器を分析し、さらにデータを収集する必要がある。

琉球は15世紀ころには日本から生漆を輸入し、中国へ漆器を輸出していたという記録もある⁴⁾ことから、海外から漆液を輸入したと考えられる。しかし、これ以前の14世紀には、東南アジア諸国との交易の中で、文物の交流があったということを考えると、東南アジアから漆液を輸入していた可能性もある。

また、17世紀初頭から18世紀半ばには、八重山諸島で漆を植林していたとの史料もある⁵⁾。また、近世後期における琉球王府貝摺奉行所製の漆器の製作仕様を記録した貝摺奉行所文書^{6,7)}には「吉野漆」「和地漆」「唐地漆」など漆の名称が記入されており、日本産や中国産の漆を使用した可能性があるが、これらの漆がどのような種類の漆であったかは解っていない。

このように、「琉球漆器の製作にどのような漆液が用いられたのか」という課題について、作品から漆の産地同定などの科学分析を行うことは意義が大きい。この疑問を解決することにより、琉球漆器の材料の調達先や生産体系が明らかになっていくものと考ええる。

以上のようなことから歴史的な琉球漆器を熱分解ーGC／MS法で分析する方法や、最近開発されたSr同位体比分析法を用い、または琉球の出土漆や歴史的な漆塗りの建築塗装物を分析することで、琉球漆器の製造に使われた漆の産地同定研究に取り組みたいと考えている。

参考文献

- 1) 『浦添市美術館紀要』第1号(1991年)～第9号(2000年)
- 2) 宮腰哲雄、永瀬書助、吉田孝『漆化学の進歩』アイピーシー出版 2000年
- 3) R.Lu, X. Ma, Y. Kamiya, T. Honda, Y. Kamiya, A. Okamoto, T. Miyakoshi, J. Anal. Appl. Porolysisi, 80 (2007), 101-110.
- 4) 荒川浩和、徳川義宣『琉球漆工藝』日本経済新聞社 1977年
- 5) 琉球漆器研究会「八重山における漆関係史料(『参遺状』より)」『琉球漆器』第1号(1983年)
- 6) 「貝摺奉行所関係」那覇市企画部文化振興課編『那覇市史資料編第1巻10琉球資料(上)』275-350頁所収 1989年
- 7) 「貝摺奉行所文書」沖縄県史料編集所編『沖縄県史料前近代1 首里王府仕置』319-426頁所収 1981年

現地調査報告－タイ及びミャンマーの漆芸－

宮 里 正 子・岡 本 亜 紀

(浦添市美術館)

はじめに

沖縄県は、明治12年（1879）の琉球処分いわゆる廃藩置県までおよそ500年にわたり独自の琉球王国を形成していた。王国の政治・経済基盤は、中国との深い関わりを背景に、日本や朝鮮、さらに現在の東南アジアである南方諸国との交易を担うことで成立していた。したがって、王国には交易国の文化を受容しながら、複合文化的要素の濃い特色ある沖縄文化が形成された。

とりわけ漆芸は、王国を代表する礼物として中国皇帝や日本の将軍などに贈呈された。漆芸技術は、中国や日本から大きな影響を受けつつも、その気象環境などから東南アジア諸国との共通技法が過去の調査からもうかがえる。

今回平成22年3月8日（月）～同年3月26日（金）の期間、山本文二郎漆科学研究助成を得てタイ・ミャンマーで漆の調査を行った。調査は立体的な加飾技法の沖縄の「堆錦」と東南アジアの「堆起漆」の比較及びタイの螺鈿^{らでん}の復元、ミャンマーの漆樹と漆液採取の状況確認が目的である。この報告はその調査をまとめたものである。

1. タイの漆芸

今回の最初の調査として、まずはじめにシャム大学の高田知仁氏の案内でタイ文化省芸術局伝統技術部（ナコンパトム県）を訪問した。伝統技術部のポーさん（WEERAYA JUNTRADEE）に部内を案内してもらおう。ポーさんは陶芸が専門で、愛知芸術大学に留学経験があり、日本語も堪能な女性である。伝統技術部は伝統的な文化財の保存修復に関わる部署で、専門の職員が実際に作業に携わっている。

●螺鈿（クルワン・ムック）部門

復元中の螺鈿の扉を見せてもらう。幅90×高さ250cm程の木の扉左右に、螺鈿で文様を施している。手順として、まず長い金属の板で直線を取り、枠の貝を貼っていく。そのあと枠内の文様を貼り付けていく。見学した段階では、貝を下絵の紙ごと貼って、3～4回漆塗りした状態。貝が厚いため、貝を埋めるのに5～6回以上塗り重ねるという。漆はミャンマー産で、混ぜ物はしていないという。

螺鈿の貝は夜光貝（ホイ・ムック・ファイ）を使用。24～5cmの大きさに6千円ほどするという。貝はグラインダーで削り、1.5～3mm弱の厚さに加工する。琉球の煮貝のような技法は行っていない。

貝を器物に貼るには2つの方法があるという。1つは下絵に切った貝を貼り、それを紙から外して1片ずつ器物に貼り付けていく方法。もう一つは薄い紙に漆で貝を貼り、紙ごと器物に貼り付けていく方法。扉は2番目の方法が用いられていた。

螺鈿部門の中に、堆錦と似た技法、堆起漆（ラック・ティライ）が行われていた。仮面や小道具の細かい文様をつける技法で、ラック・サ・ムック（漆とココナツやバナナの葉、動物の骨などを焼い

た灰を混ぜた材料)を、型に押し付けて小さいパーツを作ったりひも状に延ばしたりする。型は昔は石製だったが、現在は合成樹脂で作られている。型や型押し棒からラック・サ・ムックをはがれやすくなるため、薄めた洗剤を型に塗る。硬化したラック・サ・ムックは、湯せんにして柔軟さを戻して使う。

ラック・ティライはそのままだともろいので、ドライヤーで温めながら、曲線などを作る。文様のパーツを木や皮などの胎に接着するが、接着剤として、漆と木の油を混ぜたラック・トゥ・アックを使用する。最後に、ラック・ティライの上からナム・キエン(漆)を塗り、金箔を貼る。



螺鈿の復元

●箔絵(ライ・ロット・ナム)部門

調査時は作業をしておらず、チャローン先生に話をうかがう。箔絵部門は寺院関係の器物や博物館の文化財の保存修復を行っている。先年は王家の葬儀の時に使用する王室御座船(王族の棺や大僧正を乗せる舟形の車)の修復プロジェクトに関わる。

箔絵(ライ・ロット・ナム)のマスキング材料は、ナヤム・ホラダンと呼ばれ、ホラダン(石黄)とヤンカティン(アラビアゴムのようない材で輸入品)、ソンポイ(タマリンドの一種の豆をさやごと煮た汁)を混ぜて作る。昔はヤンカティンではなく、マクウィット(マクウィットという木の樹液)であったが、現在手に入りにくくなっている。

ナヤム・ホラダンは、水分を減らすと保存がきき、使うときはさらにソンポイの汁を加え液状にして使用する。

使用する漆はミャンマー産だが、20年ぐらい前まではタイ産を使用。大事な文化財の修復には、チェンマイまで行って漆を購入する。金箔はタイ製。バンコクにも工房が有る。

貼った金は水で洗い流すのではなく、紙を置いて霧吹きで湿らせ、コットンで押さえ、はがしながら取っていく。これは古い技法であるという。

●仮面(ホア・コーン)製作部門

宮廷の仮面劇などで使用する仮面を製作。マヌーさんに話を聞く。マヌーさんは地方の村で仮面作りをする職人だが、現在は芸術局で指導をしているとのこと。仮面は昔は木で作っていたが、現在は紙製。顔の凹凸などはラテックスで造形する。耳は皮製で、変形防止のため針金を付けている。

頭飾り部分にラック・ティライを使用。飾りは部分によって文様が決まっているため、それを勉強して作らなければいけないという。

●木彫部門

木の椅子にガラス象嵌用の穴を彫っていた。木彫部門で穴を彫り、ガラス象嵌部門でガラス、その後金箔貼りと分業しているという。

側に修復途中のアユタヤ末(18世紀)の椅子あり。欠けた部分に新しく木彫したパーツを取り付けてあった。

2. ミャンマーの漆芸

今回のミャンマーでの調査はパガン、マンダレー、インワ、チャイントン、カロー山中のジャウンピュー村、インレー湖、チャウカ村を回り、漆器工房や関連工房での製作の状況や、漆樹と漆の採取について聞き取りを行った。



東南アジア地図

1) 漆器工房

①EVER STAND (パガン)

40名以上の職人を抱える大きな工房。

- ・材料のユイ（朱）や石黄は中国産、ミャンマー産もある。漆はシャン州から購入している。電話で注文すると、50kgほどの缶をバスで届けてくれる。
- ・ミャンマー内の漆産地として、シャン、ネピドー、モンユア、モロミヤインがある。漆かきのシーズンは11月～2月。
- ・砥石には軽石を使用。仕上げの磨きに、木の化石を粉にしたものを使用する。

〈製作工程〉

- ・購入した缶の漆を精製。
- ・くろめは太陽光ではなく、ライトの下でモーターで回転させる機械を使う。
- ・下地はチークの木の粉と漆を混ぜたシッ・ファ（一辺地）を使用
- ・次に漆とノー（土を粉にしたもの）を混ぜたノー（二辺地）を用いる
- ・塗りあがった漆器は地下室になっているミー・ダイ（室）へ。湿度を上げるため、時々水をまくという。
- ・加飾は蒨醬技法が中心。色材の糊ぶせにはタノン・ゴー（アカシア糊を水で溶いたもの）を用いる。



ミャンマー中・北部地区



開けたての漆缶から表層の塊を取る



色漆を濾す

②MYA THIT SAR (パガン)

32人の職人を抱えるという工房。主人は4代目。オリジナルデザインが多い。

- ・漆はシャン州より購入。
- ・胎は竹、馬尾胎、チーク材の3種類を使っている。下地材は、牛の骨を焼き粉にしたものと漆を混ぜ使用すると丈夫になる。土の粉などは用いていない。4回ほど塗り重ねる。

③GOLDEN CUCKOO (パガン)

職人45人を抱えるという工房。社長は4代目(1997年に1週間ほど輪島へ旅行したことがあるという)。器物の底裏に鳥のトレードマークを入れるが、鳥を嫌がる人もいるためマークのないものもある。店頭では工房で製作していない商品を仕入れ、販売していた。

④CHAN THAR THU (パガン)

職人15人の工房。聞きとりを行った主人のコー・ティン・テーさんは1955年生まれ。アジア職人文化専門会議やユネスコの漆会議にも参加。

工房では飾り用のソン・オクやパネルなどの大きな製品が多い。

⑤TUN HANDCRAFTS (パガン)

モモさんに話を聞く。

- ・主にユン・ゼ(蒔^{きんま}醬風技法)とシュエザワ(箔絵技法)他の漆器を製作。
- ・素地の中心はワー(竹)で、長さ101cm程、幅3cm程のテープ状に加工する。
- ・馬尾胎の技術は30年ほど前から行われるようになった。その前はソフト・バンブー。
- ・箔絵は黄色の絵の具をペン先につけ、フリーハンドで器物に文様を描いていく。金箔を貼るのは元々は漆を使ったが、現在は「バネスト」(化学塗料の名)を使用。漆は乾きにくいので、化学塗料を使うようになったという。
- ・蒔^{きんま}醬の糊伏せに用いるのはタナン・ゴ(アカシア糊)。
- ・真っ黒い色の漆は、水分の少ない上質な漆で上塗り用。1缶150ドルする。乳白色の漆は、水分の多い中間ぐらいの漆で下地用。100ドルほど。
- ・下地には漆と粘土を混ぜる。
- ・上塗り研ぎには炭を粉にしたもので磨き、光沢をなくして滑らかにする。その後加飾を施す。
- ・ジャパン・ユエ(日本の津軽塗りのような変わり塗り)には、木の化石を粉にしたものを手につけ、磨いていく。
- ・タユは行っておらず、近所の家内工房から仕入れて、手を加えるなどして販売している。

⑥サン・モウンさんの工房 (パガン)

TUN工房のタユ製品の下請けをしているタユ専門の工房。主人のサン・モウンさんは52歳。40年以上のキャリアをもつ。弟のサン・ルウィンさんは42歳で、モウンさんのアシスタント。父親の代からタユの職人として働く。ソン・オクや経典櫃、彫刻の飾りなど、注文を受けてタユの加飾を行う。

〈製作工程〉

- ・漆を1時間ほど火で沸騰させる。
- ・牛の骨や糞を焼いた灰と漆を混ぜ、タユを作る。骨の灰でも糞の灰でも、出来たものはどちらも

タユと呼ぶ。

- ・タユを棒でのばして細長いひも状にする。
- ・丸や斜め文様のあるひもは、型を作りそこに押し当てて作る。
- ・漆にユイ（朱）を混ぜて赤くし、器物に塗る。乾燥を早めるため、VAR - NISH（ワニス）を混ぜる。手板の塗りに使用していたのは、絵画用の筆だった。
- ・文様は下書きなし。見本となる絵を見ながら、フリーハンドでタユを置いていく。まず枠をひも状のタユで作し、中心となる文様は太目のタユを切って貼る。手板の馬の胴体は、太目のタユを3本並べ、カニェツ（ボーガニのような鉄の棒）でならしながら、形を整える。
- ・文様が出来上がったら、上から朱漆を塗り、金箔を貼る。しかしサンモウンさんは金箔を使っておらず、金泥のような塗料を使用。
- ・タユに使用する牛の骨や糞は購入し、灰にする作業は自分で行う。骨のほうが上質だが、値段が高く、今は糞を使用しているという。牛の骨を焼いた灰はアユー・ピャー、糞はナチー・ピャーという。

⑦パガン漆学校（パガン）

教員のティン・マー・ウィンさんに案内してもらおう。マー・ウィンさんは2006年10月から2年間、東京藝術大学へ留学していたため、日本語が堪能であった。

漆学校は二年制で、1・2年あわせて4クラス、260人ほどが在籍。12月から3月までは漆芸を学び、6月から10月までは経済を学ぶ。終了後は、ヤンゴンやメッティーラなど他の地域の大学の経済学科2年に編入する、という変則的なカリキュラムを行っている。

学校内の漆博物館をあわせて見学させてもらった。19～20世紀の作品が多かったが、古い作品としては16世紀箔絵の經典櫃（インワ製）や、12世紀籃胎の椀（パガン製）があった。

〈授業内容〉

- ・ユン・ゼ（蒟醬風技法）の授業ー手板に文様を写し、彫っていく作業をしていた。

〈工程〉

彫り→朱と漆を混ぜすり込む→乾いたら炭で研ぐ（昔は靱殻を水に浸したものを使用）→アカシア糊でコーティング→彫り→すり漆→緑色の顔料を埋める→乾いたら水に20～30分ほど浸す→木綿で磨いてアカシア糊を除去→再度アカシア糊でコーティング→彫り→黄色の顔料を埋める

- ・彫刻の授業ー粘土で立体の造形を学ぶ
- ・竹素地作りの授業
- ・タユ（堆起漆）の授業ータユ作りと、貼り付けなどを行っていた
タユは沸騰させた漆と木の灰（元々は牛の骨の灰）を混ぜて作る。

タユの形の名称→人物など大きなもの：レッロ・ベン

唐草などひも状のもの：チュー・ベン

- ・シュエザワ（箔絵）の授業
コーティング材として、合歡の木の樹液の塊を水に溶かしたものに石黄をまぜて使用。

⑧U Mu Ling Ta 漆工房（チャイントン）

タイとの国境の町、チャイントンに唯一残る漆工房、ウ・ムリンダ工房を訪問する。チャイントンではタユ（堆起漆）を用いた唐草や人物文様の漆器で知られており、50年前までは20件ほどの漆工房

があったという。ウムリンダ工房でもタユ技法が中心であった。

素地は竹で、捲胎や籃胎で籠や合子などを製作。漆にもみ殻を焼いた灰を混ぜた下地を2度塗って研ぎ、漆塗りの工程に入る。漆風呂は地下室の室ではなく、地上に狭い小屋が建てられていた。湿度の低い地域で湿度を上げるためであろうか、シャワーの設備があった。

加飾のタユの素材はタッケ・ピアと言う、タッケという芦のような植物（屋根を葺くのにも用いられる）を3年間乾燥させ焼いた灰と、漆を混ぜて作る。漆1に対し灰が3の割合である。パガンのタユと違い、漆はボイルせず用いる。硬くなったタユは火であぶり、棒で叩き、少し柔らかくなったら南京豆の油をつけてさらに叩く。柔らかくなったら漆を混ぜて伸ばしていくという。器物に施す紐状タユは、型は用いず棒で細かく付けていた。

タユの上から金箔を貼ったものをタユ・シュエジャと呼ぶ。タユの上に箔下漆として朱漆を塗り、2日間置いた後金箔を貼るという。

唐草文様はただタユ、と呼ばれ、人物や動物などのカービングのような文様はタユ・ポウンジュア（盛り上げる）と呼ぶ。

⑨水上店舗内漆工房（インレー湖）

工房は職人2人（経験3年）の小さなもので、葉巻店の一角にある製作の様子が見られるような、観光客向けの工房であった。しかし店では漆製作は20年以上の歴史があり、インレー湖にはかつては何か所も工房があったが、現在ここ1か所だけであるという。

工房では竹製の素地作りから行い、加飾技法はタユ。漆と藁の灰を混ぜて作ったタユを、叩いて柔らかくし、延ばす時には棒につかないようやはり藁の灰をまぶしながら作業を行っている。器物に漆を塗り、12時間ほど置いた後タユを貼っていくという。タユの仕上げには南京豆の油を塗り、磨いて終了。

この工房では、インレー湖名物の足こぎ舟をモチーフにした文様の土産物的商品などを製作しているが、店ではパガン製の商品も数多く販売され、漆器産地の工房が存続していく難しさを感じさせた。

⑩TAW WIN TUN 工房（チャウカ村）

チャウカはもともと竹素地専門の村で、かつてはパガンから素地の注文もあったが現在ではないとのこと。それで、今は塗りや金箔の仕事もチャウカで仕上げて販売しているとのこと。

赤ウルシ、茶ウルシ、黒ウルシと区別。粘度が違う。

地下に室があり、時々水をまきながら使う。

下地から金箔まで、漆器製作には女性が関わる。

水カメの蓋から供物具まで製作。アルミの金箔も使用。

下地には特別な川泥と石粉にウルシをまぜる。木くずと漆を混ぜたのを塗る場合もある。

最初だけヤシ殻の刷毛を使うが、その後は直手で塗る。乾燥した葉のペーパーを使う。



2代目YIYI WINさん (47歳)

⑪NGWE KYWE SIN（チャウカ村）

主人（50歳）は、ウルシに詳しく自分でウルシ産地に出向く。チャウカ村1000軒の内、かつては500軒が漆器業に携わっていたが、現在は13軒だけである。

巻き上げ技法（ニ・クウイレ）を得意とし、スペインやフランス、イタリアからも注文を受け常に新しいデザインに挑戦。ドリアン型のタコは見事。

ウルシに水を張り保存する。



乾燥テストの様子

⑫ウルシ卸業 アウ・ミョンさん（チャウカ村）

- ・壁や屋根にコールタールを塗ったウルシ倉庫があり、品質確認のため竹ベラを使っての乾燥テストもするという。

2) 托鉢用鉢工房 ミャンマー・ノエゼン（インワ）

マネージャーのラミエンさん、4代目社長のズーン・トゥ・ミンさんに話を伺う。

鉢の蓋は現在も竹製で、クィ・デー（捲胎）。昔は鉢本体も竹で作っており、現在も注文があるときは製作販売しているという。

〈蓋の製作工程〉

- 1 素地にまず漆を塗り、固める。
- 2 漆と土を混ぜた下地を施す。
- 3 3日ほど漆風呂に入れる。
- 4 漆と木粉を混ぜた下地を施す。下地研ぎ。
- 5 漆塗りと研ぎを2回繰り返す。
- 6 上塗り（外黒漆、内朱漆）。

〈金胎鉢の製作工程〉

- 1 鉄板を叩いて鉢を成形する。
- 2 口周りの布着せ。
- 3 漆に錆止めと漆を接着させるためのプライマーを混ぜたものを塗り、全体にもみ殻の灰を接着させる。漆風呂へ入れて乾燥。
- 4 漆と細かいもみ殻、土を混ぜた下地を塗る。
- 5 水研ぎ。
- 6 漆塗り・研ぎを5回繰り返す。

現在鉄鉢だけでなく、プラスチックのボディの鉢に漆を塗る作業の注文を受けており、工房に数百個のプラスチック鉢の胎が届けられていた。

また、社長の自宅に飾るための竹製漆塗りの仏像が、村の別の工房で製作中ということで、見学に訪れた。2m余りの仏像は、やはり捲胎技法によるものであった。



蓋の工程（右端が捲胎素地、左端が完成品）

3) マハムニ寺院の修復

マハムニ・パヤー（パゴダ）はミャンマーでも、格式の高い仏像を祭った寺院で、10年に1度という修復作業を見学した。参道のタコと金箔で飾られた柱の修復で、基本的には、欠けたタコの部分を復元し、金箔を貼り直すという工程である。

親方はウー・カン・ゴンさん。30年以上のキャリアを持ち、普段は仏具の加飾なども手がけている。1ヶ所の柱8本に、作業員が1日15人で1ヶ月かかるという。

作業手順として柱に漆を塗り、タユで文様を施す。上から3～5回漆を塗り、1ヵ月後ヒン・タ・ブラー（朱漆）を塗り、金箔を貼る。

タユは牛の糞の灰と漆を混ぜて作る。ひも状タユの文様は型に押しつけて作る。

10日後マハムニ・パゴダの修復現場を再訪。前はタユを貼り直していたが、作業は金箔貼りの段階になっていた。風避けの竹編みの覆いの中で、約3センチ四方の金箔を丁寧に貼っている。

60名（多くが大学卒）の職人を抱える3代目社長のコン・ゾ・ウさん（38歳）に話を聞く。

この寺院の修復は政府の厳しい品質管理下で行われており、マンダレーではゾ・ウさんだけが任されているとのこと。また、マンダレー管区の寺院修復が年間を通してあり、漆器製作より主流である。金箔用にはパーンの黒ウルシに水を混ぜて使う。箔下には水銀朱を混ぜたウルシを使う。

4) 漆樹調査

漆を採取しているカロー山中のジャウンピュー村へ、チャイントンからトラクター2時間と徒歩1時間半かけて向かう。ジャウンピュー村は、山間にある家30軒人口250名程の小さな村落で、そのナイ・ナイ・ティーさんの家に宿泊させてもらう。

ナイ・ナイ・ティーさんは米やウコンなどの農業のかたわら漆の採取も行っている。村から徒歩10分ほどの裏山に漆の自然木がいくつも生えており（植林はしていない）、漆掻きは村の各家で行っているという。夕方、ナイ・ナイ・ティーさん漆の採取のデモンストレーションと聞きとり調査を行う。

村はシャン族の一部族であるタヌ族の村で、同じシャン族のタウヨー族、パオー族なども漆掻きを行う。村では自分で掻いた漆の木の液は自分のものになるというルールがあり、どの木をだれが採取しているかは、木に取り付ける竹梯子で区別できるという。採取作業は朝7時から12時までには終わる。

生えていた漆の木はどれも大木で、デモンストレーションをした木は目算で高さが20mはあり、幹回りも230cmあった。樹齢60年以上はたっているとみられる。

漆の木の皮にV字型の傷を付けて皮をはぎ、Vの下部分に切った竹筒を打ち込んで、染み出てくる樹液を採取する。夕方のせいかあまり採れない季節のせいか、白っぽい樹液がわずかに滲み出てくるような感じであった。1年間採取した木は、1年は休ませるという。

翌朝、再度漆の木を見に行く。漆採集人の話によると、採取した漆は仲買人が村に買い付けに来る。漆液のよく出る7月～1月頃には、10日に1回は買いに来るという。漆の品質は黒色が良く、黒の中でも粘りのないものがさらに良い。雨季に採れる漆は赤く粘りのあるもので、質はあまり良くない。



採取用の竹筒と竹籠



漆の葉と花

漆は採取後泡が出ないようにビニール袋でカバーし空気に触れないようにし、鉄の缶や太い竹に保管するという。

—採取道具の名称—

なた：DAR ダー

木皮はぎ刀：SUE スー

採取用竹筒：KHAUNG LAUNG カウンラウン

竹筒から漆を掻きだす棒：NGANG ンガン

漆を集めて入れる竹籠：HLAUNG GYI

ランジー

漆のごみ濾し網：ZAGAR ザガー

道具は自作で、鉄材は大きな町で買い自分で鍛冶をする。



道具類一式

5) 金箔・竹紙工房

①金箔工房

工房 King Galon を訪問。金片をハンマーで叩いて延ばす作業や、販売用に紙の間に挟みこむ作業などが見学できる。工房には金を溶かして細長くローラーで延ばし、細片にする場所もあった。

金の小片を竹の紙に挟み、藁の紙でさらに重ねて鹿の皮で包む。1包み12g 720枚の金が入っている。それを5時間かけて叩く。時間をはかる目安は、水に浮かべたヤシの殻を切った椀が沈んでしまうのが3分、これを18回くりかえすと約1時間。1時間ごとに休憩を取る。



金箔打ちの様子

②金箔用竹紙工房（マンダレー、アウチャエー区）

ウー・マオ・マオさんの家庭内工房。金箔用竹紙の製造は祖父母の代から70年以上も行っているが、残っているのは1軒のみとのことであった。

竹紙の名称はシュエ・プアー・セク。竹紙用の竹はミエ・ワーという、穴のない竹。

〈製作工程〉

- ・竹の皮をむき、細長く切る
- ・石灰水に3年つける。そうすると細かい繊維が残る。
- ・繊維を水でゆで、ハンマーで叩いてパルプ状にする
- ・それを布を張った木枠に流しいれて漉くがつなぎの材料は用いない。
- ・漉き上げた紙材は木枠ごと天日で10～15分ほど干し乾かす。
- ・紙を細かいサンドペーパーで磨く。
- ・枠から外した大きな紙を6×6インチにカットし、水に1～2時間浸す。
- ・濡らした紙を一度銅板の上で木の棒で叩き、その後布に挟んで水分を取る。
- ・再び銅板の上で叩き、透明で光沢のある紙に仕上げる。

- ・木の棒で叩くときは湿気のある地下で作業を行う。



材料を枠に流し入れる



紙を叩いて仕上げていく

まとめ

平成22年に調査したタイとミャンマーの漆工房および、その周辺の材料や漆樹についてまとめた。

タイやミャンマーでは、立体的な加飾技法で沖縄の「堆錦」に類似する堆起漆の加飾が広く行われていた。堆錦は16世紀中葉の中国の漆芸技術書『髹飾録』にその初出が確認できる。琉球では18世紀末以降に類型化した文様表現として定着した技法で、焼ウルシに顔料を混ぜ合わせ、薄くシート状にして文様形に切り取り^{きゅうしつ}髹漆後の器物に貼り付け立体文様を表す。

堆起漆はタイ文化省芸術局伝統技術部では、「ラック・ティライ (Rek Tee Lai)」や「ラック・サ・ムック」と呼称していた。現在の材料はミャンマー産のウルシとバナナやココナツの灰を混ぜ、文様型で型抜きをしながら細かいパーツを製作していた。

ミャンマーでは、「タユ (Thayo)」と呼ばれ、ウルシに牛糞・骨の灰や木灰などを混ぜロープ状にした材料を貼っている。ウルシを焼ウルシにして使用する工房も確認できた。

以上のように、堆起漆加飾はウルシに細粒状の物質を加え立体文様に形成していくことが確認でき、堆錦との材料の共通性を確認できた。今後の課題としては、今回の調査で得ることができなかった、堆起漆の乾燥（固化）過程や焼ウルシの沸点なども含め、堆錦と比較していくべきと考える。

またタイの螺鈿は、王室を中心に用いられ器物に飾られている。今回は、タイ文化省芸術局伝統技術部を訪問しタイの螺鈿では古い時期にあたるアユタヤ王朝の螺鈿扉の復元作業を確認することができた。アンダマン海の夜光貝を摺り貝にした厚貝（1～2mm）を貼り、隙間にはウルシを充填している。煮貝については、職員も初めて聞く情報とのことで興味を示した。

今後の課題として、夜光貝の螺鈿技法についてタイと沖縄の技術交流ができる体制を検討する必要性を感じている。

最後になりましたが、調査費用を助成いただいた山本文二郎漆科学研究助成と、漆樹の調査に同行させていただいた明治大学理工学部宮腰研究室に感謝申し上げます。

グスク時代における支配者の墓の考察

武 部 拓 磨

(浦添市教育委員会文化課)

1. はじめに

グスク時代の支配者がどのような宗教政策を行っていたかは判然としないが、『おもろさうし』に記載される「てだ」¹や城塞的グスクから出土する祭祀遺物、グスクに見られる拝所など、往時の状況を伝える情報は断片的に存在する。筆者は、これらの情報をつなぎ合わせ、その実像に少しでも近づくことをひとつの研究テーマとしている。その一環として、筆者は、まず、城塞的グスクが、丘陵頂部を信仰の中心とする聖地に築かれたことを論証した（武部、2009）。さらに、支配者たちが神格化し聖地の中に居住・君臨したことには、自らの神威を誇示し、支配権を強化する狙いがあったと論じた（武部、2010）。

ところで、生前、「てだ」（太陽）と神聖視され聖地に君臨したグスク時代の支配者たちは、死後、どのような地に葬られたであろうか。神格化を果たした者にはそれ相応の墓所が用意されて然るべきであろう。

本稿では、現存するグスク時代支配者の墓の構造を検討し、それらが、城塞的グスク同様、丘陵頂部を信仰の中心とする聖地に造られた可能性に言及したい。

2. 聖地に君臨した支配者たち

墓の議論に入る前に、生前の支配者が聖地に君臨していた状況を、拙稿（武部、2009・2010）を基に概説したい。

聖域に築かれた城塞

城塞的グスクにおいて現在みられるイベ石がいつの時代に信仰され始めたかは明らかでないという指摘は、一部の考古学研究者によってなされてきた²。しかし、筆者は、イベ石と人工的に造成された平場の構造的関係から、少なくともグスク時代初期に遡って信仰されていたことが明らかなイベ石が多数存在することを指摘した³。（武部、2009）①イベ石はグスクの土台となっている自然地形の一部であり、グスク成立以前から、その場に物理的に存在したことは間違いないこと、②そうしたイベ石が、人工的に造成された平場の中に埋められも削られもせず意識的に残されていること、③イベ石が丘陵の頂部に位置する、あるいは、イベ石は少なくとも頂部に拝所が設けられるなど、丘陵頂部を中心とした聖域を持つグスクが沖縄本島全域で普遍的にみられることなどを根拠としている。

ただし、この方法で言及できるのは、少なくとも平場造成が行われた時点でイベ石への信仰が成立していたグスクが多数存在するということであり、平場造成以前にグスク丘陵に信仰が存在したか否かを断定的に判断することはできない。頂部のイベ石が意識的に残されたとは断言できない、あるいは、イベ石そのものが存在しないグスクに関してはなおさらである。

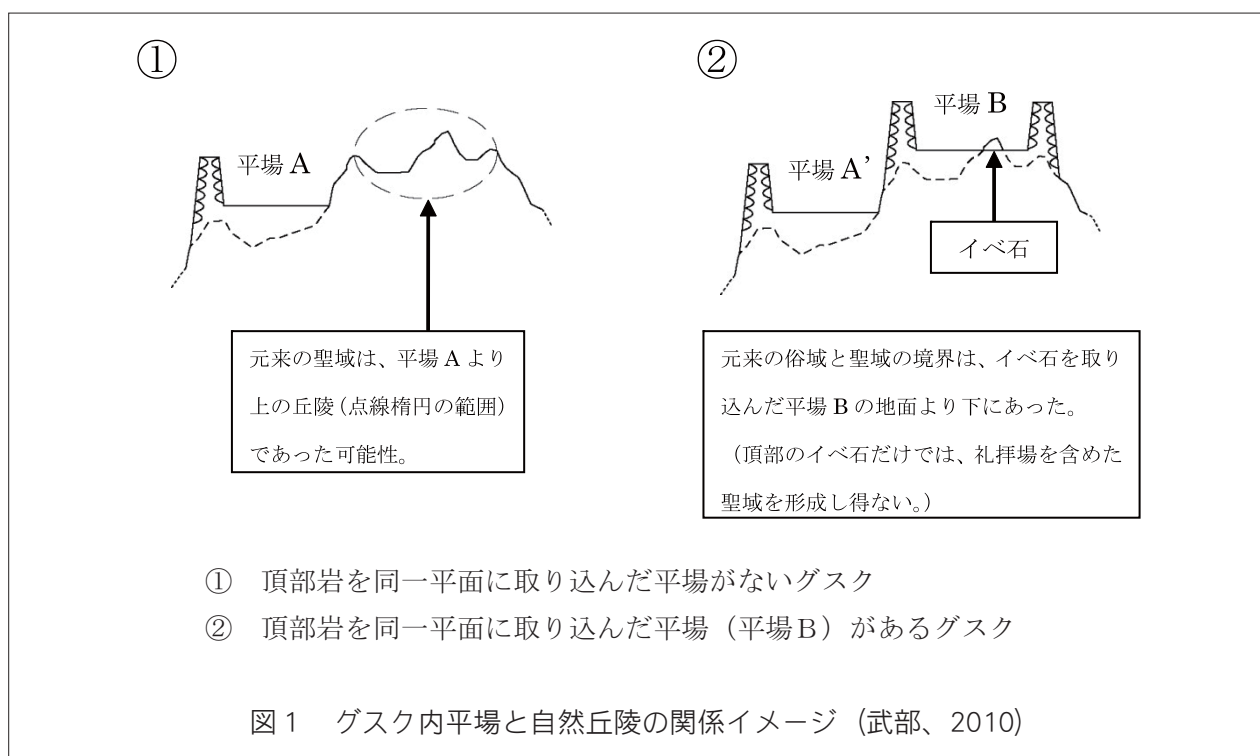
しかしながら、丘陵頂部の岩を神聖視するという城塞的グスクの聖域構造が沖縄本島全域に認められることを考えると、その基礎となる信仰が、城塞的グスクの成立する以前から本島全体に広まっていたことは間違いない⁴。グスク時代支配者たちは、在来の聖地に居城を構えることで、自らの聖性を強調したものと考えられる⁵。

聖域に君臨したグスク支配者

グスクが城塞化以前から聖域であったとして、次に重要なのは、支配者は単に聖域を城壁で囲っただけではなく、聖域の内部を城塞化したという点である。

筆者は拙稿（武部、2010）において、城塞的グスクを①「頂部岩を同一平面に取り込んだ平場がないグスク」・②「頂部岩を同一平面に取り込んだ平場があるグスク」の2種に分類し、②の構造を有するグスクは、元来の聖域の中に平場造成が行われていると考えられることを指摘した。（図1）「聖域」は、イベ石の他にそれを崇めるための礼拝場などの諸施設を包含して一定の範囲を占めていたはずであり、イベ石だけで聖“域”は形成し得ない。つまり、グスク元来の聖域は、頂部のイベ石を中心として丘陵上に一定の広がりを持っていたと考えられ、頂部のイベ石のみ残存させた②グスクの平場Bは、元来の聖域の中に入り込まねば理論的に造成不可能なのである。

では、平場Bは、一体何の目的で造成されたのであろうか。平場Bを有するグスクすべてに関してそれを明らかにする方法を筆者は持たないが、一部のグスクに関しては、城塞化を目的としていた蓋然性が高いと言える。中城グスクを例に挙げると、中城グスクの一の郭はイベ石を同一平面に取り込んだ典型的な平場Bであるが、イベ石に近接して大型の建物が建てられている。（図2）仮に一の郭がイベ石への信仰を強化するために整備されたのであれば、大型建物にも何かしらの機能が持たされたはずである。しかし、イベ石と建物の位置関係をみる限り、建物がイベ石の信仰を充実させる役割を担っていたとは想定し難い。とすれば、中城グスクの大型建物および一の郭は、グスクの城塞化に伴う産物であったと考えるべきであろう。



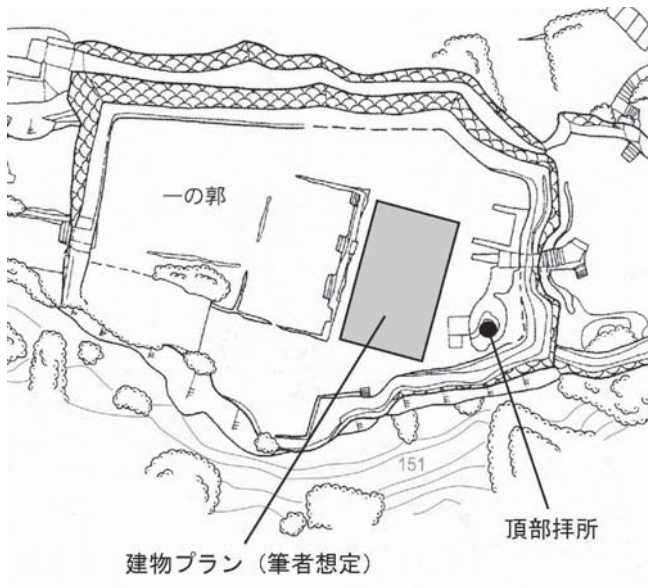


図2 中城グスクの郭平面図
(中城村教育委員会、2002より一部抜粋の上加筆)

ところで、聖域を城塞化すると言ってもそれは単純なことではない。聖域は神の坐す神聖な場であり、常識的に考えれば、俗人が好き勝手に手を加えられる場ではないからだ。特に、伝統的に女性を神聖な存在とみなす沖縄では、男の支配者が聖域に築城を成すなど、従来の研究では想定外とされてきたように思う。それゆえ、グスクに人が居住していたとする説（グスク集落説・グスク按司居館説）とグスク聖域説とは専ら対立的に論じられてきた⁶。しかし、上述したように、男の支配者が聖域内に城塞を築いたのは間違いなく、聖域には女子しか入ることができないとする沖縄の一般通念は、グスク時代には通用しないと考えるべきである。

とはいえ、身分を問わずすべての男性が聖域に居を構えられたとは考え難い。聖域に君臨することを許された支配者には、それ相応の信仰的身分が付与されたはずである。そのことを示唆する支配者の尊称が『おもろさうし』にみられる「てだ」である。グスク時代の支配者は、太陽神を名乗って権力を聖化することで、聖地に君臨する資格を得たのではないだろうか。

さらに注目すべきは、「てだ」を名乗る支配者は首里の国王に限らなかったことである。勝連や越来、稲福など、複数の地方支配者が「てだ」と称されている。このことは、聖域に築かれた城塞が沖縄本島各地にみられることと相俟って、地方支配者を神格化させる信仰が一定の普遍性をもって広まっていたことを示唆していると言えよう。また、『おもろさうし』に「てだ」と記載されていない地方支配者の中にも、神格化を果たしていた者が存在した蓋然性が高いことにも留意したい。先に述べた中城グスクは、聖域内に支配者が君臨したことが構造的に明らかであるが、『おもろさうし』に「中城のてだ」という語は見られない。『おもろさうし』は神格化した支配者をすべて列挙しているのではなく、神格化した支配者が割拠する時代を象徴的に表していると言えよう。

3. 死後のグスク・玉御殿

ここまでグスク時代における支配者と聖地の関わりについて述べてきたが、改めて、特に注目すべき支配者像を2点確認しておきたい。1点目は、首里の国王のみならず、地方の支配者も神格を得ていたこと、2点目は、神格化した支配者たちは、聖地に城塞を構え君臨していたことである。

さて、それでは、生前、神聖視され聖地に君臨した支配者たちは、死後、どのような場に葬られたであろうか。

結論から言うと、神格化された支配者の墓は、生前の住居（城塞的グスク）同様、丘陵頂部を信仰の中心とする聖地に築かれたと筆者は考えている。このことを論証するために、まずは第二尚氏の陵墓、玉御殿の構造に注目したい⁷。

玉御殿の構造とグスクの構造

玉御殿は、第二尚氏三代尚真が造営した第二尚氏の陵墓である。北面する三つの墓室（東室・中室・西室）があり、それぞれ自然の岩山を穿って造られているが、外部には整然と石が積まれ、切妻屋根の木造建築を模した外観に整えられている。玉御殿が木造建築を模して造られたのは、当時の王族が墓を死後の宮殿と位置づけていたことを示すと言えよう。

ところで、整然とした玉御殿だが、ふたつの構造がその調和を乱している。東室に向かって左側の上部と中室・西室屋根の後ろの二ヶ所に自然の岩盤が露出しているのだ。（図3、本稿ではそれぞれを自然岩A・自然岩Bと呼ぶ。）

わざわざ石を積んで木造建築を模した玉御殿において、自然岩がこのような形で残されたのはなぜであろうか。特に注目したいのは自然岩Bである。周辺が平らに造成されているにも関わらず、自然

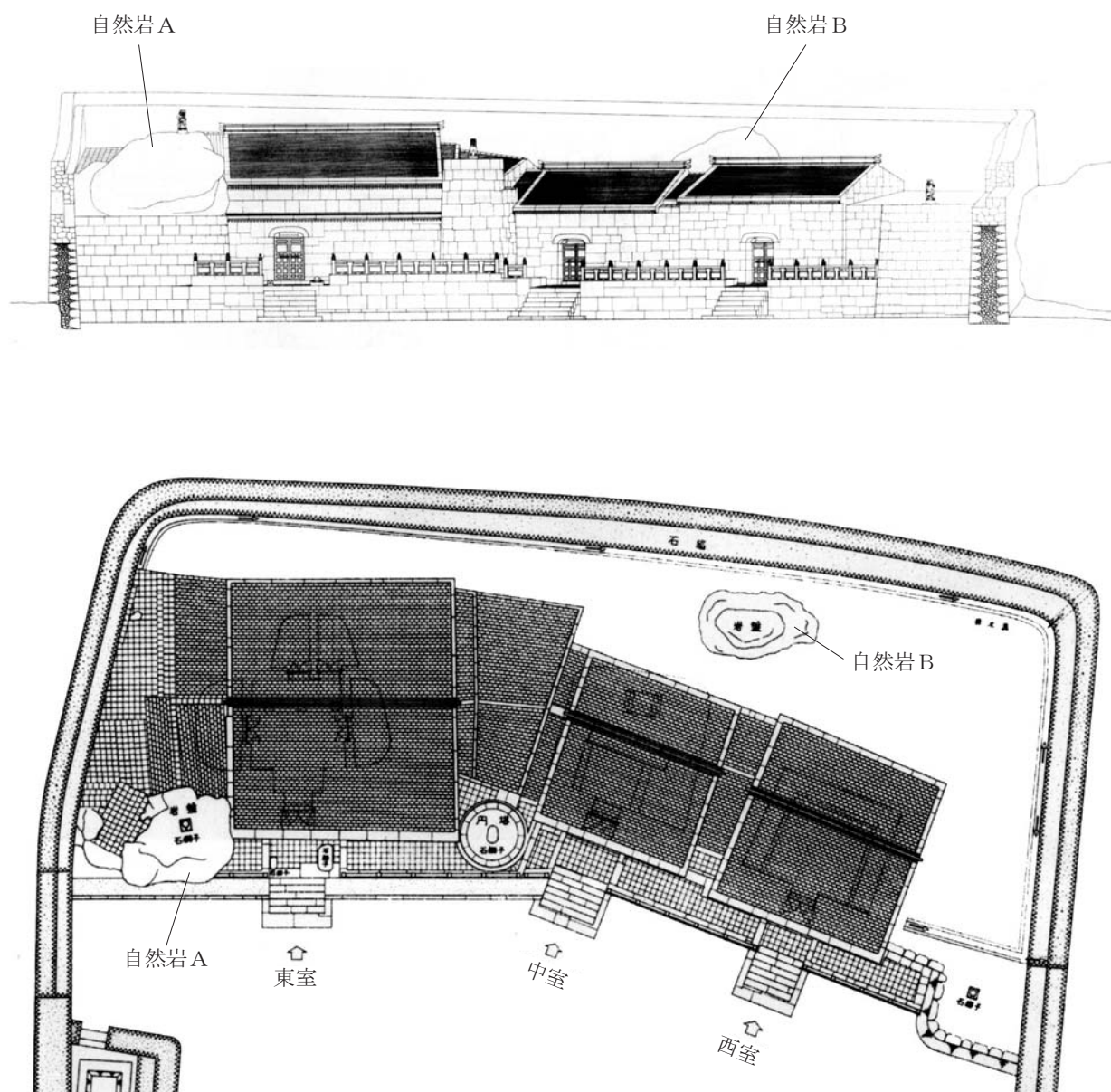


図3 玉御殿正面・平面図
(文化財建造物保存技術協会、1977より一部抜粋の上加筆)

岩Bのみが平場から突き出る形で残されているのである。(写真1)

このような自然岩Bの状況は、前述した城塞的グスクのイベ石の構造と酷似している。自然岩を埋めもせず削りもせず平場の中に残存させている点、そして、その岩が、自然丘陵(岩山)の頂部に位置する点で一致しているのである。(写真2)

そこで浮かび上がるのが、玉御殿は単に宮殿を模した墓なのではなく、宮殿および頂部イベ石をも表現した死後のグスクとも言うべき構造を持った墓なのではないかという想定である。玉御殿が造営された岩山は、造営以前から信仰の対象だったのではないだろうか。それゆえ、グスク同様、頂部の岩が自然の状態で残されたのではなかろうか。第二尚氏が聖地の首里グスクに君臨したことを考えれば、死後の住居もまた、聖地に築かれるのはむしろ必然であろう。

次に、自然岩Aの構造についてはどのように考えるべきであろうか。自然岩Bがグスクに共通する構造であったのに対し、自然岩Aは、確かに、グスクのイベ石とは様相を異にするかのようにも見える。(写真3)しかし、イベ石において重要なのは平場に囲まれることではなく、それそのものが埋められも削られもせず自然の形で残されているという点にある。

玉御殿が構築される以前の岩山は、少し離れた位置でふたつの頂部(自然岩A・B)が突き出す形であったと考えられる。岩山は穿たれ石積みで外面を包まれるが、ふたつの頂部だけは元の姿のまま残された⁸。それは、この岩山が、城塞化以前のグスク丘陵同様、頂部の最も神聖視される信仰対象であったからであろう。だからこそ太陽神「てだ」⁹たる国王の墓所選ばれたのである。

玉御殿造営時に建立されたと考えられる『玉御殿の碑文』(1501年)には、玉御殿に入るべき一族の名が列挙され、書付けを破った者は「天に仰ぎ地に伏して」崇られるという。罰則が具体的な刑罰ではなく、極めて信仰的な崇りを以て成される点からも、玉御殿の聖地性が窺える。

玉御殿墓室の信仰的序列

ところで、玉御殿の三室の構造には信仰的序列が見られる。三室の内、東室の屋根だけが二層に表現され他二室より一回り大きく高いレベルに築かれていることから東室が最も上位に位置することは一目瞭然だが、自然岩A・Bとの位置関係からも、東室が信仰的に別格扱いされていることがわかる。

玉御殿の岩山の中で最も神聖な自然岩AとBはほぼ同レベルであるが、三室の屋根の高さはそれぞれ異なり、中室、西室、東室の順に高くなる。この内、中室・西室の屋根は自然岩Bより低位置にあ



写真1 玉御殿屋根と自然岩B(西から撮影)
(文化財建造物保存技術協会、1977)

屋根と石廠の間に造成された平場に、自然岩B(写真右端)が突き出ている。



写真2 典型的なグスクの頂部イベ石
(米須グスク)

周囲が平らに造成されているにもかかわらず、頂部イベ石だけは自然の姿で残されている。



写真3 玉御殿東室と自然岩A（北から撮影）

るのに対し、東室の屋根は自然岩Aに接する形でほぼ同レベルに築かれている。（図3）

このような玉御殿三室と自然岩A・Bとの位置関係は、三室の信仰的格を反映していると考えられる。すなわち、自然岩Bより低位置にある中室・西室は神の下位に置かれているのだが、自然岩Aと同レベルにある東室は、神と同位に位置づけられていると考えられるのである。太陽神「てだ」と化した歴代国王の石厨子が納められたのが東室であることも、こうした構造と矛盾しない。筆者は拙稿（武部、2010）で、城塞的グスクの中には

支配者が神と同位に君臨したと考えられるものがあることを指摘したが¹⁰、玉御殿はそうしたグスクと同様の聖域構造を有す、まさに死後のグスクとも言うべき墓なのである。

4. 浦添ようどれと聖なる丘陵

聖なる山に造営された初期浦添ようどれ

浦添ようどれは、浦添グスク西端の北崖中腹に北面して造営された陵墓である。『琉球国由来記』（1713年）によると、浦添ようどれは英祖王によって咸淳年間（1265～1274年）に造営されたとされるが、1996～2004年までの発掘調査の成果により、その成立はやはり13世紀に遡る可能性がある指摘される。（安里、2008）現在みられる石積みの浦添ようどれは2005年に復元されたものであるが、13世紀に初めて造営された浦添ようどれ（以下、「初期浦添ようどれ」と記述）は、それとはまったく異なる姿であったことが浦添市教育委員会の発掘調査により明らかになった。初期浦添ようどれは、丘陵中腹の岩盤を穿って造った洞の内部に高麗系の瓦を葺いた礎石建物を建て、その中に遺骨の入った漆塗り木製厨子を納めるという構造をした墓であった。墓を囲む外壁はまだ存在せず、洞内に立つ建物が外部から視認できたと考えられる。（浦添市教育委員会、2005）

ところで、初期浦添ようどれは、何故このような丘陵中腹に築かれたのであろうか¹¹。

注目したいのは、浦添ようどれの直上にある浦添グスクの構造である。浦添グスクには、東端と西端の二カ所に頂部が存在する。（写真4）グスクにおいて丘陵頂部が聖域となっているのは前述した通りで、浦添グスク東端頂部も、その例に漏れない。（武部、2009）また、西端頂部に関しても、信仰を伝える伝承等はないものの、造成された平坦面に、自然の岩が埋められも削られもせず突出している¹²。（写真5）城内であるにも関わらず丘陵頂部の岩が荒々しい姿で残されているのは、頂部岩をイベ石として祀るグスクの典型的な構造であり、浦添グスク西端の丘陵頂部もまた、聖域であった蓋然性が高い。すなわち、浦添グスクは、東端と西端、二つの聖なる丘陵をその縄張りに収めているのである。ただし、今も残る浦添グスク西側城壁は14世紀半ば以降の構築であり¹³、西端丘陵は、築城当初の縄張りに含まれていなかったと考えられる。



写真4 北から見た浦添グスクと浦添ようどれ



写真5 浦添グスク西端丘陵頂部

さて、話を戻すが、浦添ようどれは、浦添グスク西端頂部の直下に位置する。(写真4) 浦添ようどれがこのような場に造営されたのは、浦添グスク西端丘陵の聖性が強く意識されてのことではないだろうか。浦添ようどれが造営された13世紀、西端丘陵はまだ浦添グスクの縄張りの外にある。すなわち、神格化した支配者英祖は、生前、東の聖なる丘陵（浦添グスク）に君臨し、死後、西の聖なる丘陵に築かせた浦添ようどれに眠ったと考えられるのである。

浦添ようどれのもうひとつの名称「極楽山」が、このことを裏付ける。『琉球国由来記』で浦添ようどれが「浦添極楽山」と記載されるように、浦添ようどれが古くから「極楽山」とも呼ばれていたことは明らかである。しかし、浦添ようどれの中核は丘陵中腹の洞（墓室）であり、墓自体を「極楽“山”」と表現するには無理がある。では、「山」とは一体どこを指すのであろうか。筆者は、浦添グスク西端の丘陵こそが、元来の極楽山であったと考えている。浦添ようどれを中腹に抱いた極楽山は、14世紀半ば以降、その頂部が浦添グスクの城壁に取り込まれてしまう。頂部を奪われた極楽山は山の様相を失ってしまい、極楽山の中核を成す施設であった浦添ようどれが、その名を引き継いだのではないだろうか¹⁴。

極楽山と極楽寺

では、浦添グスク西端丘陵は、何故「“極楽”山」と呼ばれたのであろうか。

浦添ようどれ（極楽山）とほぼ時を同じくして建立されたのが極楽寺である。『琉球国由来記』などの文献には、極楽寺は浦添グスクの西に建立されたとあるだけで、その正確な場所については判然としない。しかし、筆者は、浦添グスク西端丘陵一帯が、極楽寺の寺域であったと考えている。極楽寺は、元来神聖視されていた西端丘陵に勧請され、丘陵そのものが極楽寺と認識されるようになったのではないだろうか。

外来宗教の施設が在来の聖なる丘陵に建立される例は少なくない。本土において日吉神社の神体山に延暦寺が建立されたことはあまりに有名だが、琉球においても、波上宮や末吉宮などは、元々信仰のあった岩山に建立されたと考えられる。

極楽寺も、聖なる西端丘陵のどこかに建立されたのではなかろうか¹⁵。それ故、西端丘陵は「“極楽”山」と呼ばれるようになったのではないだろうか。このように考えると、極楽寺（西端丘陵一帯）はまさに浦添グスクの西であり、文献とも矛盾しない。また、浦添ようどれが「極楽山」と呼ばれるのも、極楽寺の建立された丘陵に造営されたからであると考えれば整合性も取れよう。

5. 地方支配者の墓と聖地

ここまで、玉御殿と浦添ようどれが、それぞれ聖地に造営されたことを論じてきた。現存するグスク時代支配者の墓としては、玉御殿は最新、浦添ようどれは最古のものである。200年以上を隔てた両者に共通するのは、墓の造営された岩山・丘陵の頂部の岩が、意図的に自然の状態で保持されていることであり、造墓に相応しい場所として聖なる岩山・丘陵が選ばれたことを示唆している。

最新・最古の陵墓に見られるこの特徴は、その間に築かれた多くの地方支配者の墓でも確認できる。俗に按司墓と呼ばれる墓が、聖なる丘陵の中腹に造営されている例が多数存在するのである。

ただし、按司墓と伝承される墓は数多いが、その真贋が確かめられた事例は極めて少ない。原因として、按司墓の調査そのものが少ないことや、後世に人の手が加わることで同時代の情報が失われてしまっていることなどが挙げられる。それ故、按司墓を根拠に、グスク時代支配者の墓が聖地に造営されたと論じることは難しいが、聖地に造営された蓋然性が高い玉御殿・浦添ようどれと構造が共通する按司墓が多数存在するのを確認することは、決して無駄ではなかろう。

以下、①グスクに造営された按司墓、②グスク以外の聖地に造営された按司墓の順に、いくつかの事例を紹介していく。

①グスクに造営された按司墓

繰り返し言うように、グスク丘陵は元来、聖地である。その中腹に墓があるということは、自ずと、聖域に造墓が成されたということになろう。このことを念頭に、グスクに造営された按司墓を見ていきたい。

護佐丸祖先の墓（山田グスク）

恩納村山田に位置する山田グスクは、後の座喜味・中城グスクの支配者である護佐丸の出身地と伝えられるグスクで、西側崖下中腹に護佐丸の祖先を葬ったと伝えられる墓が西面して造営されている。墓下の麓に今も残る『護佐丸祖先墓碑』（1740年）に墓の来歴が刻まれており、それによると、護佐丸が山田グスクから座喜味グスクに移った際に、崖下中腹の「洞に墓所を定め内は屋形作にて一族」を葬ったという。この洞の内に「屋形作」という構造は、石灰岩を穿って造った洞内に礎石建物を築いた初期浦添ようどれを彷彿させる。他にも、弘治13年（1500年）の銘書が見られたとされる今帰仁村の百按司墓（今帰仁村教育委員会、2004）、漆塗膜片の科学分析で16世紀前後の朱漆塗り木製厨子が確認された浦添市の当山世利原古墓群の04 - 3 号墓¹⁶（浦添市教育委員会、2008）、放射性炭素年代測定で13～14世紀の木製厨子であることが分かった宜野座村の漢那ウェーヌアタイ遺跡の墓など（宜野座村立博物館、2006）、洞内に建物を納めた墓はいくつか確認されており、洞の内の「屋形作」は、

グスク時代に広く見られた構造であると考えられる。それ故、『護佐丸祖先墓碑』は、護佐丸祖先墓の初期の形を正しく伝えている可能性が高く、支配者階級の墓の中では最も信頼のおけるものであると言えよう。

さて、護佐丸祖先墓と山田グスクの位置関係を見てみたい。(図4) 山田グスクは、浦添グスク同様、縄張りの両端に頂部を有するが、墓は、南端頂部の西側直下に位置する。聖なる丘陵の頂部の真下に支配者の墓が造営されている点で、浦添ようどれと護佐丸祖先墓は構造が一致している。

鬼大城の墓（知花グスク）

知花グスクは沖縄市知花に位置する。このグスクの頂部には2つの巨岩が突き出しており、一方の岩の上部には展望台が設置され往時の姿は失われているが、他方は岩の根元に香炉が置かれ直接的崇拜の対象となっている。知花グスクが古くから頂部の最も神聖視される聖域であった蓋然性は高い。

この知花グスクに存在するのは、かつてこのグスクを支配していたと伝えられる鬼大城とその一族の墓である。石灰岩の洞を石積みで塞いでいるこの墓の造墓年代は不明だが、墓の傍に建立された『夏氏大宗墓碑』(1853年)には、墓の厨子甕が一時は他所に移され、再びこの場に戻されたことが刻まれてある。もちろんこの碑文は同時代史料ではないが、鬼大城の末裔とされる人々に、知花グスクの支配者がグスク内の墓に葬られていたと記憶されていたことは注目に値しよう。

さて、この墓と知花グスクとの位置関係は図5の通りである。グスクが円錐状なので広い範囲が頂部の真下と言えてしまうが、浦添ようどれ・護佐丸祖先墓の構造と矛盾しない。

江洲按司の墓（江洲グスク）

うるま市字宮里に位置する江洲グスクの西側崖下には、江洲按司とその妹つきおやのろの墓が隣り合って造営されている。石灰岩の洞を石積みで塞いだ2つの墓は、やはり江洲グスク頂部の直下であり、上述の聖地と支配者の墓の関係に矛盾しない。(図6)

安慶名按司の墓（安慶名グスク）

うるま市安慶名に位置する安慶名グスクでは、2つの頂部岩が拝されている。鋭い角の様に突き出した両岩は、安慶名グスクのシンボルとも言える自然岩のトンネルを挟んで東西に並んでおり、安慶名按司が葬られたと伝承される墓は、東側の岩の南側直下に南面して造営されている。(図7) 墓の構造は、やはり、石灰岩の洞を石積みで塞いでいる。

②グスク以外の聖地に造営された按司墓

以上、聖なる丘陵であるグスクの頂部直下に支配者の墓が造営されている例を紹介したが、沖縄の聖地はグスクに限らない。次は、グスク以外の聖地に造営された墓に関して見ていきたい。

もも じゃな 百按司墓

今帰仁村の運天港を望む丘陵中腹に、北山監守の一族を葬ったと伝えられる百按司墓が造営されている。百按司墓は、弘治13年(1500年)の銘書や石灰岩の洞内に木槨が納められた構造からして、グスク時代に遡る可能性が高い支配者階級の墓であり、聖地との関連性も重要になってくる。

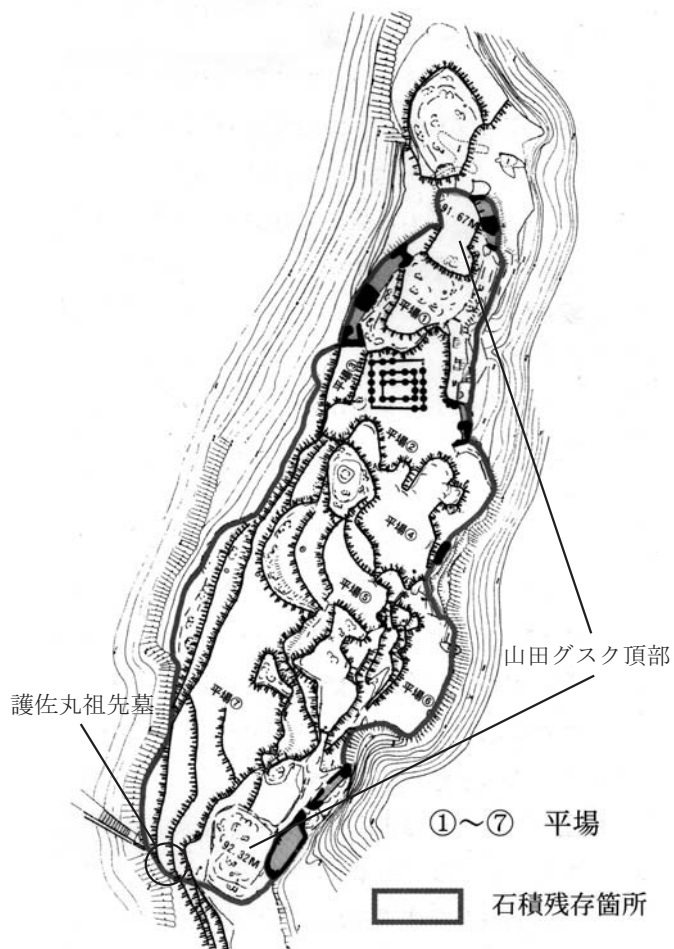


図4 護佐丸祖先墓と山田グスク
(恩納村博物館、2007に加筆)



図6 江洲按司墓と江洲グスク
(具志川市教育委員会、1991より一部抜粋の上加筆)

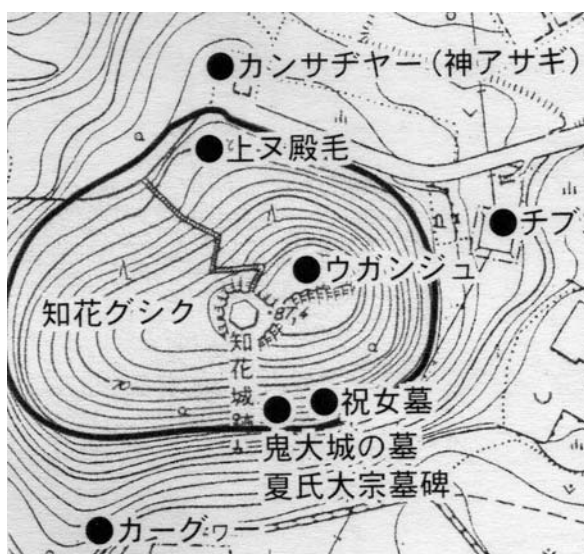


図5 鬼大城墓と知花グスク
(沖縄市立郷土博物館、2002より一部抜粋)

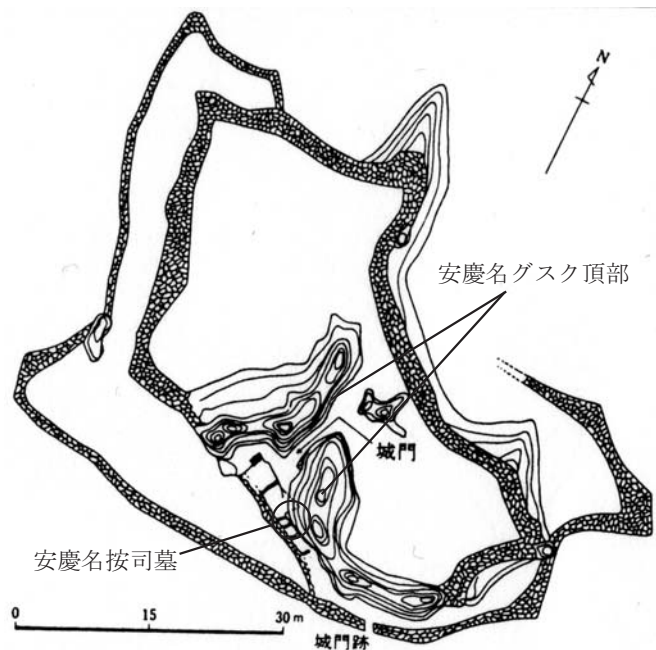


図7 安慶名按司墓と安慶名グスク
(具志川市教育委員会、1991より一部抜粋の上加筆)

筆者の踏査の結果、百按司墓もまた、丘陵頂部直下に位置することが判明した。丘陵最高所から斜面を真っ直ぐに下って行くと、百按司墓第1号墓所（今帰仁村教育委員会、2004における付番）の真上に出てくるのである。（写真6）また、丘陵最頂部には香炉が置かれ、現在、何かしらの拝みが行なわれていることが分かる。もちろん、このことを以て百按司墓の丘陵がグスク時代に遡る聖地であると即断はできないが、頂部と墓が上下に直線的に結ばれることは非常に興味深い。

グッチャ按司の墓

宜野座村漢那にあるダキ山と呼ばれる聖地に、漢那ウェヌアタイ遺跡がある。遺跡内の自然洞窟には、前述した13～14世紀の木材であることが判明した木製厨子が納められており、その中には、グッチャ按司なる者が葬られているという。（宜野座村教育委員会、1990）

遺跡内における木製厨子の位置に注目したい。（図8）ここでもやはり、丘陵頂部の直下に木製厨子が納められていることが分かる。

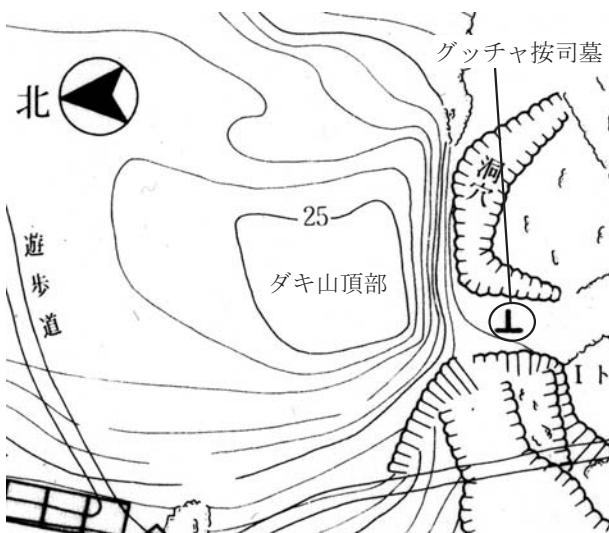


図8 グッチャ按司墓
（宜野座村教育委員会、1990より一部抜粋の上加筆）

タルミー 他魯毎の墓

南山最後の王、他魯毎の墓は、糸満市字糸満に位置する。石灰岩の洞が塞がれた造りは上述グスク按司墓と同様である。

他魯毎の墓の築かれた丘陵頂部は、山巔毛サンティンモと呼ばれる。山巔毛は現在も糸満ハーレー等の行事で祭祀の行われる重要な拝所であり、頂部の聖地・崖下の按司墓という構造は、これまで見てきた墓と一致している。（写真7）



写真6 百按司墓



写真7 他魯毎墓と山巔毛
右から2番目が他魯毎墓。頂部が山巔毛。

6. まとめ

グスク時代、多くの支配者は神格化し聖地に居城を構えた（城塞的グスク）。現世における神の在所に君臨して見せることで自らの聖性を誇示し、権力を強化したのである。統一国家の王のみならず、地方の支配者でさえ神聖視されていたことは、琉球の大きな特徴であったと言えよう。

本稿では、生前、神格化し聖地に君臨した支配者たちが、死後、聖地に造営された墓に葬られた可能性を指摘した。聖地の墓に眠ることで、死後も聖地に君臨することを企図したと考えられる。支配者が葬られた聖地とは、頂部を最も神聖視する丘陵・岩山であり、頂部の聖域に対してほぼ直下の中腹に墓が造営されるという構造が、13世紀末の浦添ようどれから1501年の玉御殿までの期間に普遍性をもって見られる¹⁷。

とは言え、グスク時代支配者の墓はその真贋を含めて謎が多く、資料的限界があることは否めない。本稿で取り上げた按司墓も、頁数の関係もあり比較的信用度の高いと思われるものに限定したが、それでもなお、資料の信憑性に対する批判は免れないであろう。しかしながら、限られた情報の中でいかに歴史像を築いていくかは琉球史の大きな命題であり、本稿も、そうした試みの一環として捉えていただければ幸いである。

最後になったが、本稿の執筆にあたり多くの有益なアドバイスを下さった浦添市文化課勉強会の皆様に、御礼申し上げます。

¹ 『おもろさうし』において、国王のみならず、各地の有力者が「てだ」（太陽）と称されていることから、グスク時代の各地の支配者たちは神聖視されていたと考えられる。

² 安里嗣淳は、勝連グスクの郭のイベ石が平坦に掘削されていることを挙げ、そのイベ石は、勝連グスクが「城として機能していた頃には信仰の対象ではなく、城の没落後に基礎の一部が霊石へと転じたという考え方も可能である」と指摘している。また、その他のグスクのイベ石に関しても、「城として機能していた時代に属するものか否か」ということは、今ひとつ慎重に検討すべきである」と述べている。（勝連町教育委員会、1983）しかし、勝連グスクを含めた多くのグスクにおいて、頂部イベ石への信仰はグスク時代に遡ると考えられることは拙稿で論じた。（武部、2009）

³ 拙稿では、イベ石のことを拝所の「本体」と呼んでいる。

⁴ 小島瓊禮は、グスクや御嶽の信仰は、日本本土から琉球諸島まで広範にわたる山岳信仰の一形態であると指摘している。（小島、1983）小島の論に山岳信仰が琉球に古くから存在した根拠は示されていないが、グスク聖域は丘陵頂部を信仰の中心としているという筆者の考えと、頂部により強い聖性を見出す本土の山岳信仰とは共通するものがある。

⁵ 高良倉吉は、聖域が人為的につくられたものであったならば、支配者の滅亡とともに聖域も失われていたはずであると指摘し、聖域は城塞に先行して存在したと述べている。（高良、1980、163）また、吉岡康暢は、グスクから出土する輸入陶磁器の研究から、主要グスクに聖地としての機能も想定している。（吉岡・門上、2011、233）

⁶ グスク聖域説を唱えた仲松は、首里グスクと中城グスクを例にとり「神のおられるグスクを保護していた豪族が、それに隣接して居館を建て」（仲松、1990、86）たと述べているように、城塞であることが明らかなグスクに関しても、支配者の聖域内への侵入を認めていない。

⁷ 「グスク時代」の定義は研究者によって様々であるが、本稿では、浦添ようどれが造営された13世紀末から玉御殿の造営された1501年までの墓を、すべてグスク時代のもものと捉えて議論を進める。

⁸ 玉御殿が現在みられる木造建築を模した形に構築されたのがいつのことなのかは判然としない。しかし、岩山の一部である自然岩A・Bが、玉御殿造営以前から物理的に存在していたことは間違いない。

⁹ 第2尚氏の歴代国王は、「てだこ」と称される場合もある。

¹⁰ ただし、グスク時代において、丘陵頂部のイベ石は、石神であったのか、磐座の機能を有していたのか判然としない。しかし、イベ石の存する場合は、少なくとも、現世での神の位置であることに違いないので、ここでは、イベ石と同レベルに存する支配者の住居を「神と同位」にあると表現する。

¹¹ 安里進は、「英祖王権を対外的に誇示するために、初期浦添ようどれを牧港から願望できるように造営した」と考

えている。(安里、2006)しかし、牧港から浦添ようどれまでは直線にして3km弱の距離があり、なぜもっと近場に造営しなかったのかという疑問が残る。また、日中は日陰になる北面の洞窟内に建物を築くという構造も、見せるというには不合理であろう。

¹² 浦添グスク西側城壁の内側の平場が人為的に造成されていることは、発掘調査によって明らかにされた。(浦添市教育委員会、2009)

¹³ 西側城壁根石の下層から洪武通宝(初鑄1368年)が出土している。(浦添市教育委員会、2009)

¹⁴ 『球陽』巻一(1745年)に英祖の事績のひとつとして「始築墓于浦添名其山曰極楽山」(始めて墓を浦添に築く。その山を名づけて極楽山と曰う。)と記載されているように、浦添ようどれが築かれた山が極楽山と呼ばれていたことが分かる。「極楽山」は、狭義に浦添ようどれ、広義に浦添グスク西端丘陵一帯を意味していた可能性を示唆する。(東江、1989)

¹⁵ 安里は、極楽寺が浦添ようどれに建立されたと考え、現在の2つの墓室の内、一方に浦添ようどれ、もう一方に極楽寺が建立されていたという想定をしている。(安里、2008、213)筆者は、極楽寺の中心的施設は浦添グスク西端丘陵の頂部にあったと考えているが、それに関しては別稿で改めて論じたい。

¹⁶ 放射性炭素年代測定により、木製厨子に納められた人骨の大部分は、13世紀後半から15世紀前半の範囲に収まることが分かっている。(浦添市教育委員会、2008)

¹⁷ 小島は、伊是名グスクを背後にして造営された伊是名玉御殿(尚真の造営とされる)に注目し、伊是名玉御殿が伊是名グスクの山麓に造営されたのは、「城山(伊是名グスク)に寄せる古来の宗教観念を抜きにしては、理解できないことであろう」(括弧内引用者)と述べ、支配者階級と聖地の関係に注目している。(小島、1980)

参考文献

安里 進『琉球の王権とグスク』山川出版社 2006年

「英祖王陵浦添ようどれの造営と改修の年代」『第11回琉中歴史関係国際学術会議論文集』琉球中国関係国際学術会議 2008年

浦添市教育委員会『浦添ようどれⅡ 瓦溜り遺構編 一史跡浦添城跡復元整備事業に伴う発掘調査報告一』2005年

『当山世利原古墓群 当山宗地原近世墓群 世利原の近世墓 浦添大公園整備事業に伴う発掘調査報告書』2008年

『浦添城跡 内郭西地区 西側城壁 一史跡浦添城跡復元整備事業に伴う発掘調査報告書一』2009年

沖縄県教育庁文化課『金石文 一歴史資料調査報告書Ⅴ一』沖縄県教育委員会 1985年

沖縄市立郷土博物館(編)『沖縄市の遺跡 一第2次分布調査報告書一』沖縄市教育委員会 2002年

恩納村博物館『護佐丸展～護佐丸関連のグスク～』2007年

勝連町教育委員会『勝連城跡 昭和56年度本丸南側城壁修復に伴う遺構発掘調査報告』勝連町教育委員会 1983年

宜野座村立博物館『宜野座村立博物館紀要 ガラマン』12 2006年

宜野座村教育委員会『漢那ウェーヌアタイ遺跡発掘調査報告書』1990年

球陽研究会(編)『球陽 原文編』角川書店 1974年

具志川市教育委員会『具志川市の文化財 第1集 一埋蔵文化財編一』1991年

小島瓊禮「沖縄の聖地 ーグスクとテラと」『現代宗教ー3 特集・聖地』春秋社 1980年

『琉球学の視角』柏書房 1983年

高良倉吉『琉球の時代ー大いなる歴史像を求めてー』筑摩書房 1980年

武部拓磨「城塞的グスクにおける聖域の考察」浦添市美術館(編)『よのつち 浦添市文化部紀要』

第5号 浦添市教育委員会文化部 2009年

「続・城塞的グスクにおける聖域の考察」浦添市教育委員会文化部文化課（編）『よのつち 浦添市文化部紀要』第6号 浦添市教育委員会文化部 2010年

中城村教育委員会『中城城跡 ―北の郭西側城壁及びウフガー周辺の整備に伴う発掘調査報告―』
2002年

仲松弥秀『神と村』梶社 1990年

今帰仁村教育委員会『百按司墓木棺修理報告書』2004年

文化財建造物保存技術協会『重要文化財 玉陵復原修理工事報告書』玉陵復原修理委員会 1977年
（沖縄開発庁 沖縄総合事務局 開発建設部『沖縄県内文化財復元・修理等工事報告書集2』
1987年 所収）

外間守善・波照間永吉『定本 琉球国由来記』角川書店 1997年

吉岡康暢・門上秀叡『琉球出土陶磁社会史研究』真陽社 2011年

古琉球初期における進貢・東南アジア貿易についての一考察

ー同時派遣の可能性をめぐってー

山 田 浩 世

(琉球大学特命助教)

1 はじめにー古琉球期の進貢使節派遣と東南アジア貿易

本稿は、古琉球期に見られた東南アジア貿易における派遣ルートの柔軟なありかた、その中でもとりわけ中国へ派遣される進貢使節との同時一体的な派遣の可能性について検討するものである。

古琉球期に行われたいわゆる中継貿易とは、琉球を基点に中国・東南アジア・日本・朝鮮の各地を結びつけながら展開した交易を指す。古琉球期に中継貿易が成立しえた背景には、中国が朝貢使節の派遣と対外交渉を結びつけて管理する朝貢一元体制の構築が強力に推し進められ¹、朝貢国以外への交易機会は排他的で朝貢国としての琉球が有利に交易を展開しえたことなどが指摘されている。連動して明初（14世紀末から15世紀前半）に朝鮮半島・中国沿岸で猖獗を極めていた倭寇（前期倭寇）対策の一環として、琉球への優遇的な政策（朝貢不時・貢道の自由）が採られていたことも関係していた。琉球優遇策の展開は、進貢規模の拡大を経済的・政治的に後支えするもので、中国商品が大量に流入することで交易を求める倭寇の受け皿としての機能を琉球に果たさせようとの意図があったとされる²。

筆者は、別稿で琉球優遇政策の一つに位置づけられる海船下賜の事例、及び古琉球期に見られた進貢使節の派遣形態に注目し優遇策の変遷や交易の展開状況について議論したことがある³。当初、海船の下賜から修理に至る多くの面で無償の給与が行われていたものの、倭寇の沈静化、永楽帝の進めた海外への積極的な外交策の転換に伴い、1440年代以降、段階的に優遇策は後退し自弁での修理や建造へて変化していった。また、派遣される使節の形態も明代を通じて一定ではなく、使節派遣を取り巻く環境の変化とともに、さまざまな形態が確認され、明初に形成されていた中継貿易を支える諸条件も崩れ去って行った。外交・交易を担う使節の派遣方法は、従来述べられてきたよりも変化に富み、柔軟で流動的な様相を呈していた。

古琉球期に展開された交易、とりわけ明朝への冊封・進貢関係樹立後の琉球の交易活動には、一般に中国への進貢使節派遣に伴う朝貢貿易と東南アジア各地へ渡航して香辛料等を持ち帰る東南アジア貿易が特筆されてきた。この他に倭人海商との交易、数は限られていたものの朝鮮との交易など、直接・間接を織り交ぜた交易も展開され、近世期に比べ広範で多様な地域との関係が展開されていた。

当該期の琉球の東南アジア諸国への派遣は、暹羅国（シャム、貿易派遣船数59回）、満刺加国（マラッカ、同20回）、爪哇国（ジャワ、同6回）、大泥国（パタニ、同11回）、蘇門答刺国（スマトラ、同3回）、旧港（パレンバン、同4回）、巡達国（スダ、同2回）、安南（ヴェトナム、同1回）を数え、渡航回数や派遣の集中する時期など時代的な変遷はあるものの、明初より16世紀後半まで長きにわたって見ることができる⁴。

東南アジアへの使節派遣については、戦前からの研究蓄積があり、秋山謙蔵・小葉田淳・東恩納寛惇・安里延の代表的成果を見ることができ、これら各氏の研究は古琉球期の進貢貿易に関する基本的

な研究成果ともなっている⁵。この中で中国・東南アジアとの貿易については、項目を分けてそれぞれ個別に分析がなされてきた。戦後、東アジア・東南アジア全体の動向、琉球の対外交易の一環としての進貢貿易・日本交易の動向との統一的な解釈を追求する研究が見られたものの⁶、古琉球期の中でもとりわけ多様な派遣実態を示す15世紀前半に関する研究は低調で、進貢使節派遣との連動性などといった問題も十分に検討されているとはいえない状況にある。

従来の東南アジア貿易へのまなざしは、進貢貿易の展開とは別個独立したものとして見なす傾向にあり、進貢貿易と東南アジア貿易を縦割りの理解する方法がとられてきた。本稿ではこれら先行研究の傾向を踏まえ、明初における琉球の派遣形態の変化を念頭に、正統6年（1441）に見られた進貢・東南アジアへの特異な派遣例に着目して、従来検討されてこなかった東南アジア・中国への同時一体的な派遣の可能性を検討し、古琉球初期の派遣実態について考察して行くこととしたい。

2 正統6年（1441）における使節派遣

明初には中国・東南アジアへの旺盛な交易活動が展開され、例えば正統6年（1441）には以下のような使節派遣を確認することができる。『歴代宝案』の記録をもとに確認される使節は、以下の7派遣である。派遣を裏付ける史料については、『明実録』の記載とも合わせて後述していくこととし、まずは中国と東南アジアへの派遣がどのように展開されていたのか見ていくこととしたい⁷。

【派遣1】使者阿普斯古を筆頭とする爪哇（ジャワ）への派遣

【派遣2】長史梁求保を筆頭とする進貢（進貢・報巴志訃・請封）使節派遣

【派遣3】使者楊布・明泰を筆頭とする進貢使節派遣

【派遣4】使者達福期を筆頭とする慶賀（万寿聖節）使節派遣

【派遣5】使者伍是佳を筆頭とする慶賀（万寿聖節）使節派遣

【派遣6】使者吉旦坦を筆頭とする慶賀（万寿聖節）使節派遣

【派遣7】長史達福期を筆頭とする爪哇（ジャワ）への派遣

全7派遣の内訳を見ると東南アジアへの派遣が2件、慶賀を含めた進貢派遣が5件となっている。また、琉球では正統4年（1439）に尚巴志が亡くなっており、世子尚忠の名義での派遣となっていた。この後、正統7年（1442）頃に尚忠が冊封されていること、【派遣2】の梁求保が尚巴志の訃報を知らせるとともに請封を願い出ていることから、数年以内に冊封使節の来琉が政治日程に上っていたことを知ることができる。では、各派遣の展開状況を『歴代宝案』と『明実録』の記載を相互に参照しながら見ていくこととしたい。

【派遣1】の阿普斯古の記録は、『歴代宝案』1-40-27号文書にあり、その発給月日は4月19日となっている。当然、この発給月日と使船が琉球を出航した時期とには、時間的ズレがあるものと考えられ、この場合、発給月日以降に琉球を出航したものと想定しておくのが良いであろう。阿普斯古を筆頭にジャワへの派遣も行われており、その使船は「安字号船」が使用されていた。阿普斯古（安字号船）はその後の『明実録』・『歴代宝案』の記録によれば、ジャワへの派遣途上に中国沿岸へ漂着したようである。その過程は以下のようなものであった。

条文中には、使者阿普斯古の名前と正統6年閏11月26日の月日があり、琉球での文書発給日から約8カ月後の状況が記されている⁸。船はジャワに赴き胡椒・蘇木を買い付けようとしたものの、大風に遭遇して船が損壊し、東影山（福建沿岸、特に媽祖列島東北海上の東永山と比定⁹）に漂着してしまった。さらに漂着の際に進貢のために赴いたと詐称し寄港して修理を行うとした経緯が記されてい

る。この際、船に乗せられていた「護船器械」（護船用の武器）は福建当局に没収され、この器物の返還を求める記録が『歴代宝案』1-17-13号文書に残されている。対して中国側は、漂着の災難にあった使節に対し撫恤を加え「其悉以原収器物給之」、すなわち接收した全ての物品の返却と自弁による船の修理を許可する旨、さらにその修理が完了した際には、帰国の手続きを進めて本国への帰還を促す指示を出していた。阿普斯古の一团は、大風に遭遇しジャワに赴くことができず、同年末まで福建で船を修理し、その後、帰国したこととなる。

同事件について言及した翌年の正統7年（1442）9月10日発給の『歴代宝案』1-17-13号文書からは、先に見た『明実録』の記載と同様に、船が下年の進貢に備えるためジャワに赴き交易しようとしたものの、船具を失い福州府閩県にいたった経緯がのべられている。また、福建の三司（都司・布政司・按察司）に磁器を接收され船を自弁で修理し、商品である磁器のみを積載して翌年9月までに帰国していたことを確認することができる。

次に、【派遣2～7】の派遣は、すべて7月6日付け発給の文書により確認される。まず、【派遣2・3】は、『歴代宝案』1-17-11号文書の礼部宛咨文にその派遣が確認され、「今、長史梁求保、使者楊布・明泰等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び義字等号海船二隻に坐駕し、共同に馬二十疋・硫黄四万斤を装載し管送して京に赴き朝貢せしむ」とあって、長史梁求保と使者楊布・明泰等が二隻の船に分乗し、馬20匹・硫黄四万斤をもって進貢している。

主な用務は、①先の貢物による進貢、②正統6年4月26日に逝去した尚巴志の訃報とそれに伴う尚忠冊封への請願¹⁰、③附搭する蘇木交易の便宜を図ること¹¹の三点であった。当時の琉球使節は、同一の任務を持ちながら複数の使船を同時に派遣する形態をとっており、【派遣2・3】も同一の任務を帯びた一つの進貢使節として見なされるものである。

彼らのその後の動向について『明実録』にも翌年の1月27日に梁求保が、明側へ尚巴志の逝去と尚忠への冊封を要請していることが見える¹²。『歴代宝案』に収録された礼部宛咨文の琉球での発給から約7カ月（この年は11に閏月があり）後に、中国側へ到着し上奏したことが分かる。【派遣3】の使者楊布・明泰について『明実録』に記載は見られないが、同様に中国側へ進貢を果たしていたと考えられ、翌年の正統7年9月10日付けの『歴代宝案』1-17-13号文書には、明泰を正旦令節の慶賀のために派遣するとの記載があり、翌年9月までには帰国していたようである¹³。

【派遣4・5・6】もまた一つの船団を形成しており、派遣を命ずる文書が『歴代宝案』に残されている。該当部分を引用すると、「今、使者達福期等を遣わし、使者伍是佳・吉且坦等と共に、共同に表文一通を齎捧し、及び永字等号海船三隻に坐駕し、通共に馬四十疋・硫黄五万斤を装載し、管送して京に赴き、正統六年の万寿聖節を慶賀せしむ」とあり、正統6年の万寿聖節を慶賀するため使者の達福期・伍是佳・吉且坦等を「永字号海船」その外二隻（地字・恭字号海船の計三隻）で派遣すること、貢物として馬40匹・硫黄五万斤を進貢することが述べられている¹⁴。三人の使者と三隻の使船は、万寿聖節の慶賀のために派遣された使船群であり、先の請封・進貢を行う別のグループとして派遣されたもので、正統6年には二つの船団、すなわち常例進貢を行う船団と慶賀を行う船団が派遣されていたことが分かる。

彼らのその後の動向について達福期と吉且坦の入貢の記載がそれぞれ『明実録』に残されている¹⁵。達福期については、翌年の正統7年4月7日までに進貢を行った上で、宴席と綵幣の回賜を賜っていた。また、吉且坦についても翌年の7月18日までに進貢を行い、宴席と綵段表裏・布の回賜を受け取っていたことが分かる。それぞれ『歴代宝案』に所収された文書の発給月日から約9カ月、1年近くを経て進貢から回賜までを済ませていたこととなる。正統帝の万寿聖節（生誕日）は、旧暦11月11日で

あるが、同日までに使節が到着していたかは、管見の限り明らかではない。

【派遣7】も先の【派遣2～6】と同様に7月6日付けで文書の発給を受けているが、行き先は東南アジアのジャワとなっていた。詳細をみると『歴代宝案』1-40-28号文書には、「今、長史達福期等を遣わし人船一隻を管駕し、咨文一通を齎捧し並びに礼物を齎し、前詣して王殿下も奉献せしむ。謝を表して以て遠意を伸べ、心に懐い感じて忘れず。万望むらくは、海納せよ。以為えらくは四海一家、永く和好を通じ往来して盟を堅くせん。今差わす人船は仍お乞う、遠来せるを憐恤し、早やかに盤纏等貨を貿易し、回國せしめんことを」とあって、今回長史達福期を派遣する旨、「王殿下」への礼物として白段9匹・藍段2匹・緑段1匹・素青紵絲13匹・彩色扇30把・腰刀10把・小青碗2000個・小青盤400個」を供する旨が記されている¹⁶。贈られた品々には、中国産の織物や青磁が見られるとともに、日本経由の産物と考えられる腰刀や扇子などが見える。

以上、7つの派遣を整理してきた。1441年における派遣船は、全体的として三つの任務に属するグループとして類別（常例進貢・請封を行う【派遣2・3】と万寿聖節慶賀のための【派遣4～6】、東南アジアへの交易を展開する【派遣1・7】）でき、多くの使船が同時に派遣されるという古琉球期の使節派遣形態の特徴を備えたものであった。ただし、確認された各派遣同士をあらためて検討すると、相互に矛盾する派遣が存在している。それが【派遣4】と【派遣7】に登場する達福期の存在である。9月4日付の発給文書によって確認される二つの派遣（万寿聖節と東南アジア）は、共に達福期に任じられているのである。次項では、達福期が同時に異なる使節に配属されている点について詳しく見ていくこととしたい。

3 達福期への二つの任務と中国・東南アジア同時派遣の可能性

同時派遣の可能性と使者・字号船

先の7つの派遣状況をまとめたのが次の〔表1〕である¹⁷。表中には達福期の乗り込む派遣が二つ（【派遣4】と【派遣7】）見出される。ただし、古琉球期の『歴代宝案』に登場する琉球人名には必ずしも統一された漢字名を使用しないという問題があり、同一人物による派遣とするに疑われる状況も存在する。なぜ二つの派遣に同名の使者が見出されるのであろうか、同派遣について詳しく見て行くこととしたい。

〔表1〕1441年の琉球船派遣事例表

派遣No.	西暦	発給月日	入貢月日	長史	使者	字号	目的
派遣1	1441年	4月19日			阿普斯古	安	ジャワ
派遣2	1441年	7月6日	翌正月27日	梁求保		義	進貢、報巴志訃、請封
派遣3	1441年	7月6日			楊布・明泰	勇	進貢
派遣4	1441年	7月6日	翌4月7日		達福期	永	万寿聖節慶賀の進貢
派遣5	1441年	7月6日			伍是佳	地	万寿聖節慶賀の進貢
派遣6	1441年	7月6日	翌7月18日		吉旦坦	恭	万寿聖節慶賀の進貢
派遣7	1441年	7月6日		達福期		永	ジャワ

まず、達福期による派遣を述べた咨文の発給月日は、慶賀進貢、東南アジア派遣ともに7月6日付けである。これはすなわち、同日に「達福期」に対し慶賀進貢・東南アジア派遣を命じたことを示しているが、直截に同一人物が異なる使節に属したとは断定できない。ここで重要となるのが、『歴代宝案』1-40-28号文書の後段の文章（補足文）に記載された船の問題である。

すなわち同文書の補足文の記載をみると、達福期を筆頭とする東南アジアへ派遣された船も慶賀進貢を命じられた船も「永字号船」と記されていることを見ることができる。当時の琉球船は、中国から下賜された船が使用されており、それぞれに漢字一字を冠して管理され、個別に認識されていた。筆頭の使者名と同一の字号船の使用、それらへの同日付での咨文の発給という状況から、同じ使節がそれぞれ中国・東南アジアへの派遣を命じられていたという可能性が高い。

同時派遣を想定するとした場合、どのような派遣と考えることができるのであろうか。考えうる可能性は、①先に中国に進貢し、中国沿岸から東南アジアへ向かう、②東南アジアへ先に向かい、帰路中国へと進貢するという二つのルートであるが、記載された礼物の状況から次のようなルート、すなわち①の可能性が高いと考えられる。

『歴代宝案』には、進貢や東南アジアへの派遣に際し積み込まれた貢物や贈答の物品（礼物）が記載され、中国へは馬10匹、硫黄二万斤大を¹⁸、ジャワへは「白段9匹・藍段2匹・緑段1匹・素青紵糸13匹・彩色扇30把・腰刀10把・小青碗2000個・小青盤400個」が贈られていた¹⁹。同時派遣とした場合、これらの貢物や礼物が同時に積み込まれたと考えられるが、硫黄二万斤は長期的な保存は可能であるとして、馬を長期にわたって積載していたと考えるのは合理性を欠きそうある。先に遠方のジャワへ派遣するというメリットも見いだされないことから、同時派遣を想定した場合に中国から東南アジアへ向かうというルートが採られた可能性が高そうである。

同時派遣の実施とその後

同一の船・使臣、同日付けでの咨文の発給などから、中国への進貢と東南アジアへの同時派遣が想定されることを検討してきたが、実際の派遣はどのように推移したのであろうか。『歴代宝案』1-40-28号文書には、補足の一文が付されており、同部分の記述からいくつかの重要な事実が明らかとなる。先に結論を示せば、同時派遣の可能性ではなく同時派遣が実際に企図され、さらにその企図が一度は実施に移されたものの途中中止されたという事実である。まずは、その補足文を示し、『歴代宝案』（訳注本）に付された読み下しと解釈について引用し、検討を加えていきたい。

永字号船 通事梁琦

（永字号船通事梁琦）

至本年十月初一日遭風使回 本月初三日開洋

（本年十月初一日に至り、風に遭いて使は回る。本月初三日開洋し、）

此文停了

（此の文は停めて了る。）

『歴代宝案』1-40-28号文書の後段に付された記載の文（補足文）とは、各文書発給以後の出来事を含め、特筆すべき経緯を述べた追記の文書となる。一般に『歴代宝案』の末尾に上記のような追記の文、すなわち発給以後になんらかの事情で文章が書き加えられるという例は少ないが、まったく見られないものではない。古琉球初期の『歴代宝案』には、このような本文に付された追記の文が添

えられる例は多々見られ、同文もまた、その一例として理解できる。

補足の文章（「本月初三日開洋し」）に対し、『歴代宝案』訳注本の注釈は、次のようなコメントを付している。「ここには再度出発したとあるが、〔40-30〕によれば、本文書の永字号船は爪哇国には到達していないようである」²⁰。すなわち、正統6年7月6日に発給された同文書の使節（ジャワ派遣）は、同年10月1日に那覇を出発したものの、風によって那覇へ吹き戻され、ジャワには派遣されなかったことが、40-30号文書の記載によって確認されるところ。

『歴代宝案』1-40-30号文書（1442年10月5日発給）の該当する記載を見ると、以下のようなものである。「本より去年に正使人等を差遣し、海船二隻に坐駕し前来して、船、風に遭いて楫損失するに因り漂回す」、すなわち、去年（1441年）派遣した船二隻は、風に遭い船具の損失によって引き帰したというのである。該当する二隻とは、【派遣1】の阿普斯古の乗った安字号船（先述したように福建沿岸に漂着し、自弁で船を修理し帰国している）と問題となっている【派遣7】の達福期の乗った永字号船のことと解釈するのが妥当であろう。この『歴代宝案』1-40-30号文書の記載から、『歴代宝案』1-40-28号文書に付された後段の「本年十月初一日に至り、風に遭いて使は回る」の記述が傍証されるとともに、ジャワ派遣がトラブルにより取り止めになったことを知ることができる。

ここで改めて問題となるのが、その後の「本月初三日開洋し、此の文は停めて了る」の部分である。『歴代宝案』（第二冊訳注本）では、船がジャワ派遣を取りやめた点について解釈はしているものの、再度の開洋、すなわち漂回後に再度出航したとする記述について詳しくは追及していない。では、永字号船は、どのような行動をとっていたのであろうか。

永字号船の足取りを示す記述が確認されるのは、『明実録』に記録された達福期の入貢記録である。正統7年4月丁酉（7日）の条に「琉球国中山王尚忠、使臣達福期等を遣わして、表を進め馬及び方物を貢す。宴を賜い並びに綵幣等を賜うこと差有り」とあって、翌年の4月に進貢し、宴や回賜を受けていたことが記されている。このことから達福期を載せた永字号船は、中国へ進貢していたことが分かる。すなわち、ジャワへの派遣は見合わせられたものの、【派遣4】として確認される達福期の進貢派遣は実施されていたのである。

この1-17-12号文書に記された【派遣4】（慶賀進貢派遣の咨文）の存在を加味し、あらためて『歴代宝案』1-40-28号文書の追記の文を解釈すると以下のようなになる。「永字号船通事梁琦、本年（1441年）10月1日に風に遭い使節達は琉球に帰ってきた。その後、同月3日に使節は（慶賀進貢のため）那覇を出航したので此の文（爪哇派遣の咨文）を使用しないこととして終わる」と言うものである。1-17-12号文書に記された「永字号船」と達福期に示されていたもう一つの任務（慶賀進貢）の存在を加味することで、再度の出航の意味を解釈することが可能となるのである。

また、重要なことは、トラブルによって果たされなかった旨を述べていることから、一度はジャワへの派遣が実行に移されていたことを伝えていることである。正統6年（1441）7月6日付けで同船には慶賀進貢の任務に就いていたことを示す咨文があり、その他の派遣船【派遣5～6】と共に文書が作成されていた。このことを踏まえると当初から慶賀進貢とジャワ派遣が同時に達福期に指示されていたこと、すなわち中国と東南アジアへの同時一体的な派遣が命じられていたことを知ることができそうである。

4 おわりに一中国・東南アジアへの同時派遣とその歴史的意義

ここまで検討した達福期とその搭舟した船である永字号船の辿った行程を時間軸に並べ整理すれば、以下の〔表2〕のような形となる²¹。

〔表2〕達福期（永字号船）の行動状況

西暦	日付	内 容
1441年	7月6日	万寿聖節の慶賀進貢（達福期、伍是佳、吉且丹へ）の咨文が発給される。
	7月6日	ジャワへの派遣（達福期（通事梁琦）へ）の咨文が発給される。
	10月1日	永字号船風に遭い楫損失するに因り漂回す。使は回る。
	10月3日	永字号船開洋す。此の文（40－28号文書）は停めて了る。（ジャワ派遣を断念。）
1442年	4月7日	達福期表を進め馬及び方物を貢す。
	10月5日	ジャワへの派遣（通事梁琦へ）の咨文が発給される。

正統6年（1441）7月6日付けで達福期の万寿聖節の慶賀進貢、ジャワ派遣を示す咨文が発給されていたことから、同派遣は始まる。同時期の『明実録』、『歴代宝案』の各文書の追記などが残されていたことも幸いし、同船が文書発給の3か月後の10月1日に一度那覇を開洋しトラブルにより戻ってきたこと、損害が軽微であったのか二日後の10月3日に再度開洋していたことなどを知ることができた。また、ジャワへの派遣を示す1－40－28号文書に「停めて了る」と記されていたことから、開洋後に中止した経緯が明らかとなり、一度は中国・東南アジアへの同時一体的な派遣が行われたことを示すものともなっていた。

使節の足取りが次に確認されるのは、翌年の4月7日付けの『明実録』の記録で、同日までに進貢し（合せて北京へ上京を済ませていたことを示す）宴と回賜を下されていたことを知ることができる。その後の使節がどのような行動をとったのか断片的な記述に頼るほかないが、正統7年（1442）の10月5日に達福期とともに永字号船に搭舟していた通事の梁琦へ前年に叶わなかったジャワ派遣を命じる咨文が発給されていることから、この頃までに永字号船（とその使節）は琉球へ戻って来ていたことが推察される。

以上、達福期の搭舟した永字号船の中国・東南アジアへの同時一体的な派遣の可能性（実際には、途上のトラブルにより中止）について検討してきた。従来、中国への進貢派遣と東南アジア派遣が、一隻の船で同時に行われたという可能性についての議論をみられなかったが、永字号船の例を検討する限り、中国と東南アジアへの同時一体的な派遣もまた使節派遣の選択肢の一つとして存在していたことを指摘できそうである。

もっとも、1441年における達福期の派遣は、琉球の使節派遣の特殊なケースであったのではないかという問題が残されている。『歴代宝案』に記録された古琉球期の使節派遣の事例を今一度整理し、達福期の例に見られたような同時派遣を窺わせる派遣を検討すると、例えば以下のような事例をみることができる。

洪熙元年（1425）に派遣された仁字号船に搭舟した浮那姑是の使節へも、同年付けで中国と東南アジア（シャム）へ派遣する旨の咨文が確認される。もっとも進貢を示す『歴代宝案』1－16－04号文

書（礼部宛て咨文）の日付が同年の12月17日とあるのに対し、東南アジアへの派遣を示す『歴代宝案』1-40-02号文書の日付は、洪熙元年（1425）とあるのみで月日が脱漏しており、同日付けの発給であるのか否かは確認できない。ただし同年に作成されたその他の東南アジア派遣を指示する『歴代宝案』1-40-01号文書にも月日はなく、同時期の文書に月日を欠く例が多々見られることから、月日の欠如それだけをもって派遣の有無を断定することはできないが、ここでも一船による同時派遣の可能性を想定させる例が確認される。

ここまで挙げた2事例は、15世紀前半の明初におけるものであるが、明初の『歴代宝案』の記録が1425年以降から1441年までの短い期間を収録するのみで、その後は1470年以降の記録となっていることを考慮すれば、2事例とも記録の残された約15年（1425～1441年）の間に属しているという特徴を見出すことができる。特定の一時期に集中して見出される多様な派遣実態の歴史的背景には、明初における琉球への優遇策（貢期不定、貢道の自由等）によって規制に縛られない派遣の在り方が許容されていた可能が示唆される。

中国・東南アジアへの同時一体的な派遣を指向させた各派遣の歴史的背景が如何辺りにあったのか、断片的な史料状況もあり今後の検討課題とせざるをえないが、従来、通念的に分けられ捉えられてきた中国・東南アジアへのそれぞれの派遣、とりわけ明初における派遣はより柔軟な選択肢が存在していたことを本稿の検討から指摘できよう。明初における使節派遣は、中国と東南アジアへの派遣を画一的に分けしえない多様な実態を伴っており、後代に比べて柔軟な派遣形態が選択されうる可能性を残していたと言えそうである。

¹ 朝貢一元体制については、岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』第85号（東京大学東洋文化研究所、2005）を参照。

² 従来の明朝からの積極的な琉球への優遇策の政策的意図を議論したものとして、岡本弘道「明朝における朝貢国琉球の位置づけとその変化—14・15世紀を中心に—」『東洋史研究』第57号4巻（東洋史研究会、1999）を参照。

³ 明朝より下賜されていた海船の時代的変遷やその後の進貢船の使用状況については、拙稿「古琉球における海船の変遷とその状況—進貢・東南アジア派遣船を中心に—」『よのつち』3号（浦添市教育委員会、2007）、古琉球期の進貢使節の形態の変遷については、拙稿「古琉球における進貢使節派遣再考」『第一回琉中関係国際学術討論会論文集』（琉中関係研究会、2009）を参照されたい。

⁴ 派遣回数については、『歴代宝案』と「梁姓家譜」の記載を照らし合わせ集計した真栄平房明「15・16世紀における琉球＝東南アジア貿易の歴史的的位置」『琉大史学』12号（琉大史学会、1981）の成果による。

⁵ 各氏の代表的成果をあげると、秋山謙蔵『日支交渉史研究』（岩波書店、1939）、小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』（日本評論社1939、増補版臨川書店、1993）、東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』（初版1941、『東恩納全集』3巻、第一書房、1979）、安里延『沖縄海洋発展史—日本南方発展史序説—』（琉球文教図書、1941、再版1967）がある。

⁶ 琉球—東南アジア交易に関する研究動向と歴史的位相については、前掲真栄平論文が有用である。進貢貿易を軸に古琉球における大交易時代の象徴として東南アジア交易を描き出したものとして、高良倉吉『琉球の時代』（ひるぎ社、1980）があり、東南アジアの華僑社会の動向から描き出した代表的な研究に和田久徳「十四五世紀における東南アジア船の東アジア来航と琉球国」『球陽論叢』（ひるぎ社、1986）がある。それぞれ参照されたい。

⁷ 本稿では、『歴代宝案』『明実録』からの引用をそれぞれ『歴代宝案』校訂本1～2、訳注本1～2（沖縄県教育委員会1992～1997）と和田久徳・池谷望子・内田晶子・高瀬恭子『歴代宝案編集参考資料『明実録』の琉球資料』（1）（2）（沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室編2001～03）に拠った。典拠史料については煩雑となるので、別記なき場合は上記からの引用としたい。

⁸ 原文には以下のようにある。「巡按福建監察御史鄭顥等奏、琉球国通事沈志良・使者阿普斯古、駕船載瓷器物等物、往爪哇国、買胡椒・蘇木等物、至東影山、遭風桅折、進港修理、妄稱進貢。今已拘收人船、將前項物貨并護船器械、發福州府大儲庫、收頓聽候。上曰、遠人宜加撫綏。況遇險失所。尤可矜憐。其悉以原收器物給之、聽自備物料修船、

完日、催促起程、回還本国。」(『明英宗実録』正統六年閏十一月己丑の条(『『明実録』の琉球資料(2)』英宗実録(24))

⁹ 『『明実録』の琉球史料(二)』82頁、英宗実録注釈(131)の「東影山」の項参照。

¹⁰ 「一件世襲事不幸父王尚巴志於／正統六年四月二十六日薨逝／切思本國遠處海邦久停國政／深爲不便緣就權管印信國事／今將事因理合通行乞照上年／先祖事例／欽賜襲封王爵并皮弁冠朝服等件／便益除具并遣長史梁求保等齎捧赴／京奏／聞外令行咨請知會施行」とある。

¹¹ 「一件番貨事所有蘇木附搭□□／前來煩爲便益遠人事例／奏賜施行」とある。

¹² 『英宗実録』(25) 参照。

¹³ 『歴代宝案』1-17-13号文書に、「一件爲慶／賀事今遣使者明泰等齎捧／表文壹□及坐駕勇字號海船壹隻裝載馬／壹拾匹硫黃貳萬斤赴／京慶／賀正統□年／正旦令節通乞咨請／進收咨請施行」とある。

¹⁴ 『歴代宝案』1-17-12号文書。

¹⁵ 達福期は『英宗実録』(27)、吉旦坦は『英宗実録』(28)にそれぞれ入貢の記録がある。

¹⁶ 『歴代宝案』1-40-28。

¹⁷ 発給月日は『歴代宝案』の文書から、入貢月日は『明実録』の記録によっている。

¹⁸ 『歴代宝案』1-17-12号文書。

¹⁹ 『歴代宝案』1-40-28号文書。

²⁰ 『歴代宝案』第二冊(訳注本)p394から引用。

²¹ 表の作成には『歴代宝案』1-17-12、1-40-28、1-40-30号文書、『英宗実録』(27)を使用した。

琉球漆器における葡萄栗鼠の図様について

― 浦添市美術館所蔵作品を中心に ―

森 根 涼 子（浦添市美術館）

一、はじめに

葡萄と栗鼠を組み合わせたモチーフは、古くは中国明代の陶磁器に確認でき、以降日本や朝鮮半島、ヴェトナムといった東洋各地の工芸品や絵画などに取り入れられてきた。葡萄や栗鼠の存在しない琉球では主に漆器の文様に用いられてきたが、それらの作風や加飾技法は変化に富み、現存する作品数は他の地域と比較しても少なくはない。この文様は中国から伝えられた子孫繁栄を意味する吉祥文であるとされ、これまでも度々取り上げられてきた。しかし、実際にどのような経路でいつ頃伝わったのか明確なことは分かっていない。琉球漆器に見られる葡萄栗鼠の図様を改めて整理し、他の地域の同文様と比較することで文様伝来の経路などが見えてくる可能性はないだろうかと筆者は考えている。

本稿ではその前段階としてまず、琉球との関係が深い中国や日本、そして朝鮮半島で葡萄栗鼠のモチーフが成立・伝来し、用いられていく過程をおおまかではあるが考察し、次に浦添市美術館収蔵作品に見られる葡萄栗鼠文漆器の各図様の特徴をまとめた。

二、葡萄栗鼠文様の成立過程をめぐって

東洋における葡萄文様の出現は、中国漢代に西域から葡萄がもたらされたことに由来すると考えられている^{（註一）}。葡萄栽培の進んだ唐代になると葡萄唐草文様が流行し、その影響は日本・朝鮮の瓦や鏡といった工芸文様にも確認できる。こうした文様は、朝鮮で十二世紀頃まで用いられてきたが、日本では平安時代以降ほとんど見られない。しかし、近世に入ると再び葡萄文様が表されるようになり、特に栗鼠との組み合わせが好まれたようだ。図様の面では、古代の葡萄唐草は同じパターンを繰り返す連続文様が主流であったのに対し、近世以降の葡萄や葡萄栗鼠文様は一つ一つ描き分けているものや筆勢を表したものなど、絵画に起因する表現が頻繁に見られる。河原正彦氏によると、近世の葡萄や栗鼠の文様は絵画で形成された表現様式の影響を大きく受けているという^{（註二）}。近世の葡萄や葡萄栗鼠文様に繋がる絵画の記録として、中国北宋時代の徽宗帝撰『宣和画譜』（一一二〇年）の花鳥四には「蒲萄枇杷図」や「石榴蒲萄図」、「写生蒲萄図」などの記述が確認できる^{（註三）}。また、時代は下るが十六世紀初期の日本で書かれた相阿弥著『君臺観左右帳記』には、南宋時代に墨葡萄の名手として知られた日観、元代に栗鼠を描いた松田・用田・孫知軍の名が記されている^{（註四）}。特に日観については、宋

末元初に西湖周辺を放浪した禅僧であり、周囲から敬愛されていたなど多くの伝記が残る^(註五)。葡萄図が元・明そして朝鮮や日本でも描かれる

ようになったのは、日観の墨葡萄の影響によるところが大きい。一方、栗鼠を描いた作者の詳細は不明だが、葡萄に続いて栗鼠も一つの画題として描かれていたことは確かなようだ。幸いなことに、日本には元代水墨画の葡萄と栗鼠が数例伝わっており、当時の作風をうかがい知ることができる。井上家旧蔵の日観筆「葡萄図」は、日観が草書の筆法を用いたと言われるように、細かな形状にとられず全体的に粗放であるが、的確な描写や墨の濃淡で、野葡萄の奔放さや強さが表現されている^(註六)。こうした作風は、後世の豊かに実る葡萄とは趣が異なる。松田筆「枯木栗鼠図」は写実的で毛並は繊細に描写されており、いきいきとした表情や太く大きな尾の表現は同時代の他の栗鼠図にも共通する^(註七)。宋代から元代にかけては葡萄と栗鼠それぞれの画題が確立しており、元代の青花磁器の文様にも花鳥や草虫と共に描かれた葡萄が見られるが、葡萄と栗鼠を組み合わせたモチーフの作例や記録は今のところ確認できない。

明代の永楽～宣徳年間（一四〇三～一四三五年）の作例としては葡萄を主文様とした青花磁器や堆朱の盤などがあるが、葡萄栗鼠は成化年間（二四六五～一四八七）以降の青花磁器によく確認できる。「青花釉裏紅葡萄栗鼠文鉢」は、鉢の側面に垂下する葡萄と栗鼠を表しており、余白や釉の濃淡表現には水墨画の趣がある^(註八)。製作時期は清代とされているが、「大明成化年製」と銘のあることから、成化年製磁器の写しかと思われる。明代にはこの作風とよく似た青花磁器が数例確認でき、日本に現存する葡萄栗鼠を用いた作例は一五世紀後半以降であることから、水墨画に葡萄栗鼠が描かれ始めた時期は定かではないが、施釉技術の向上で磁器文様が水墨画の表現により近づいた成化年間には、陶磁器へと広まり定番の工芸文様となったことが推測できる^(註八)。しかし、現存する漆器に葡萄栗鼠文様はあまり見られないことから、中国における

葡萄栗鼠の図様展開は陶磁器類が中心であったものと思われ、時代が下ると水墨画とは異なる表現の文様も見られる。

日本では室町時代、一部の禅宗僧侶が日観などの葡萄図に倣っていたふしがあり^(註九)、禅宗の一派である臨済宗大徳寺（京都）の真珠庵には一五〇〇年前後の作とされる曾我宗丈筆「葡萄と栗鼠図」が伝わっている^(註一〇)。室町末～桃山時代（一五世紀後半）にかけては沈金や平文技法の漆器に葡萄栗鼠文様が数例確認できる他、イエズス会宣教師たちの注文で製作された漆器には葡萄文様が用いられた。南蛮文化の影響により葡萄栽培も広まったようで、江戸時代には江戸や京都でも葡萄が出回った^(註一一)。葡萄と栗鼠はもはや日本国内で見られる情景であり、蒔絵や寺院・城内の欄間彫刻といった工芸意匠にも用いられた。室町末から江戸前期頃までの葡萄栗鼠の図様の特徵としては、栗鼠の太く大きい尾を誇張する傾向が見受けられる。顕著な例をあげると、一七世紀中頃の作とされる「葡萄栗鼠蒔絵食籠」は、栗鼠の尾をいくつか付け足して大きな尾が表現されている^(註一二)。また、この作品のように葡萄棚を取り入れることも多い。

朝鮮では古いもので一六世紀頃の葡萄図、一七世紀頃の葡萄栗鼠図が現存しているが、それらは盛んに描かれ続け、後に屏風などの大画面にも用いられた。工芸品においては陶磁器や螺鈿漆器に確認でき、その作風は水墨画風のもの、民画を思わせる独特な図様のものの大きく二系統に分かれる。葡萄には栗鼠のみでなく草虫、猿や童子と組み合わせた作も見られる。

大雑把ではあるが、このように文様の成立過程やその後の伝播・普及状況を概観すると、かつては宋元画の画題であった葡萄と栗鼠が組み合わせられ、明代成化年間頃には工芸意匠へと発展して隣国へ伝わり、各々の地域性を帯びた図様となり、自国の文様の一つとして溶け込んでいった様子がうかがえる。

葡萄栗鼠文様が成立し隣国へ伝わったと考えられる一五世紀後半～一六世紀頃の琉球国内の様子は、『李朝実録』己亥成宗十年（一四七九）の項の琉球へ漂琉した朝鮮国人、金非衣等の見聞記録に見られる^{（註二〇）}。

そこには、国王の母が漆輦に乗っていたこと、寺の内部装飾や飯用の器、武具にも漆が用いられたことが記されている。文様や加飾技法に関する記述はほとんど見られないが、少なくとも一部の人々の間では漆が日常的に用いられていたことがうかがえる。また、荒川浩和氏・徳川義宣氏の著『琉球漆工藝』ではこの記録に加えて、沈金または箔絵と思われる技法や、密陀絵らしき技法で花鳥を描いた盆の献上記録などを紹介している^{（註二一）}。さらに、久米島には一五〇〇年頃の作とされる沈金丸櫃が現存していることなどから、一五世紀後半から一六世紀頃に成立してまもない文様が琉球に伝来したと仮定しても、漆器に文様をつける技術が十分に備わっていたものと考えられる。

三、琉球漆器における葡萄栗鼠の図様

葡萄栗鼠の図様の成立過程や各地域での作風を概観した上で、琉球漆器における葡萄栗鼠文様を改めて観察すると、図様上の新たな特徴が見えてきた。今回の図様調査では、時間や便宜上の都合から浦添市美術館の収蔵作品を対象とし、構造や技法等は過去に行われた調査報告書等を参考にした。また、図録『「館蔵」琉球漆芸』等で確認しやすいよう、作品名の下に蔵品番号を記した。

（一）朱漆鳥獣草花箔絵面盆（漆一〇〇） 一六～一七世紀

形状・構造 やや深めの湾曲した立ち上がりで幅広の齔を廻らせた、円形の盆。齔には玉縁が付く。素地には轆轤挽きされた木材が用いられるが、収縮により現在は全体が楕円形となる。玉縁部分のみに布着せが

施され、下地はすべて漆下地である。また、熱分解ーガスクロマトグラフィー／質量分析では、使用された漆液がヴェトナムまたは台湾産であるという結果が得られている^{（註二四）}。

技法・図様 赤色系の漆地に文様はすべて箔絵技法で表し、細かな線は針描される。土波には細分化した箔によるぼかし表現も見られる。見込み部分には、二重界線の枠内に土波または画面横から伸びる牡丹・桃・菊、下方には栗鼠の番、中央から上部には尾長鳥らしき姿が見られる^{（写真三）}。赤外線写真と文様跡より描き起こした図^{（註二五）}によると、痛みの激しい中央には、空中に舞う小鳥と枝にとまる二組の尾長鳥の番が詳細に確認できる。齔には二重界線内に雷文繋ぎ、立ち上がり内側には葡萄・梅・柘榴等を、外側には唐草文を配する。

立ち上がりや幅広の齔それぞれに文様を施し、見込み部分にはほとんど余白をあげずに果樹や草花、動物を表すといった構図は元末明初の青花磁器に通じるところがある^{（註二六）}。この面盆の文様は厳密に言えば葡萄栗鼠ではない訳だが、葡萄と栗鼠が同一の器物にありながら組み合わせられていない点が興味深い^{（図一二）}。また、本作品と同様に針等で文様の当たりをつけた浦添市美術館蔵（以下館蔵）「黒漆鳥獣草花箔絵碗」も栗鼠の近くに葡萄は見当たらない。葡萄栗鼠の文様が伝わる以前、草花や鳥獣の類の一つとして各々が琉球へもたらされていた可能性があり、中国の磁器文様との関連性もうかがえる。因みに、大和文華館蔵と個人蔵の類品二点は、いずれも見込み上部に葡萄の蔓に遊ぶ栗鼠が表されており、本作品の地を歩く栗鼠とは異なるモチーフのように見受けられる。

（二）黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱（漆九二） 一六～一七世紀

形状・構造 蓋葛四面を花割りし、金箔押しした玉縁をつけた被蓋造の料紙箱。中には懸子を収める。修復時の報告書^{（註二七）}によると、素地には針葉樹の柾目材を用い、蓋の甲板や身の底板は数枚に矧ぎ、懸子と身の

底板は木釘で固定される。布着せは総体の外側、素地の接合部分、蓋葛全面に廻り、甲板にも掛かる。下地は、地の子を用いた漆下地と漆分のない灰色下地が確認されている。

技法・図様 黒色漆地に細かな貝片を蒔き、螺鈿と箔絵の技法で外側全面を葡萄栗鼠文様で埋める。栗鼠、葡萄の実と一部の葉は螺鈿で表される。毛彫りされた線は黒色を呈し、輪郭線は描金で描かれる。栗鼠の尾など大きな面積の箇所は貝を二、三枚接ぎ合わせている。葉には色味の異なる二種の箔絵が見られ、葉脈等は黒漆で描かれる。枝蔓も箔絵で表される。内側は朱漆塗で、蓋裏・懸子に牡丹と蝶、身の底に薄と蝶を箔絵技法で表す。

この作品の図様の特徴として葡萄の実が多く、栗鼠の尾が太く大きいことがあげられる【写真四、図三】。(二)の朱漆盆と比較すると顕著であろう。特に栗鼠の尾は、中心に引かれた一本線から外側に向けていくつもの線を毛彫りし、また輪郭の描金も細かく尾の毛並を表現している。栗鼠の尾の大きいことを誇張する表現は、同時期の日本の作にも見られる傾向である。また、器面全体を埋め尽くす本作品の文様は直に見ても大変煩雑であるが、少し離れた所から観察すると、蓋表と身の四側面には、上へ伸びる葡萄の幹が一、二本しっかりと描かれていることが分かる。幹は省略されることが多いが、ここでは葡萄が木であることが意識されている。同系統の館蔵「黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵箱」【図四】も同様の表現がなされているが、栗鼠の尾の毛並線は簡略化され、全体的にもすっきりとまとまった構図である。類品は県内外に確認できる。

(三) 潤塗葡萄栗鼠螺鈿箔絵硯箱 (漆九四) 一七〇一八世紀

形状・構造 蓋葛は波形で朱漆塗の玉縁が付き、台座を花割りとした被蓋造りの硯箱。現在、中には墨・硯・水滴を収める。素地や下地に関する調査等は行われていないが、類例である大阪青山歴史文学館所蔵の

料紙箱・硯箱の修復報告では、杉材で作られた素地に和紙が貼られ、その上に漆分のない下地（おそらく膠下地）が確認されている【註八】。

技法・図様 潤色の漆地に蓋表には葡萄栗鼠、蓋葛と身側面には葡萄を螺鈿で施し、文様の細かな線を潤色の漆で付ける。栗鼠の尾は接貝で、螺鈿箇所は全体的に白色を呈する。蓋表の葉の一部は箔絵に針描、蔓は暗い色調の描金（弁柄漆に箔押しカ）で表されている。栗鼠と葉の文様は形式化され、蓋葛と身側面の葡萄を交互に表すなど、その配置には規則性が見られる【写真五、図六】。

先に挙げた類例の修復報告では、本作品と類例数点に見られる形式化された文様について、栗鼠の基本的な形や大きさが大差ないことから下絵が共通すること、葉は型押しである可能性を詳しく検証している【註一九】。形式化された螺鈿の栗鼠は、館蔵「黒漆詩文葡萄栗鼠文螺鈿掛板」の枠部分にも見られる【図七】。葡萄の蔓に至るまですべてが螺鈿技法のみで表されており、栗鼠のパターンは本作品よりも多様であるが、同系統の下絵を用いた感がある。また、館蔵「黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱（蓋のみ）」の波形に削られた蓋葛や、栗鼠の大きさや体勢に若干の違いはあるものの形式化の進んだ表現は本作品と共通するが、地を隙間なく文様で埋める手法はむしろ(二)の料紙箱に近い【図五】。形式化された表現、特に定形の文様に切っただけの貝を貼りつける方法は大量生産する際の時間短縮及び分業化を可能にしたと考えられているが、これらの作品からは、デザインを改良し、下絵をある程度統一することもその一端となつたであろうこともうかがえる。

(四) 黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合 (漆三二) 一七〇一八世紀

形状・構造 方形で印籠蓋造り、二段重ねの香合。蓋表は周囲に切面を施し、わずかに甲盛りとする。底の四角には、割り形の低い脚を付ける。

技法・図様 黒漆の地に蓋表には麒麟や瑞雲、側面には葡萄栗鼠を螺鈿や描金で施す。螺鈿部分は毛彫りが施され、姿勢の異なる栗鼠を各側面の蓋葛と各段に一匹ずつ配す〔写真六〕。漆絵か密陀絵の技法で一部の葡萄の実や葉は赤褐色、葉は緑色と葉先に赤色を呈し、蓋表にも同様の色調が用いられる。描金で段ごとに界線を設けるが、前側面の一・二段目は一続きの画面となる。

本作品に見られる葡萄は、これまで紹介した(一)～(三)に比べて写実的である。葉や絡み合う枝蔓の描写などは手慣れた感があり、やや楕円形の葡萄の実の下方には点をいれるなど、葡萄の実の特徴を捉えている。また、栗鼠は表情豊かに描き分けられており、尾は根元から尾の先にかけての毛並を毛彫りで表す〔図八〕。的確な描写の葡萄と生き生きとした栗鼠の組み合わせが目を引く作である。

(五) 黒漆葡萄栗鼠箔絵八角食籠 (漆一〇四) 一七～一八世紀

形状・構造 八角形で印籠蓋造り、二段重ねの食籠。甲はわずかに高く設け、肩と尻には丸みをもたせる。

技法・図様 黒漆の地に箔粉を蒔き、肩から尻までを一続きの画面として、箔絵で体勢の異なる栗鼠や蝶、密陀絵で葡萄の実、描金で葉や蔓などを描く。葉の一部には箔粉蒔きが見られる。同様の技法で、蓋表には葡萄を五房配し、高台は葡萄の蔓が一周する。内側は朱漆塗、各段の底は黒漆塗となっている。

的確な描写でありながら、葉には雲形の輪郭線、実には種を施すといった独特な表現手法が本作品の特徴である〔写真七、図九〕。また、栗鼠の箔絵には引つ掻いたような無数の細線が入り、毛並や動きが表されている。尾張徳川家には同様の文様・加飾技法の「潤塗葡萄栗鼠箔絵密陀絵盆」が伝えられるなど、類品は数例確認できる〔註一〇〕。

(六) 黒漆葡萄栗鼠箔絵花形遊具箱 (漆四一九) 一七～一八世紀

形状・構造 側面を花形とした、やや横長で印籠蓋造りの遊具箱。中には真中に大一つ、左右に小四つの小箱を収める。

技法・文様 蓋表から側面全体を一つの画面とし、黒漆の地に箔絵技法で葡萄の木に遊ぶ四匹の栗鼠を表す〔写真八〕。描金と針描で、輪郭線や毛並、葉脈などが施される。栗鼠は赤褐色の色を呈する。また、中に収められている五つの小箱の蓋表を一続きの画面とし、箔絵のみで葡萄の蔓と戯れる栗鼠二匹を表す。

葡萄を木として表すのは(二)の料紙箱と共通するが、本作品では余白を広くとっている。栗鼠の大きさに対する葡萄の実や房は小ぶりであり、ここでは葡萄に付随、もしくは同等の存在であった栗鼠に主眼が置かれているようだ〔図一〇〕。やや崩れた描写の栗鼠と、蔓の先を巻く表現や葉の形状などが特徴的である。

四、ヴェトナム漆器に見られる葡萄栗鼠の図様

浦添市美術館の寄託品の中には、葡萄栗鼠の表された数点のヴェトナム漆器が見られる。ヴェトナムは東南アジア諸国の中で中国の影響を最も受けた国であり、一六世紀頃までは琉球とも交流があった。今回、ヴェトナムの代表的な螺鈿技法の漆器三点に施された葡萄栗鼠も描き起こした。「透漆靈獣葡萄栗鼠文螺鈿丸櫃(ホップ・チャウ)」は深い被蓋造で、中には仕切りのある懸子を納める。蓋裏には龍を意味する「Long」の銘があることから、二〇世紀の作であることが分かっている〔註一一〕。葡萄栗鼠は蓋表の外周〔図一一〕、蓋葛と身側面の窓枠内に施される。いずれの栗鼠も番となっており、窓枠内には一組、外周には計四組の栗鼠をほぼ等間隔に配す。葡萄には所々に花を表し、蝶や鳥も施される。葡萄と栗鼠の貝は一続きとなっている箇所がある。また、毛彫り部分は黒色を呈

し、文様の一部には、貝を刮りぬき色味の異なる別の貝が嵌め込まれる。こうした手法は「透漆葡萄栗鼠文螺鈿茶台」にも見られるが、葡萄栗鼠が表されているのは立ち上がり外側の一面のみで、他面には瓜と蝶などを配する【図二】。これらの作に見られる葡萄栗鼠は主文様となるものではないが、対照的に「透漆葡萄栗鼠文髪飾」には葡萄の蔓に遊ぶ栗鼠の番が全面に表されている【図三】。子細に観察すると、栗鼠には葉脈のような背筋や尾の毛並を、葡萄の実には二重丸や疋文を細かく毛彫りするといった製作者側の遊び心のようなものが感じられる。

取り上げた三点は、いずれも二〇世紀からさほど遡るものではないと考えられるが、細線をも切り出す螺鈿技術の高さに加え、政変の激しかったヴェトナムの地で、中国から伝えられた文様が脈々と受け継がれてきたことを物語る興味深い作である。

五、おわりに

葡萄栗鼠の成立や伝播の過程をふまえた上で琉球漆器における葡萄栗鼠の図様を考察すると、葡萄栗鼠の伝来以前、葡萄と栗鼠はすでに鳥獣や果樹文様の一つとして認識されていた可能性があること、図様は大別して形式化の進んだものと、的確な描写で独特な表現のものの二様あることが分かった。また、栗鼠の大きな尾を誇張する表現や、葡萄の幹や枝を省き蔓の表現に重点をおく傾向が一六―一七世紀にかけての日本の作例にも見られることは興味深い。現段階では文様の伝来経路の解明には及ばないが、琉球漆器に見られる葡萄栗鼠文様の日本との関連性は否定できるものではない。今後、歴史資料や科学的な研究と合わせ、本稿が美術史的研究進展の一助となれば幸いである。

末筆ながら、本稿を執筆するにあたりご教示くださった宮里正子館長、岡本亜紀氏及び関係者の皆様に記して感謝を申し上げます。

- (註一) 渡邊素舟『東洋図案文化史の研究』富山房 一九五一年
- (註二) 河原正彦「近世の葡萄文様」(『日本の文様一三ぶどう』光琳社出版 一九七三年)
- (註三) 『宣和画譜二冊』叢書集成初編 中華書局出版 一九八五年
- (註四) 『君臺觀左右帳記 上巻』『茶道古典全集 第二巻』淡交社 一九五六年
- (註五) 島田修二郎「日觀と墨葡萄」『美術研究 第三三七号』東京国立文化財研究所美術部 一九八七年
- (註六) 『中国絵画史 中之二 図版』吉川弘文館 一九八八年
- (註七) 戸田禎佑「葛叔英(松田) 筆 栗鼠図」(『國華 一一一〇号』國華社 一九八八年)
- (註八) 『中国美術全集三 工芸編陶磁(Ⅲ)』京都書院 一九九六年
- (註九) 註五。
- (註一〇) 『日本美術絵画全集第三巻 曾我蛇足』集英社 一九八〇年
- (註一一) 註二。
- (註一二) 『中国・朝鮮の史籍における 日本史料集成 李朝実録之部(三)』(国書刊行会 一九七九年)
- (註一三) 荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』日本経済新聞社 一九七七年
- (註一四) 宮腰哲雄・神谷幸男・謝敷真起子・仲北聡子「琉球漆器の漆同定に関する科学的な分析」(『浦添市美術館紀要 一〇』浦添市美術館 二〇〇一年)
- (註一五) 山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析 8」(『浦添市美術館紀要七』一九九八年)
- (註一六) 註八。
- (註一七) 山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析」(『浦添市美術館紀要八』一九九九年)
- (註一八) 荒川浩和・室瀬和美・土井菜々子「大阪青山歴史文学博物館所蔵 潤塗葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱 修理報告および技法所見」(『漆工史』第二五号 漆工史学会 二〇〇二年)
- (註一九) 註一八。
- (註二〇) 『尚王家と琉球の美展』MOA美術館 二〇〇二年
- (註二一) 宮里正子「ヴェトナムの漆工芸―ヴェトナム漆工から見る琉球漆工南伝性についての一考察」(『漆工史』第一六号 漆工史学会 一九九三年)



Image:TNM Image Archives

【写真二】 葡萄栗鼠蒔絵食籠
(東京国立博物館)



Image:TNM Image Archives

【写真一】 青花釉裏紅葡萄栗鼠文鉢 (東京国立博物館)



葡萄栗鼠蒔絵食籠 部分



【図一】 朱漆鳥獣草花箔絵面盆(一)
立ち上がり部分



【図二】 朱漆鳥獣草花箔絵面盆(一)
見込み部分



【写真三】 朱漆鳥獣草花箔絵面盆(一)



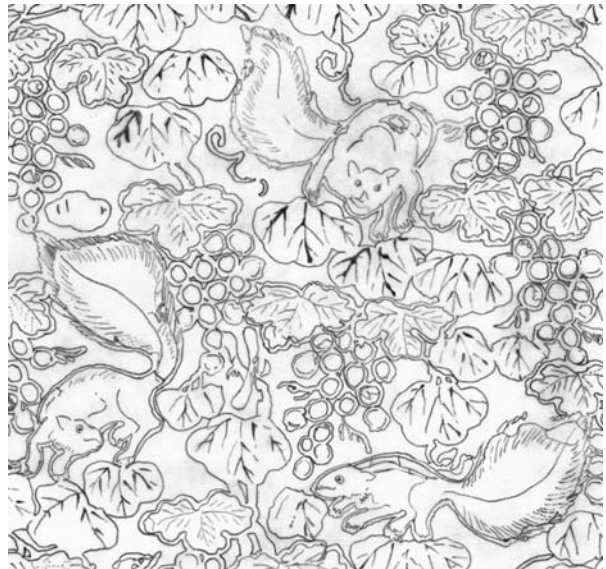
【図三】料紙箱(二) 蓋表部分



【写真四】黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱(二)



【図五】黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱(蓋のみ)
蓋表部分



【図四】黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵箱 蓋表部分



【図六】硯箱(三) 蓋表部分



【写真五】潤塗葡萄栗鼠螺鈿箔絵硯箱(三)



【図七】黒漆詩文葡萄栗鼠文螺鈿掛版 部分



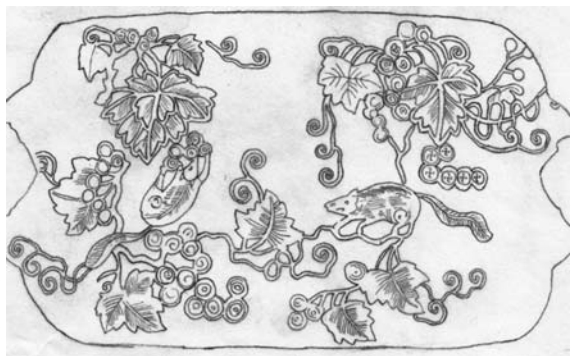
【写真七】黒漆葡萄栗鼠箔絵八角食籠(五)



【図九】食籠(五) 蓋葛部分



【図一〇】遊具箱(六) 蓋表部分



【図一三】透漆葡萄栗鼠文螺鈿髪飾



【写真六】黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合(四)



【図八】重香合(四) 側面部分



【写真八】黒漆葡萄栗鼠箔絵花形遊具箱(六)



【図一一】透漆靈獣葡萄栗鼠文螺鈿丸櫃 蓋表部分



【図一二】透漆葡萄栗鼠文螺鈿茶台 立ち上がり部分

沖縄出身南洋移民と「言説」について

― 漁業従事者に関する新聞記事に焦点をあてて ―

川 島 淳 (沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員)

はじめに

戦前期の沖縄出身南洋移民は、「国策」に翻弄された人々でもあった。近代日本は琉球王国を解体し、沖縄県として版図に組み込んだ。その後、台湾や朝鮮、樺太、関東州、南洋群島を統治下に置き、本土―沖縄・北海道―樺太・台湾・朝鮮―関東州・南洋群島という階層的秩序を構築した。そして、沖縄と南洋群島に対する近代日本の統治政策遂行の過程ないしは結果として、沖縄出身南洋移民は経済的事情などにより南洋群島に渡航し、好むと好まざるとにかかわらず、「国策」のなかに巻き込まれることになった^①。つまり、沖縄から南洋群島などへの「帝国内移動」^②が生じたのである。こうした前提から、沖縄と南洋群島との関係性を問い直す必要がある。

ところで、沖縄出身南洋移民に関する従来の研究を概観すると、主に農業移民の実態分析を通じて沖縄出身南洋移民の特質が捉えられてきた^③。他方、相対的に少ないながらも漁業移民を対象とした研究もある。湧川紀子は本部町崎本部^④を、安仁屋政昭は伊良部町佐良浜^⑤を事例として、沖縄から南洋群島への渡航形態について明確にした。また、片岡千賀之は、日本資本主義的展開と南洋の漁業との関係性のなかで、漁業経営のあり方が変化していく様相について考察した^⑥。さらに今泉裕美

子は、南洋群島における漁業移民の活動形態について紹介した^⑦。ただし、残された課題も少なくない。一例をあげれば、一九三〇年代から一九四〇年代前半にかけて、沖縄のマスメディアにおいて沖縄出身南洋漁業移民はいかに位置づけられ、その位置づけはどのように変容したのかということである。この検討こそが、本稿の課題である。そして、こうした位置づけが戦後における沖縄出身南洋移民の「集合的記憶」に及ぼした影響について若干の考察を行いたいと考える。

一、一九三〇年代前半期

一九三〇年代前半期において、沖縄県内の鰹漁業が不況となった。その反面、南洋群島在住の沖縄出身漁業移民は「好成績」をあげている様子が、一九三〇年九月九日付の新聞で、次のように報じられた。「業界不振のため行詰りの苦悩にあえいでゐる県下鰹漁業者はこの難関を打開すべく敢然裏南洋群島方面の方向を目指して進出するもの漸く続出し現在サイパン、パラオ、トラックの各島には糸満、多良間、伊平屋、本部方面出身の人達により七八隻の発動機漁船が盛んに活躍しいずれも好成績を挙げてゐる吉報に接した県内漁業者はこの際南洋群島における漁場および漁業経営状態を詳細に調査して今後の南洋進出方針を確立したい

念願にかられ県当局に水産試験場の指導船図南丸を南洋漁場調査にあてられるやう県下各郡市水産會員連名で申請することになった^⑧。という。この記事では、鰹漁業において沖繩は不況であるが、南洋群島は好景気であると伝えられている。そして南洋群島の漁場や経営状態などの調査によって南洋進出方針を策定するために、沖繩県当局に要請を行ったことも伝えられている。

また一九三〇年（昭和五）に渡名喜村長が南洋群島の漁業視察に赴いた。視察前に、それを報じた記事は「島尻郡渡名喜村長南風原健雄氏は裏南洋群島に於ける鰹漁業経営状態視察の爲め六十日間の予定を以て近便より同群島ボナペ島に出張すべく県に管外出張許可申請したか右は当地に於ける鰹漁業の行詰り打開の爲め村内当業者の南洋進出余地ありや否や業態の調査かその使命である^⑨」と報じられている。このように、渡名喜村長による視察の目的は、沖繩県内における鰹漁業の不振により、南洋群島での鰹漁業の可能性を見出すためであった。

一九三七年（昭和一二）になると、南洋群島と沖繩を拠点とする沖縄出身者の間の確執に関して、次の新聞記事が掲載された。

南進国策の潮に乗つて沖縄県では昭和八年以来同県振興費により建造費の半額を補助して毎年四隻の漁船を南洋庁管下に出漁させてゐるが

同地における漁業は殆ど沖縄県人の独占となつてゐるため在住漁民と派遣漁民が裏南洋の海上で県民同士相食むの争覇戦を展開するといふ奇現象を呈し、南洋庁でも「在住漁民の保護策から裏南洋の出漁に手心を加へ派遣漁船を制限するよう」沖縄県当局へ

要請して来た^⑩

この言説では、南洋群島における漁業は沖縄出身者によって独占されているが、南洋群島と沖繩を拠点とする沖縄出身漁業者との間に確執が生じたため、南洋庁は、南洋群島在住者を保護するため、沖繩を拠点と

する漁船の制限を沖縄県当局に要請したという。

以上のように、沖繩の鰹漁業が不況になる一方で、南洋群島における鰹漁業の好景気と沖縄出身者の活動を踏まえて、行政機関が南洋群島の漁場としての可能性について調査・視察することが報じられた。また、漁業の拠点を沖繩から南洋群島に移転させる者と、沖繩に拠点を置きつつも南洋群島に出漁する者がおり、沖縄出身者の間に確執が生じたのである。こうした新聞世論は沖繩での「南洋ブーム」をさらに醸成させるとともに、「閉塞感」を打破するために沖繩から南洋群島に渡航するものが増加する要因の一つになったと考えられる。

二、一九三八年頃

一九三八年頃の新聞記事には、内容上概ね二つの傾向がある。第一の記事内容は、鰹節値の暴落と餌魚採取の困難による組合解散の頻繁さである。第二に、沖縄出身者は県当局の補助で南洋群島に拠点を移したが、数年後には南興水産などの金融資本家に漁業経営権などが委譲されて労働者になってしまったとの記事がある。この二つの傾向について具体的に検討しよう。

第一のことに関する記事は次のとおりである。

南洋漁業の発展、ひいては南洋出漁増加の爲め、県内鰹漁業は引続き不況を啣つて来たが、昨年の餌魚採取並に鰹節相場は値下りで各漁船組合は致命的打撃を受け、何れも氣息えん／＼の状態を続けてゐる。加之に時局による石油其他漁ろう用具の値上りより愈々支へ切れず、今年漁期を控へ、本部村では信用丸、浜元丸の二組合が解散した。尚これは専ら不漁にばかりに原因するものでなく、本部其他近海に於て青酸加里を使用する者依然として絶えない爲め昨今本島近海に於て殆んど餌魚を発見することが出来な

— 90 —

報じられた。そこでの漁業移民像は、一九三〇年代後半期に仲原善忠が報じた賃金労働者の姿ではなく、「南進国策」のなかで「活躍」する姿であった。したがって「南進国策」のなかでイメージされた沖縄出身漁業者像によって、その現実的な状況は「抑圧」されていた。

かかるイメージの構築は、大宜味朝徳によるものであった。大宜味は一九三九年（昭和十四）六月から九月までの四ヶ月間、マーシャル群島・カロリン群島を巡視し¹⁴、これを「琉球新報」に「南洋三巡記」として数回にわたって報じた。この言説は、第一に漁業の将来的可能性、第二に各地における沖縄出身漁業移民の活動、第三に漁業経営者の人物に関する内容であった。三点を軸に分析しよう。

ヤルートやクサイ島・トラック諸島の漁業における将来的可能性について次のように紹介する。

ヤルートに関しては、現在燃料問題などにより活動が休止しているが、「水産業は同島を拠点として外南洋への鮪漁業が南拓によって計画されてゐるが、将来注目されてゐる」¹⁵と報じている。この記事から、漁業移民が賃金労働者になったことを否定的に捉えていた言説とは全く異なり、大宜味が国策会社である南洋拓殖株式会社に期待し、その経営のなかに沖縄出身南洋漁業移民者が包摂されることを肯定的に捉えていることが判る。

クサイ島は「南洋群島中でも未開拓の島として、今日あらゆる角度から注目されてゐる島」であり、「本島では将来水産業が有望視され鰹漁業の如き一組合の進出は充分可能であり邦人の増加と共に雑漁業も有望事業の一つとされてゐた」¹⁶と指摘する。つまり将来的に鰹漁業や雑漁業の拠点となることを論じた。

さらに、トラック諸島については、「昨南洋庁の補助で水産組合の事務所も出来組合事業として高瀬貝の養殖（之は将来鰹漁業の不漁期に採取することになつてゐる）従業員の治療医所□明寮も新設され漁船の修

理舞台上架台も経営し組合も活発に活動してゐる今度鮪漁業も組合で引綱を購入して希望者に実施せしむることになつてをり鰹節の入札もトラック島で実施せしむべく寄り／＼協議中であつた」¹⁷との報告がなされている。このように、トラック諸島におけるインフラ整備や福利厚生施設の充実について言及されるとともに、将来的には鮪漁業も見込まれていることが指摘されている。なお、ポナペにおける漁業の可能性については報じられていない。

次に、ヤルート・クサイ・ポナペにおける沖縄出身南洋移民の活動に関する新聞記事を検討しよう。

ヤルートの状況について「昭和六年頃から同十一年迄島尻郡座間味村出身の人々で豊泉丸組合和泉丸組合を組織して鰹漁業に従事してゐたが燃料問題等のため中止となつてゐるが鰹群の多い同島の水産業には今一段の研究をする必要があると思はれた。（中略―引用者）大城全徳、長嶺宇志氏等の雑漁業に従事して成果を挙げてゐた」¹⁸と報告している。このように、ヤルート島では座間味村出身者によって鰹漁業が展開されたが、燃料問題などによって活動が中止されている。なお雑漁業で成果をあげているとの報告がある。この報告から、燃料問題の解決によって鰹漁業が再開可能であるとの論理が看取できる。

他方、ポナペとトラック諸島は、沖縄出身南洋漁業移民が盛んに活動している場であつた。ポナペについて、大宜味は次のように報じている。「伊平屋村勢理客の伊礼福助氏が鰹漁業の外砂利採取土木請負をなし近く遠洋漁業実施の計画中であつた」¹⁹と報じ、「南洋のあちこちで苦勞した人々がポナペでよき成果を挙げてゐる人々が多く然もそれ等の人々が皆孤軍奮闘独立独歩で地盤を築きつゝあることは愉快に思つた」²⁰と述べている。

他方、トラック諸島については次のように報じている。

或人がトラック島の鰹漁業界は日本の鰹節相場が左右すると云つ

てゐたがそれ位トラツク島は鯉漁業が熾んである鯉節も年額三百万円に近く産出している漁船四四隻船主二四名に達している南興水産所属船十二隻南興二隻で他は独立経営である従業員は全部県人であるが経営者も南興水産の外二三あるのみで皆県人が経営してゐる県人の独立経営者は、

玉城松栄 国吉朝助 仲村渠孝徳 東古喜屋牛義 伊覇真牛 大城三郎 仲村元吉 小嶺次郎 儀部貞二郎 東江孝五郎 石川逢世 西原徳助 慶留間助次郎 祖堅方一 佐久本善 玉寄善次 東南風原樽

の諸氏であるが南興水産も十二隻の中一隻は大島郡の民岩幹氏が経営する丈で他は会社と折半で県人が経営してゐる。

喜屋武隆正 仲原莊一郎 仲間金四郎 名嘉喜蔵 古波蔵英治
仲村渠盛牛 高嶺盛幸 祖堅方一

の諸氏で中には会社からの借金を完済し自己の所有船になつてゐるものもある。

(中略—引用者)

其他雑漁業ナマコの採取等最近採算がとれると云ふので活気を呈してゐた

一般に漁業家も落付き家族は節の削りは勿論養豚をなし副業丈で年収二百円乃至三百円の収益を挙げてゐると云ふ具合で事業も漸次堅実に赴きつゝあるは喜こぶ可き傾向と思つた。純共同経営の多くなりつゝあることも注目せられた²⁰⁾

沖繩出身者の活動という観点に基づく、その要点は以下の通りである。トラツク諸島の水産業は活発であり、高い収益をあげており、その担い手は沖繩出身者である。鯉漁業船は四四隻あるが、そのうちの一二隻が南興水産所属の船であり、一一隻は、会社との折半によつて沖繩出身者が経営している船であるという。この言説から、大宜味は沖繩出身

者と南興水産との関係を肯定的に捉えていたことが判る。

さらに大宜味は、南洋群島における沖繩出身の経営者、つまり玉城松栄と国吉朝助の活躍状況について次のように報じている。「トラツク島の水産界で県人の誇りであり愉快に感じたことは同島を根拠地として南太平洋への遠洋採貝漁船が県人の手によつて成されてゐるのである玉城松栄氏の海耕丸、国吉朝助氏(久米島出身)の大邦丸がそれである(中略—引用者)南太平洋諸島の公海を県人漁業家によつて独占的に闊歩してゐる光景は海国沖繩の面目を遺憾なく發揮してゐるものと思つた。折角県人によつて開拓された南太平洋の漁場は是非之を将来共確保すべく県当局及六十万県民の協力支援を切望してやまぬのである²¹⁾」という。この記事から、玉城松栄や国吉朝助が、トラツク諸島を拠点として南太平洋における独占的な漁業活動を展開していることを高く評価したうえで、沖繩出身者に対する沖繩県当局や沖繩の人々の協力・支援を期待するという。この言説から、「海国沖繩」を沖繩のアイデンティティとして捉えたことが判る。

また大宜味は玉城松栄の業績を高く評価して、この「南洋三巡記」を終える。

南洋トラツク諸島水曜島に於いて鯉漁業並遠洋採貝業に従事してゐる沖繩県糸満町出身の玉城松栄氏は実に南洋水産界の大恩人であり先駆者である

移民県沖繩は陸の拓殖の恩人として当山久三氏と大城孝蔵氏を出してゐるが海の開拓者として玉城松栄氏が加はる可きで沖繩移民の三恩人の一人に加はる可き人物である

今日南洋群島の鯉漁業が日本の鯉節の約半額の生産をなし群島水産界を今日の盛大にならしめたのは全く玉城松栄氏の賜である
農林省、拓務省、南洋庁数次の試験に於いても南洋群島は鯉漁業は見込みなしと放任されてゐた時代であつたが之を玉城氏が苦心

努力の結果、其有望性を確認し餌の採取方法を考案し昭和元年に始めて南洋群島に於いて鰹漁業に従事した之南洋群島に於ける鰹漁業の元祖である

其後他府県漁業家は渡島するし又県人は多く玉城氏を頼つて渡南した今日群島に於いて鰹漁業に従事してゐる多くの人には玉城氏の指導による者が多い

更に玉城氏はかねて理想としてゐたのは南太平洋への遠洋採貝漁業であつた、開拓精神に燃ゆる氏は是非自分の力で開拓の道を開き度い犠牲となつて水先案内を勤めやうと昭和十二年莫大な犠牲を払つて南太平洋への日本人最初の遠洋漁業を開始したのであつた氏の理想は達せられて今日トラツク島を拠点に南太平洋への遠洋採貝船が出動することになつた。

玉城氏は昨年六月日本漁業協会総裁伏見宮博恭王殿下より産業貿易功労者として表彰さる氏の偉業は今後南洋水産界への指導精神として益々光輝を放つであらう我県より斯る人物を出したことを誇りとするものである(終り)⁽²²⁾

すなわち、日本政府では南洋群島における鰹漁業の可能性を疑問視しているなかで、南洋群島における水産業の発展に先駆的に寄与したのは玉城松栄であり、また沖縄から南洋群島に渡航する漁業移民が増加したのも、玉城松栄の漁業「開拓」の結果である。そして日本漁業協会から産業貿易功労者として表彰されたことは沖縄の人々にとつての誇りでもあるという。したがって、こうした大地味朝徳の言説は、漁業移民の置かれた立場についての仲原善忠による現実的な指摘を「抑圧」して、近代日本による「南進国策」のなかで沖縄出身者の「活躍」を位置づけるようになったのである。

一九四一年(昭和一六)には、「南洋で活躍の沖縄の漁夫 宇田川水産技師に聴く」という記事が掲載された⁽²³⁾。その内容は以下の通りであ

る。まず沖縄県水産技師の宇田川吉朗にインタビューを行った者は、「南進国策」と沖縄の人々との関係性について「今日、日本の南進国策を論ずる場合において沖縄植民を度外視してこれが解決をなし得ないといふまでに植民的地位を確保してゐる、南洋の水産は悉く沖縄漁民を中心にして運行されてをり、政府が近く沖縄県に国立の拓南訓練所および糸満漁夫の郷里に南方進出の水産道場を開設すべく計画を進めてゐることも蓋し当然のことであらう、沖縄県民の植民的特性はその歴史的伝統に育まれた海外発展思想に因る、(中略―引用者)この伝統的な海外雄飛の精神がわが南洋の漁場を独占してゐるわけだ⁽²⁴⁾と論じる。そのうえで、宇田川が「数年間にわたつて南洋の県人漁夫と生活をともにし、最近沖縄に転じ県人の南方発展に全力を注いでゐる南進通である」⁽²⁵⁾と紹介し、宇田川の語りは、次のように報じられている。

県人の漁夫はサイパン、ヤップ、パラオ、トラツク、ポナペ、ヤルートの主要島は勿論、千数百島の各離島に至るまで限なく散在し、その数は邦人約七万の内七割、何といつても県人の活躍舞台である大正五、六年ごろサイパンの南洋興発会社の蔗作農民として入植したのが最初であるが明治三十年ごろ、糸満出身の玉城某が帆船糸満丸でトラツク、ポナペ、ギルバート近海まで漁場調査したといふ痛快な話もある。南洋群島の水産業は帝国領有の当初まで殆ど島民の原始的な漁業が存在するのみであつたが大正六、七年ごろから沖縄漁夫が渡来して南洋の漁業を創設した訳だ、トラツク島の玉城松栄氏(最近物故、糸満町出身)は実に南洋における鰹漁業の創始者であり、大正六年南洋雄飛を志し柳行李一個を持つて途中旅費を稼ぎつゝトラツク島に渡り守備隊長の許可を得て最初トラツク、パラオヤップ島において鼈甲および高瀬貝の採取⁽²⁶⁾なし、その後鰹漁業を創始し今日盛大になつてゐる南洋水産業を企業化させたものだ、かくて県人の鰹漁業は逐年盛んとなり

県人所有の大型漁船はパラオ二十一隻、サイパン十二隻、テナアン六隻、ロタ二隻、トラツク二十二隻ポナペ四隻で邦人漁船の半数以上を占め、その他会社経営の鯉船従業者も殆ど県人で鯉船の総生産額十萬貫、日本内地の需要廿萬貫の半分は県人漁夫の活動で供出されて居り今後ますます有望である、県人の刳舟、漁業も相当盛んで現在刳舟の数四百艘、沿岸のリーフを巧みに操業して追込、流網小釣などで雑漁を採り南洋在住の邦人に供出してゐる、この刳舟漁業者はどんな不便な離島にも小部落を造つて頑張つてゐる、鯉の餌を採るのは潜りの巧みな県人に限られてゐるから従つて県人漁夫の独占舞台といふわけだ、それから近年は真珠貝採取にも県人漁夫が目覚しい進出を見せてゐる、パラオを根拠にして遠く豪洲の木曜ポートダウン、ブルームなどに出かけるが、現在百数十隻の船に必ず県人漁夫が半数以上乗込み巧みな潜水術で無限の宝庫を開拓してゐる、鮪も頗る有望であり、これまた沖縄漁夫の独占になるだらう、蘭領印度の主要な漁業地スマトラセレベスあたりにも県人が二千数百名くらゐ散在しムロ網を使用して彼ら独特の技能を発揮し、住民漁夫を戦慄せしめてゐるのも痛快である、沖縄漁夫は小企業的に修練されてゐるので、一人で或時は餌をとりまた釣りもやりさらに製造の手伝ひも出来、潜りは世界一といふ強みを持つてゐるので南洋漁業は沖縄漁夫に非ざれば絶対に振興しないと折紙つけられてゐる、近く開設される糸満漁民道場はさらに優秀な南方進出漁民を多数送り出すため政府の援助で県当局が全力注ぐことになつてゐる²⁶⁾

ここで着目したいことは三点である。第一に、現地住民の「原始的」漁業と玉城松栄らの鼈甲及び高瀬貝の採取・鯉漁業という二项目的対立図式が見られ、その後玉城が南洋群島の水産業を「企業化」していったという。この論理は、沖縄出身南洋漁業移民によって水産業が近代化さ

れたということの意味している。第二に、水産業の担い手は沖縄出身者が中心であり、本土における鯉船の需要の半分は沖縄出身漁業移民によって供出されているとの指摘から、「帝国日本」の内部において本土の需要を満たすという沖縄出身南洋漁業移民の役割が明言されている。第三として、沖縄出身者が南洋漁業の振興や日本の「南進国策」の遂行に不可欠な存在だという認識が垣間見られる。したがって、この認識は本土出身者―沖縄出身者―現地住民の階層的秩序に基づくものであり、宇田川の「帝国意識」の一端を示すものと言える。

以上のように、一九四〇年代前半期における新聞記事では、沖縄出身者は「南進国策」や水産業の発展に不可欠な存在であり、南洋群島における沖縄出身者の活躍が「伝統的な海外雄飛の精神」によるものであるという。また大宜味朝徳が、南興水産と沖縄出身者との関係を肯定的に捉えるとともに、南洋拓殖株式会社といった国策会社に期待したように、国策会社に沖縄出身南洋漁業移民が包摂されることに肯定的であつたことが判る。これによって、南洋漁業移民が労働者になつたという現実が「忘却」・「抑圧」させられて、漁業移民が「南進国策」や水産業の「発展」のなかに回収された。換言すれば、沖縄出身南洋漁業移民は国策会社の賃金労働者になつたが故に直接的に「南進国策」に参入せざるをえなかつたが、一九四〇年代前半期において、「南進国策」の遂行に沖縄出身者が必要不可欠であるという論理が主流となつたのである。

むすびに

以上において、主に新聞記事の検討によつて、マスメディアにおける沖縄出身南洋漁業移民の位置づけと、その変容について検討してきた。本論をまとめ、今後の課題を提起することでむすびにかえたい。

一九三〇年代から四〇年代前半にかけて、沖縄出身南洋漁業移民に関

する言説内容は変容した。一九三〇年代前半期に、沖縄での鰹漁業が不況になったが、南洋群島在住の沖縄出身者による漁業は好景気であった。そこで、県当局や自治体の長が南洋群島に視察・調査に赴き、南洋群島が沖縄出身漁業者にとって可能性のある場であることが報じられた。こうした報道によって、沖縄出身の漁業者のなかには、沖縄での「閉塞感」を打破するために、南洋群島に渡航するようになったと考えられる。しかし、一九三八年頃になると、沖縄出身南洋漁業移民が「金融資本家」に漁業経営権や漁場などを委譲せざるを得ず、漁業労働者になった現実的状况が報じられ、県当局などの支援が求められたのである。したがって、一九三八年頃の新聞記事では現実的課題を報じて、沖縄及び南洋群島における漁業問題の解決策が提示されたのである。

こうした現実的状况を報じた言説は、一九三九年以降に「抑圧」させられた。すなわち、一九三〇年代後半期における漁業移民の実態は「忘却」させられた反面、南洋群島での沖縄出身漁業移民の「活躍」に重点が置かれたのである。さらに、一九四〇年代前半期の新聞記事では、沖縄出身南洋漁業移民は「南進国策」のなかで不可欠な役割を担っていると報じられた。

このように、沖縄出身南洋漁業移民のなかに国策会社の賃金労働者となった人々の存在は、一九三八年頃に否定的に捉えられてきたが、一九四〇年代前半期に「南進国策」の世論が高まると、肯定的に捉えられるようになったのである。かかる言説によって、近代日本という枠組みのなかで「国策」にそくした沖縄出身者の役割が沖縄のアイデンティティとして構築されると同時に、沖縄出身南洋漁業移民の活動は、図らずも「国策」のなかに位置づけられるようになったのである。

最後に今後の課題を提示することにする。まず、証言に基づく沖縄出身南洋漁業移民の実態や政策遂行との関係性を考察することである。次に、戦前期における沖縄出身南洋漁業移民に関する「言説」と、アジア

太平洋戦争後に沖縄などに引き揚げた南洋移民の「集合的記憶」との関係性についても検討する必要があるように思われる。というのも、戦後における沖縄出身南洋移民の「集合的記憶」においては、確かに「南進国策」との関係性などは「忘却」させられたが、しかし南洋群島の「近代化」・「開発」を担ったのが沖縄出身南洋移民であり、戦前の南洋群島における生活に対するノスタルジアが垣間見られる²⁷のであって、こうした「集合的記憶」に対して、一九四〇年代前半期における「言説」が多少なりとも影響を及ぼしていると考えられるからである。つまり、一九四〇年代前半期の「言説」は、戦後においてもなお、「集合的記憶」の一部として現在にまで継承されていると思われる。こうした言説では、沖縄出身南洋移民が好むと好まざるとにかかわらず「国策」に翻弄された人々であったことは、図らずも「忘却」させられてしまうのである。そして、沖縄出身南洋移民に関する研究においても、当時の「言説」をただ実証的にくりかえすだけでは、その特質は「忘却」させられてしまうため、「記憶」という問題群やオリエンタリズム論などの新潮流を射程に入れつつ、「言説」分析を行い、沖縄出身南洋移民の特質について再検討する必要がある。これについても、今後の課題としたい。

【註】

- (1) これについて、かつて筆者は「帝国史研究と沖縄出身南洋移民」(『駒沢史学』第七一号、二〇〇八年)及び「沖縄出身南洋移民未婚女性の渡航要因と移民男性の婚姻形態について」(『南島文化』第三二号、二〇一〇年)、「沖縄出身南洋移民既婚女性の渡航要因と男性の論理について」(『南島文化』第三三号、二〇一一年)で言及した。
 - (2) 「帝国内移動」については、蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』(不二出版、二〇〇八年)などを参照のこと。
 - (3) 主に今泉裕美子「南洋興発機の沖縄県人政策に関する覚書」(『沖縄文化研究』第一九号、法政大学沖縄文化研究所、一九九二年)、及び同「南洋群島」(具志川市史編さん委員会編『具志川市史 第四巻 移民・出稼ぎ論考編』具志川市教育委員会、二〇〇二年)。
 - (4) 湧川紀子「南洋移民の状況―本部町字崎本部の事例―」(地域と文化編集委員会編『地域と文化 沖縄をみなおすために』第二八号、南西印刷出版部「ひるぎ社」、一九八四年)。
 - (5) 安仁屋政昭「一九三〇年代における佐良浜漁民の南洋諸島出漁」(『南島文化』第七号、一九八五年)。
 - (6) 片岡千賀之『南洋の日本人漁業』同文館出版、一九九一年。
 - (7) 前掲「南洋群島」。水産業に関しては、同書、六二四頁〜六三一頁を参照のこと。また財団法人沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史 各論編 第五巻 近代』(沖縄県教育委員会、二〇一一年、三六二頁〜三六三頁)を参照。
 - (8) 「南洋へ進出の漁業者が殖える沖縄県各水産界から指導船派遣方を申請」(「大阪朝日新聞 附録 九州朝日」昭和五年九月九日付、那覇市歴史博物館所蔵複写版)。
 - (9) 「渡名喜村長が南洋群島鯉漁業視察」(「琉球新報」一九三〇年八月二二日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (10) 「沖縄県下の出漁団が裏南洋でトモ食ひ 表南洋へ出漁助成に転換」(「大阪毎日新聞」一九三七年一月一三日付、北谷町公文書館所蔵複写版)。
 - (11) 「節値暴落と餌魚難で漁村組合の解散続出・南洋出漁船も絶望」(「沖縄日報」一九三八年五月一二日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (12) 「南洋出漁補助事業 再検討加へられん 計画を裏切る業績」(「琉球新報」一九三八年四月二七日、那覇市歴史博物館所蔵複写版)。
 - (13) 仲原善徳「南洋群島の近状(四)」(「沖縄日報」一九三九年五月一日、沖縄県立図書館所蔵複写版)。この記事は、一九三〇年代後半期における南洋群島在住の沖縄出身漁業移民の現状が垣間見られることから、判読不能な部分が多々あるものの、□を付して引用することにした。今後の課題である。
 - (14) 大宜味朝徳「南洋三巡記(二)―ヤルト便り―」(「琉球新報」一九三九年一月一五日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (15) 同右。
 - (16) 大宜味朝徳「南洋三巡記(二)―クサイ島遊記―」(「琉球新報」一九三九年一月一九日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (17) 大宜味朝徳「南洋三巡記(五)―躍進のボナペ島―」(「琉球新報」一九三九年一月二六日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (18) 註(14)と同じ。
 - (19) 註(17)と同じ。
 - (20) 大宜味朝徳「南洋三巡記(六)―トラック島の水産と果人―」(「琉球新報」一九三九年一月二六日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (21) 宜味朝徳「南洋三巡記(七)―トラック島の水産と果人―」(「琉球新報」一九三九年一月二六日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (22) 大宜味朝徳「南洋三巡記(八)―玉城松栄氏の偉業―」(「琉球新報」一九三九年一月二八日付、浦添市図書館所蔵複写版)。
 - (23) 「南洋で活躍の沖縄の漁夫 宇田川水産技師に聴く」(「大阪毎日新聞」一九四一年二月一五日付、那覇市歴史博物館所蔵複写版)。
 - (24) 同右。
 - (25) 同右。
 - (26) 同右。
 - (27) これについては、前掲「沖縄出身南洋移民既婚女性の渡航要因と男性の論理について」を参照のこと。
- 「記憶」という問題群に関しては、岩崎稔「歴史学にとつての記憶と忘却の問題系」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題Ⅰ 一九八〇―二〇〇〇年 歴史学における方法的転回』青木書店、二〇〇二年)及び小森陽一・高橋哲哉『ナショナル・ヒストリーを超えて』(東京大学出版会、一九九八年)、富山一郎編『歴史の描き方③記憶が語りはじめる』(東京大学出版会、二〇〇六年)などを参照のこと。

近世末期の琉球「伝間船」の役割について

1

島々を数多く抱え領内版図とし「島嶼圈」とする琉球諸島が、中原に鹿を追う群雄割拠の古琉球の時代、北山国・中山国・南山国の政治ブロックが鼎立し、朝貢協働するも一四二九年に第一尚氏王統によって統一された「琉球王国」として成立した。

しかし、古琉球時代からの各王統支配、日本・中国との両属関係、さらに日本・アメリカ従属という激動の歴史の下で、花綵列島の一員として存在した沖縄（琉球）の島々は、それぞれに特長ある歴史・文化を歩んできた。

思紹・巴志親子の第一尚氏王統開元の「琉球王国」成立前、沖縄島の中部圏内に位置する浦添グスクを中心に覇権を掌握する察度王統（古中山国。浦添王朝）により洪武五年（一三七二）、中国明朝と公的貿易を開始した。外交上、三山を纏め「琉球王国」と視る明朝にとって、琉球国王は冊封体制下の朝貢（進貢）関係に基づき中国皇帝の一臣下として東アジアの多くの附庸国、藩属国の王侯爵相であり、宗主国中国からすれば、琉球は進貢・接貢船往来の利益（下賜品・買付商品）に預かる東方海上に浮かぶ「夷狄」の一島国でしかなかった。

この朝貢貿易、冊封体制を起点として日本・朝鮮・東南アジア諸国との海外貿易を拡大した琉球王国は、第二尚氏王統（尚円が開元）の一五

〇〇年代になると、朝鮮・東南アジア諸国との交易が衰退し、中国・日本との中継貿易体制を主体とする公的貿易（国家間貿易）・私的貿易（民間貿易）を継続しながら、港湾都市国家として近世末期まで大交易時代、大航海時代の潮流を生きた。

島津軍が一六〇九年に琉球侵攻して以後、江戸幕府に慶賀使・謝恩使を派遣した首里王府の公式行事「江戸立」は近世期十八回を数えるが、対馬藩の政治的思惑を背景に日光・江戸へ派遣された「朝鮮通信使」と、薩摩藩の意向にある「江戸立」とは類似する。両者とも冊封体制枠内での派遣行為であるが、琉球は「江戸立」を通して江戸幕府との政治関係は維持され、薩摩藩への従属関係の下、鹿児島への琉球館（琉球問役）設置や同藩役人衆の那覇御飯屋（在番奉行所）への接応・中国製品注文への対応の中で、外交的には自立した国内経営を実行した。朝貢貿易は勿論のこと、それらを王府の政策に据えることで日本・中国・琉球の三国関係は保たれていたのである。

「入境登岸」部分



長 間 安 彦（沖縄県地域史協議会会員）

南海貿易に従事する琉球海船、中国往來の進貢船・接貢船や冊封使乗船の封舟（御冠船）、薩摩往來の楷船・商船などの那覇港（川）や泊港への出入津の対処、特に近世期的那覇港は「唐船口」「大和口（倭口）」「宮古口」（先島）の基本的な航路開闢が設けられており、「唐船口」の先には「唐船グミイ」がある。グミイは間接的には「船舶の係留地」を指す。十八世紀、『奉使琉球図巻』（朱宦年筆、沖縄県立博物館・美術館所蔵）には、唐船グミイに冊封使節の封舟が停泊すると、琉球側が小舟を連ね橋桁とし舟縁上に平板を筏状に臥せ、即席に設えた舳を描いた絵画「入境登岸」が含まれており、上陸後の使節たちは埠頭に隣接した公的な施設「迎恩亭」で琉球国王・臣下達に迎えられた。封舟停泊中は隣接の港湾広場に臨時の市井が開かれ、中国人と琉球人との間で繁雑に搭載品が評価査定される商取引が行われた。

近世期、先に述べた三つの「口」を往來する船舶（唐船、貢船、楷船、商船等）に接した小舟様式の「伝間船」は如何様な海運業務・役目を担っていたのであろうか。

2

評定所文書にみるように「伝間」は基本的には民間船に位置付けられ、往々にして王府公用にも活用された。十八世紀初期頃には琉球の海上交通の主役となる「馬艦船」とその船舶業務はほぼ同様だが、「伝間（船）」は「馬艦船」を小型化した船型と考えられている。

「伝間」と語意を同じくする「伝馬（ティンマ）」が存在する。その構造は竜骨を有する接船（ハギブネ）の一種で、櫂・帆もつて操業し人員輸送・物資運搬に使用された小型の船をいう『沖縄大百科事典 中巻』。但し、十七世紀後期から十九世紀前期に主に瀬戸内海で運航した荷船「弁才船」（俗に千石船という）の甲板上に「伝馬船」が置かれていた。

弁才船の荷物の積み下ろし口を「伝馬込」と称し、同時に伝馬船の取り込み口でもある（『江戸海運と弁才船』）。「伝間」と「伝馬」は同様に人員輸送や物資運搬を担う小船である。近世後期から明治初期の琉球伝間船は「剥伝間」仕立で「式枚帆」を有していたようだ。

異国船（主に軍艦）乗船の幾人かが陸地への接岸に利用する小舟（ボート）をも「伝間」（船）と述べ、首里王府評定所保管の行政文書「案書（抜書）」（道光二十四年・一八四四）中で記載している事例がある。

- ① 一同（三月十七日）乗頭之者并外三人・唐人一人伝間△那覇川内江乗来、又々御国船聖徳丸江乗付、船形見分、臨海寺江罷出、休息二而罷帰申候。（略）

- ② 附 一（略）。一異国人形貌并船之図一枚・伝間之図一枚・着場并相残候者共困場之図一枚差上申候。

「罫線は筆者による」

右の文中にいう「乗頭之者并外三人」の一人はフランス人神父・フォルカードを指す。彼の琉球滞在中の日記『幕末日仏交流記』では、同伴したアルクメーヌ号（仏国軍艦）の士官・軍医長・見習水兵の三人（日記）中では唐人は明記せず）で那覇港（那覇川）内を「遊覧」した時の自前の小舟を「ボート」と称し、王府は評定所文書『案書』（道光二十四年）では「伝間」と記載し、その一隻が泊津へ漕ぎ行き浜に降り立ったことも記述している。「日記」では三月十四日の日付ではあるが、那覇川を遊観する神父らの挙動を引用しよう。

川を遡って行くと、大型のジャンク船が少なく見積もっても十五隻は停泊している。水夫たちの髪型からすると、船はどれもこの国か日本のものであり、中国人はその影すらなかった。我々は造船所の前を通

り過ぎたが、そこでは大勢の職人たちが、完成間近のジャンク船の仕上げに精を出していた。我々は川の流れに乗って思うままにあちこち走り回り、我々を一目見ようと兩岸に群がる野次馬を眺めたり、追跡してきた官吏たちの船がどうしてもこちらに追いつけないのを見たりして、なかなか面白かった。そして無事に川岸に上がり、ボートを軍艦に帰した。

(中島昭子・小川早百合訳)

アルクメーヌ号乗船の宣教師・フォルカードのいう「大型のジャック船」は貢船・馬艦船を指している。琉球側の船が「ボート」に追い付くことが出来ないのは、単に琉球官吏と軍艦水兵の操舵技術の差なのか、または小舟の構造上の問題なのか。その理由は右の記述のみだけでは判然として解らない。訳者は「日記」中で、軍艦からの陸揚船を「ボート」、琉球側が軍艦に外交担当役人・通事(通訳者)等及び牛・山羊・鶏や鶏卵、野菜類・薪木・水等の運送、輸送する船を「小舟」と語訳している。さらに、宮良殿内文庫所蔵の「写(異国船で来琉の日本人の上陸について)」(咸豊三年・一八五三)では、「去年十一月異国船式艘久米島沖乗寄、異国人十四人伝間より上陸、牛致所望、早速本船江漕帰為致通船由、(略)」「(略)、土佐人(三人)共伝間⁶本国難成、(略)」とある。この史料から、琉球の伝間船は遠洋航海には不向きだが、三〜四人乗船、異国の「伝間」は十四〜十五人は乗船可能と解される。

次に羅列した船舶は、一七七〇〜九〇年代(尚穆王代)に中国などに漂流した琉球国「馬艦」を蔡温本『中山世譜』から抜粋・抽出した。

乾隆三十八年↓久米具志川縣馬艦・同地馬艦上村渠船(各々二九人乗船)。同三十九年↓那覇府馬艦島袋筑登之親雲上船(十六名)。同四十六年↓泊村知念筑登之親雲上馬艦(二五人)。同五一年↓那覇西村當間馬艦(十七人)、那覇西村平田馬艦(二三人)、那覇泉崎村崎間馬艦(十八人)。同五五年↓那覇西村大嶺筑登之親雲上馬艦二隻(十人・九人)、泊村比嘉

仁屋馬艦(二三人)、泉崎村新垣馬艦(十六人)。同五十六年↓那覇西村大嶺筑登之親雲上馬艦(四五人)。同五十七年↓那覇泉崎村比嘉馬艦(三八人)。同五十九年↓那覇泊村與儀五反帆馬艦(十二人)等、年貢運搬などの公務も請け負った右記の「馬艦」だが、「世譜」は、次の尚温王代(嘉慶年初期)も那覇港近郊村の(三反〜十二反帆)の漂流記事「馬艦」をも記載している。

一七二〇年(康熙四九)に薩摩許可の下で馬艦型造船が実施されたが、右記の馬艦は、往復文書『参遣状』(喜舎場家本)の雍正八年(一七三〇)在番令達書に「両先島地船、此節⁶馬艦作二被仰付候付而ハ、帆之儀、唐帆作二相成候付、帆さん用之唐竹並かま、大工共江相考させ候得者、壹隻二付、かま四拾束、五寸廻唐竹八拾八本、四寸廻唐竹式拾式本二而可相調由、」にいう馬艦造船(十二反帆・積高三四〇石を上限とする)に類する船形であろう。「かま(蒲)帆」は一反長さ十八・二メートル(拾尋)、巾九〇センチ(三尺)を基準とするが、馬艦型新造船は一反帆を幾重にも繋ぎ合わせた帆を拵え、逆風も耐え船足を早めることが出来る船造りであった―「かま帆||干蒲帆」は大正中期頃まで使用されるが、十二反帆以上の馬艦船が増加したそれ以降の時代には「布地帆」が多くなる―。

造船・乗船人数は、羽地朝秀(摂政、一六六六〜七三三)・蔡温(三司官、一七二八〜五三三)の政策下で、王府は布達「公事帳」「仕上世座例帳」で諸間切島村の船舶は六反帆・船員九人以下と規定した。先島の地船が御用向き馬艦造でも規定を遵守していることは「世譜」中の漂流馬艦の帆数で知れる。さらに「世譜」は、一八〇〇年前後の漂流馬艦「六反帆船」(積高一〇〇石)が船員の外約一〇人増での運行や、恩納間切・先島の五〜一人乗りの四反帆・三反帆地船が薪木・公布を運搬、本島内・先島間を漕行していた事例をも掲げる。後掲の『那覇港之図』中の二枚帆船は荷と共に搭乗する琉球人四員の絵姿を描いている。

3

フランス軍艦・アルクメーヌ号の来琉、同乗のキリスト教宣教師・フオルカードが那覇に逗留したのは一八四四年からの二か年間である。それから約一〇年後の情報だが、「伝間（船）」の所持方を知る2史料を次に掲げよう。首里王府評定所の役座である帳当座記録の「年中各月日記」（咸豊六年・一八五六）収載の「覚」では、琉球「伝間船」の作事・取締などが述べられる。長文だが「伝間」の素性を知る史料内容である。

「九十六番」覚

「本文辰二月廿五日嘉味田親方^ル御座御案内被成相済候事。」

船主泊村無系

一式枚帆伝間^レ壹艘

知念筑登之親雲上

同同村無系

一同^レ壹艘

比嘉筑登之親雲上

同同村無系

一同^レ壹艘

渡口筑登之親雲上

同同村無系

一同^レ式艘

糸数筑登之親雲上

同同村無系

一同^レ壹艘

渡口筑登之親雲上

同同村無系

一同^レ壹艘

知念筑登之

同同村無系

一同^レ壹艘

糸数筑登之

同同村無系

一同^レ壹艘

比嘉筑登之

一同^レ式艘

同同村無系

渡口筑登之

同同村無系

一同^レ壹艘

糸数筑登之

同同村無系

一同^レ壹艘

喜屋武筑登之

同同村無系

一同^レ壹艘

かま渡口

同同村無系

一同^レ壹艘

かな渡口

右者共致取持候伝間之儀、石取用と^レ面々勝手次第致作事来候由。然者乾隆十九戌（年）より古楷木ニ而作替等之模ニ被仰付、御船手構ニ而小船面付帳相仕立作事又者乗揚之船々帳面立消等を以取締被仰渡置候处、漸々緩せ相成、嘉慶十五年之比^ルハ其取締無之甚不可然儀候。近年杣山及憔悴御取締向嚴重被仰付候砌、右様勝手次第為致作事候而者新楷木ニ而致作事候者茂出来、杣山之故障相成事ニ而右伝間之儀、山奉行所焼印申請向後右之船数ニ被召定、右左候而取締向之儀頭取構ニ被仰付候間、伝間面付帳相仕立右之船数相記印紙申請置、以後新楷木ニ而作事之願一切不取揚、右楷木ニ而作替等申出候ハ、山奉行相合見分之上次書ニ而申出、印紙免を以為致作事乗揚之船又者面付替等之節々茂、則々申出張面立消可被致候。乍此上訟無致作事候敷又者焼印迦之船所持いたし候者罷在候ハ、船御取揚之上屹可及御沙汰候条、件之趣伝間主之面々江茂分ケ而被申渡候。尤右之趣代合之砌跡役江茂無伝失様可被次渡候。此旨御指図ニ而候。以上。

附、本文伝間之儀、乾隆十九戌年御船手奉行江被仰渡置候通、石取御用并諸船難船之節助船差出、右外ニも御用之節々無支相弁候様被仰付。

「山奉行所江者此所之御名立無之候」

辰二月

嘉手納親雲上

宮平親方

泊頭取

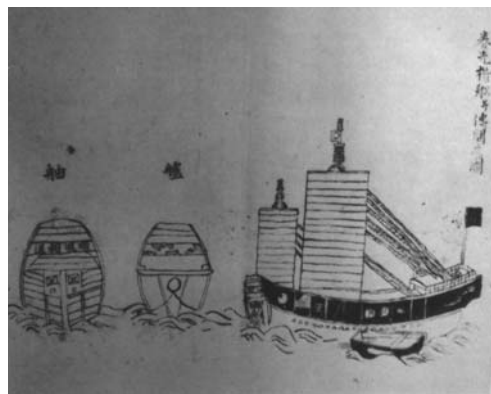
「罫線は筆者による」

右の「覚」にいう「伝間主之面々」とは「覚」初めに伝間（船）所有者に併記された人々である。文中の「小船面付帳」が後年になって「伝間面付帳」に帳簿名が変わっている。当初は小型の船すべてを「小船」といい、後に構造面・機能面から「伝間（伝馬）船」のみを区分したものである。この頃は、「乾隆十九年」（一七五四）は那覇港を新たに浚渫した年だが、この頃は、近世琉球の偉大な政治家と称される蔡温（一七二八～五三年まで三司官職）の諸政策（山林保護・新地開拓・土地測量など）の意図がいまだに反映している時代でもある。

「覚」は、石取または水取用「伝間（船）」作事は古楷木（檜に似た常緑高木）で造る規則だが昨今は届け出なく新楷木仕立で新造していると述べ、乾隆十九年に御船手奉行へ伝達した通り、石取の御用並びに難破船がある時は救助船としての役目等も担うことも記載している。後述の「覚」には「石取并水取用」とみえ、文面通りに解すれば石・水の収納業務を行う船だが、九十六番「覚」附文では「水取」は明記せず、「石取用（伝間船）」が唐船挽舟・難船の際の助舟同様の「御用」業務として併記する。伝間船の「水取」業務は、近世末の『琉球貿易屏風』に描く櫓漕ぎ舟の「水売」行為と類似するのかわ不明である。

泊頭取（泊村の行政一般を司る責任者）へ泊村の「伝間」所有者名一覧を添えて右記文書を提出したことを記すが、「覚」が帳当座の日記に記録された年代は一八五六年である。この頃は貢船・楷船から上陸者や買付品物（荷物）などを運送・陸揚げする小型の荷船を「伝間」と称し

「大島筆記」より



ていた。『大島筆記』（一七六二年・戸部良熙著）収録の「春先楷船并傳間之図」には楷船に添う一艘の「伝間（船）」が描かれる。

十八世紀中頃の「取納座定手形」に記録するハギ舟数は、国頭方・中頭方（二七五九年）、島尻方（二七二九年）の定手形によると総計約三〇艘（国頭方のみ）を数え、近世期の二つの「覚」書き（一八五六年。評定所文書）に見るように、那覇の4か村で伝間船六六艘（ハギ舟仕立と推測される）を示した。明治六年（一八七三）の大蔵省調

査では、「十二～三反帆船（一六一艘）」類とは別に、「剥小舟（一〇七艘）」「剥伝間（十四艘）」は「二～三枚帆船（六艘）」「クリ船（五四三艘）」と同列に組する自船である。近世末と明治初期の「剥」仕立の船舶区分は公私ともに曖昧であり、馬艦船は剥仕立船舶だが「反帆船」類に位置し、大型の十五反帆船の馬艦船は官船・公船としても活用された。加えるに、評定所文書収載の二つの「覚」にいう「式枚帆伝間」と絵画資料『那覇港之図』（屏風画）に描かれた二枚帆を翳す船が、明治初期の調査資料の「剥小舟」「剥伝間」にいずれに組する「剥ぎ」接ぎ「仕立船を指すのかは判然としない。しかも、屏風画の「二枚帆船」船首両舷に「鳥目」文様が施され、馬艦船より小型である。「櫓」「櫓」が描かれていないのは絵師の意図しない表象の類であろうと思われる。『那覇港之図』中での「二枚帆船」の船姿は異彩を呈し質素である。「三反帆船」の積石数は四〇石（一石＝一〇・二トン）であるので「式反帆伝間」は約三〇～二〇石の小舟と思われる。王府は官船・公船として多用した

馬艦船だが、薩摩藩は一七二〇年に先島間運行の利便や琉球国内域の海運の進展を目的に中国ジャンク船をモデルに馬艦造を許可した『球陽』。当初、馬艦型船舶は「外島」(先島)往来する民間船であった。

次の「九十七番 覚」の伝間船所有者は所在地別に記載しているが、後半の伺文は「九十六番 覚」と内容は大きな違いはないので省略する。覚の「間書き」を見ると、杣山管理部署の山奉行所の許には伝間船所有「名立」(氏名一覽書)が無いと記述するが、後に泊頭取及び御船手奉行(所)から提出されたと推測する。伝間船主が所在する泊村・東村・西村・渡地村は那覇港にも近い。

「九十七番」覚

「本文辰二月二十五日嘉味田親方 御用御案内被成候事。」

餅打之

一式枚帆伝間 壱艘

金城筑登之親雲上

町屋小之

一同 壱艘

新垣筑登之親雲上

大門之前仲地小之家借宅

一同 壱艘

名渡山筑登之

渡名地之屋敷

一同 貳艘

宮城筑登之

栄口之屋敷

一同 壱艘

与座筑登之

漢那之屋敷

一同 壱艘

大城筑登之

同所之

一同 貳艘

赤嶺筑登之

浦添之

一同 壱艘

一同 貳艘

宮城筑登之

福原之屋敷次男

一同 壱艘

豊見里筑登之

阿嘉筑登之家借宅嫡子

一同 三艘

豊見里筑登之

宇江衛門殿之島袋筑登之家借宅

一同 壱艘

当山筑登之

右同

一同 壱艘

嘉手苺筑登之

川平之家借宅

一同 貳艘

宮城筑登之

阿嘉筑登之屋敷

一同 壱艘

古波蔵筑登之

高江洲筑登之親雲上家借宅

一同 壱艘

神谷子

右同

一同 壱艘

島袋にや

松長之屋敷

一同 壱艘

宮城にや

宇江衛門殿之島袋筑登之家借宅

一同 壱艘

嘉手苺にや

国場小之屋敷

一同 貳艘

仲村渠にや

同所之

一同 壱艘

やま島袋

松田之屋敷

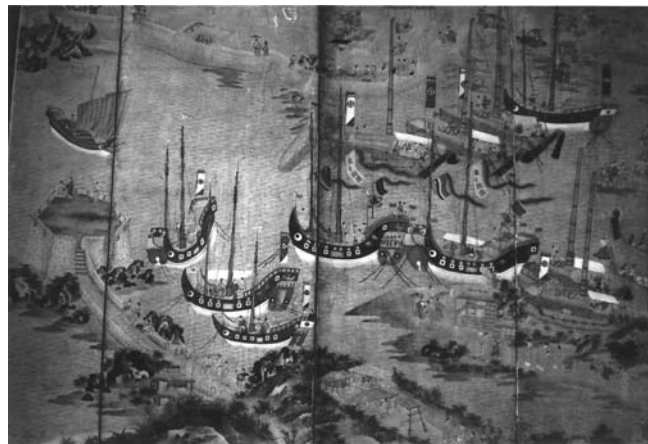
うし島袋

一同壱艘	国吉之屋敷	一同壱艘	安慶田之屋敷
一同壱艘	かめ比嘉	一同壱艘	嘉手苺にや
一同壱艘	漢那之屋敷	一同壱艘	喜友名之屋敷
一同壱艘	まつ安次嶺	一同壱艘	兼城小
一同壱艘	阿嘉筑登之家借宅	一同壱艘	湯屋之前浜屋之
一同壱艘	かま新垣	一同壱艘	かま知念
一同壱艘	阿嘉筑登之家借宅	一同壱艘	田はた之屋敷
一同壱艘	かめ比嘉	一同壱艘	にわう知念
一同壱艘	川平之家借宅	但拾行西村	
一同壱艘	かめ野原		天后之下之備瀬筑登之家借宅
一同壱艘	右同	一同壱艘	高江洲筑登之親雲上
一同壱艘	三ら野原	一同壱艘	渡口之家借宅
一同壱艘	右同	一同壱艘	大城筑登之
但式拾八行東村	三ら比嘉	一同壱艘	新垣筑登之親雲上家借宅波龍船屋之前
一同壱艘	田はた之屋敷	一同壱艘	玉城筑登之
一同式艘	山川筑登之	一同壱艘	牧志小之家借宅二階下之
一同壱艘	喜友名之屋敷	一同壱艘	にわう新垣
一同壱艘	崎山筑登之	一同壱艘	喜納筑登之親雲上家借宅
一同壱艘	同所之	但五行渡地村	まつ宇栄原
一同壱艘	又吉筑登之	右者共致所持候伝間之儀、石取并水取用として…(中略)…。	
一同壱艘	嘉数之屋敷	附、本文伝間之儀、乾隆十九戌年被仰渡置候通、石取并唐船挽	
一同壱艘	湖城筑登之	船々橋御用又ハ諸船難船之節助船差出、右外二茂御用之節々	
一同壱艘	屋嘉之屋敷	無支相弁候様被仰付候。	
一同壱艘	大城にや	辰二月 「山奉行所江者此所江御名立無之候」	
一同壱艘	喜友名ノ屋敷	嘉手納親雲上	
一同壱艘	赤嶺にや	宮平親方	

「罫線は筆者による」

「九十六番 覚」の伝間船主は全て身分的には泊村の無系（士族籍を有しない平民層。地人）である。「九十七番 覚」に列する船主は屋号・借家名を付し登録しているものの、船の多くは他人宅預けである。前の覚同様に無系の人々が主であるが、「九十七番」は伝間船所有者に那覇士族・地方役人も含まれているのである。蔡温はその著『独物語』の中で、「浦漕船」（伝馬船＝伝間船のこと）の漕夫に首里士族をも想定している。咸豊六年段階で、渡地村は5人で五艘の伝間船が格護され、那覇や泊の港に出入津する船舶を相手に業務運航していたのである。渡地村五艘の伝間船は王府公用の業務以外に、対岸の小禄間切儀間村・湖城村への「渡し船」としても活用されたとも考えられる。さらに、渡地村は「遊郭」街が立地する村域で、唐船が接岸、停泊中は遊郭の各楼を唐人（中国人）船員らがそこを「宿舎」として利用していたといわれる（辻村・仲島の遊郭の各楼も同様に利用）。さらに、渡地村の屋号・波龍船屋は『那覇港之図』『琉球貿易屏風』に描かれた三艘の爬龍船を想像させる。

後書の「覚」の船主名の右書（屋号などを銘記）を詳しく見ると、住宅以外に船預かり用の建物・空地を有していたと思われる。東村の「宇江衛門殿之島袋筑登之家借宅」「川平之家借宅」「高江洲筑登之親雲上家借宅」「阿嘉筑登之家借宅」等、渡地村は「天后之下之備瀬筑登之家借宅」「渡口之家借宅」等で、川平家などは五艘の伝間船を預かっている。附文の「々（船）橋」とは、前掲した『奉使琉球図巻』の「入境登岸」に描かれる御冠船埠頭接岸の際に小船が船橋に利活用された状況を指し示しているものと思われる。



「那覇港之図」部分



「進貢船の図」部分

近世末期頃に作成したと考えられる『琉球貿易屏風』（六曲屏風。滋賀大学経済学部史料館所蔵）・『首里那覇港図』（八曲屏風。沖縄県立博物館・美術館所蔵）、特に『那覇港之図』（六曲屏風。山城時計店〈当時〉所蔵）には、吹き流し形のムカデ旗（一條龍）や「奉旨帰国・旨捧帰国」旗を翻す貢船、薩摩藩の「丸に十字」の幟を立てる商船、爬龍船、流船仕様（サバニ型）の遊覧船の他、薩摩への公用船として活用した楷船の船尾（舳）には吉祥字句「順風相送」と文様「日の丸」が

描かれ、甲板後部に尚家の「左巴紋」幟を掲げる。これらの屏風には中期以降に地船・公船に活用した馬艦船等を含め多くの船舶が描かれる。『那覇港之図』、『進貢船の図』（沖縄県立図書館東恩納文庫

所蔵)の二枚帆船どちらにも琉球人が乗り込む船姿が描かれている。竟の「式帆船伝間」に類する小船であることは前述したが、『那覇港之図』中の二枚帆仕立の小舟は、近代写真資料群に見る那覇港湾内に停泊した幾艘かの「山原船」に類似している。ちなみに、『琉球藩雜記』に記す那覇湊(那覇港・那覇川)は「広壺町式拾間程、深壺丈七尺五寸程、満潮之時式丈四尺五寸程、方向酉戌之間」であり、港湾の広さでは与那原湊の五町に次ぐ。近世期に御冠船渡来や台風襲来など緊急の際、琉球・薩摩側が頻繁に利用した牧湊(港)津口は四〇間の広さであった。

評定所文書『年中各月日記』(咸豊五年)に、

本文くり舟飛舟之段、言上被差上、御飯屋御相談茂其通為申上事候処、実者反帆船二而船頭より本文通差出候付、調部後二而其形御飯屋方江差上裏書等申請、後以くり舟之方書替いたし度、押札を以御相談申し上させ候処、反帆船之段者御奉行江茂御存知之事二而、手形二くり舟与書認候於山川改方之節差支候間、(中略)。

差出

四反帆馬艦船壺艘

(中略)

合船頭・水主ノ拾人、皆禪宗

一伝間壺艘

一くり舟壺艘

(中略)

右、船具并船中用

(中略)

此表相改於無相違者可差通也。

卯

琉球在番

十一月十二日

谷川次郎兵衛

諸所

船改所

〔罫線は筆者による〕

と記載する。つまり、一八五五年(咸豊五)段階で、船改所は「くり舟」「馬艦船」「伝間」と船形で種類分けしている。琉球「反帆船」を手形に「くり舟」と書き認めると渡航先の山川津での船改めにおいて支障をきたす、と文中でも述べ、さらに近世末期に船頭たちの申請で船舶名の変更が自由になされていたことや、「伝間」「くり舟」が「四反帆馬艦船」に積載されるほどに小型の船である事が理解される(前掲の『大島筆記』挿入図版を参照のこと)。

近世末期の船頭らによる船舶名称の書替申請(手形)も一因となり、船形(船舶)区分の曖昧さは近代になっても続いたのであろうか。先に収載した明治六年の大蔵省調査(『琉球藩雜記五』船車之式)では、「反帆船」「剥小舟」「剥伝間」「くり舟」等に船舶種類分けされる。

さて、首里王府は乾隆三八年(一七七三)に『帰帆小楷船修補并伝馬修補船具仕替ニ付種々請取払帳』を作成するが、この請取払帳の存在は王府が「伝馬(伝間)」船補修のための船具材料の入手に注意をはらっていたことを物語っている。この頃、薩摩往来の楷船同様に「伝馬(伝間)」も公用に利されたのであろうが、次に伝間(船)の役目等を評定所文書類から細見してみる。

『卯秋走接貢船帰帆改日記』(道光二四年・一八四四)には、道光二三年秋に中国へ赴いた「接貢船」帰航に対応した伝間船の一活動が記載され、さらに寅年(道光二二年・一八四二)秋の小唐船帰帆の際も同様に対応することも、首里王府評定所の迎接関係担当部局(高所など)から命じられた。

国頭・中頭・島尻方在所の小舟は、帰唐船や接貢船(貢船)が帰航の際に天候悪く各浦々に停泊の場合、その後の処置方として先の小舟は勿

論のこと、那覇港への挽舟として「大和伝間」もその業務に加担することになっていた。文書「帰帆改日記」には一般的な（琉球の）「伝間」と違い「大和伝間」なる船舶の存在をも記載している。高奉行から御在番奉行に相談の上で、「大和伝間（船）」の挽舟業務が行われた。

定式之外

①一伝間式艘

右同

一くり舟七艘但、式行、接貢船并寅秋走小唐船相見得候ハ、漕人者唐船・楷船・馬艦船水主之者共乗付、早速、沖之側江寄、高所引合有之候様、御船手江可被申渡候。（略）。

一同式艘組二而七艘

但、さはくり一人完・漕人六人ツ、乗付、早速、沖之側江寄候様、

小禄・豊見城両間切江申渡、（略）。

（略）

接貢船并寅秋走小唐船入津之時、改方嚴重被仰渡置候付、那覇・久米村・小禄間切垣花居分之くり舟・伝間并諸方[△]参合之小舟、御船手奉行・船改奉行二而兼而現舟数取[△]置、右舟相見得候ハ、惣而居舟申付、尤、御船手奉行・船改奉行沖之側江出張、高所相合、諸御用をも相弁候様被仰付度旨、（略）。以上。（略）

②接貢船儀、早々廻船不致候而不叶事二而、国頭・中頭者勿論、島尻方居分之小舟、其浦江漕寄致挽舟候様、一昨日被仰渡置候得共、猶又、大和伝間も挽舟差出候様被仰付度旨、昨日高奉行[△]御在番奉行江御相談申上候処、惣様差出、（略）。以上。（略）

〔野線は筆者による〕

唐への漂流船帰帆や大風などに因る他浦停泊の帰唐船がある時、くり舟・伝間・大和船（この場合は大和伝間）水主や各担当部署役人衆も同様に対応する旨が記載される。「兼而現舟数取[△]置」とは前記した二つの「覚」に列記される「面付帳」（那覇の泊村・東村・西村・渡地村のみ）などの舟数をいうのか。御船手奉行所・山奉行所は、那覇4か村の「小舟（伝間船？）」「面付帳」を乾隆十九年（二七五四）、または「伝間面付帳」を嘉慶十六年（一八一二）段階には作成、所持していたと考えられる。次いで、

同（四月）廿六日

本文、帰唐船荷役一件、（略）。

帰唐船来着荷役之節、阿蘭陀船差掛候儀も難計候付、荷役之儀何様取計仕候方可宜哉、（略）其外之荷物者、直二伝間[△]渡地前道江卸方仕、（略）阿蘭陀船差掛候而も、何ぞ差障申間敷与存当申候。（略）。以上。（略）

〔野線は筆者による〕

右の文は、「阿蘭陀船」が停泊中なのでこの年の帰唐船の荷揚作業は、なかなかむづかしい。しかし、唐船積載の外の荷物（薩摩の中国注文品物や上納米以外）は、伝間船で「渡地（村）前道」に下ろすことは、阿蘭陀船が係留中でも障害はないことを述べている。

次の「覚」では伝間船とその漕手の役目を記している。

覚

一帰唐船荷役之時、御物取卸候伝間拾艘二床板仕合、高所様子次第漕夫乗付、尤、漕夫迄二而者無心元事候間、進貢船船方[△]壹艘二式人完乗付、無遅滞差出候様、御船手江被仰付度。

附、自物卸取候伝間之儀、荷主之面々江為差出可申候。(略)

一唐船⁶、渡地舟付場迄、下知方用并船元致往還候伝間八艘二漕夫乗付、高所様子次第無滞差出候様、同所江被仰付度。(略)

一帰唐船懸所近辺⁶、渡地舟付場之前迄、諸浦馬艦船繋置候而者、不締者勿論、伝間往還之障可相成候間、荷役中、無其儀様、下知方可仕旨、同所并船改方江被仰付度。

一荷役之砌、御用船之外、小舟唐船江近付候而者可差障候間、荷役中、御船手奉行・船改奉行二而致取締、尤、都而之下知方も当座打組二而相勤候様被仰付度。(略)

辰五月

(略)。以上。

辰五月九日

池城親雲上

御物奉行

里主 御物城

〔罫線は筆者による〕

この年四月末の帰唐船荷役に対応した伝間は十艘である。唐船からの荷物は伝間船八艘で漕人乗り付け、自物を伝間から下ろしたら荷主にその旨連絡のこと。渡地村船着場まで往復して支障なく役目を行うこと。唐船係留の場から渡地船着場の所に諸浦の馬艦船を繋ぎ置いては伝間の往来に支障があるので、下知方から御船手奉行・船改奉行に取締を伝え、勿論にしてすべての下知方も当座に協力して取締に勤めること。さらに、火の用心への心構え等を含め、池城親雲上から唐船荷物を収納管理する御物奉行ならびに御物城勤務の役人衆・那覇里主へ仰せ渡した。

5

ハギ仕様の「伝間」が近代以降に発達・運航されなかった理由として、池田茂はその著『琉球山原船水運の展開』(一九九四)の中で、王府の山林保護政策を列記する「御指図扣」(同治八年・一八六九)の「くり舟」作事の効用説を引用しつつ、「ハギ(接ぎ・剥ぎ)舟」推進を提示するも、近世史料「取納座定手形」(島尻方は雍正四〇一七二六年、国頭方・中頭方は乾隆二十四〇一七五九年)に記載する「一、クリ舟一艘に付一年に納銭 一貫文。一、ハギ舟一艘に付一年に納銭 五〇貫文。右 浮得壹年分上納として毎年無滞取納可致事」による納税(浮得銭)の大差が、近代以降の沖縄海運・水運において、ハギ仕立の船舶が流行らなくなった一理由であろうと推測している。

「取納座定手形」に記載する船数を掲げると、島尻方は「ハギ舟」が零、「クリ舟」一一〇艘で、知念間切が六四艘で一番に多い。同間切久高島の船主が多いのである。「ハギ舟」分布は国頭方の名護・金武・久志・大宜味・国頭の各間切のみが占有し、総計三〇艘を数えた。しかし、「クリ舟」仕立が計三三九艘を示し国頭方(伊江島・伊平屋島を含む)船舶の主流をなしている。中頭方(渡嘉敷・座間味・渡名喜・粟国・久米島を含む)は、「ハギ舟」が零で「クリ舟」は三一〇艘を数えた。一七〇〇年代半ばの琉球圏内は、主に「クリ舟」が多く「ハギ舟」仕立は少ない。「定手形」にいう船舶に対する浮得税の賦課差額が各地の造船に影響したとも考えられよう。

前掲「世譜」中の乾隆五十九年(一七九四。尚穆王代)には恩納間切安富祖村比嘉所有の「三端帆船」(五人搭乗)、嘉慶六年(一八〇一。尚温王代)には那覇泊村照屋筑登之親雲上所有の「三端帆船」(六人乗船)各々が国頭方から薪木運搬したと記述されるが、「三端帆船」は長径九・一〇メートル(五尋)、短径三・六四メートル(式尋)を有する小型の

反帆船で、伝間船のように渡舟・荷船にも利用された。

嘉慶四年（一七九九）記載の、奄美大島に商売のため渡海、その帰途に中国へ漂流した渡名喜島「四反帆船」（十人搭乗。「仕上世座例帳」規定では船員五人）は、「世譜」では馬艦とは表記してはいないが、干蒲帆仕様で唐帆スタイルの「馬艦」型をした船舶構造ではなからうか。渡名喜島反帆船の乗組員は、中国滞在の王府の接貢船に一人、同年漂着の那覇西村の大嶺馬艦船（久米島停泊中に漂流。七反帆・三十一人搭乗）に一人分乗して琉球に帰国した。

近代になると、国頭郡の村々から島尻郡の与那原の港町へ建材・薪木等の運送を担う帆船型「山原船」の走行が盛んになるが、明治・大正期の新聞記事では山原船と伝間船は別々の船舶と認識された。通常、山原船は国頭方面へ木材類の買出、運行した「馬艦船」（マールンセン）の俗称と考えられていた。

【参考文献・資料】

- 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典 中巻』沖縄タイムス社、一九八三
石井謙治『海の歴史選書 江戸海運と弁才船』（財）日本海事広報協会、一九八八
琉球新報社編『新琉球史 近世編（下）』琉球新報社、一九九〇
崎浜秀明編『蔡温全集』本邦書籍株式会社、一九八四
フォルカード／中島昭子・小川早百合訳『幕末日仏交流記 フォルカード神父の琉球日記』（中公文庫640）中公論社、一九九三
琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書第1巻』浦添市教育委員会、一九八八
琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書第9巻』浦添市教育委員会、一九九三
琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書第12巻』浦添市教育委員会、

一九九六

沖縄県教育庁文化課編『沖縄県歴史の道調査報告書Ⅳ―島尻方諸海道』沖縄県教育委員会、一九八七

吉田光邦編『南島 江戸時代図誌24』筑摩書房、一九七七

横山重編『琉球史料叢書 四』東京美術、一九七二

日本海事史学会編『海事史研究 第23号』日本海事史学会、一九七四

池野茂著『琉球山原船 水運の展開』ロマン書房本店、一九九四

琉球政府編『沖縄県史14巻・資料編4・雑纂1』琉球政府、一九六五

琉球政府編『沖縄県史12巻・資料編2・沖縄県関係各省公文書1』琉球政府、一九九六

九六

沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料・首里王府仕置3・前近代7』沖縄県教育委員会、一九九一

育委員会、一九九一

安里進・高良倉吉・田名真之・豊見山和行・西里喜行・真栄平房昭『県史47 沖縄

県の歴史』山川出版社、二〇〇四

財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史・各論編・第4巻・

近世』沖縄県教育委員会、二〇〇五

小野武夫編『近世地方経済史料 第10巻』吉川弘文館、一九三二

石垣市総務部市史編集室編『石垣市史叢書4』石垣市、一九九三

琉球王国評定所文書編集委員会編『旧琉球藩評定所書類目録』浦添市教育委員会、一九八九

一九八九

松下志朗・下野敏見『街道の日本史55 鹿児島のと薩南諸島』吉川弘文館、二〇〇二

〇二

※挿入の「写真」4枚は、『南島 江戸時代図誌24』（筑摩書房）から部分複製、転載したものであることをここに追記して、史料所蔵者・掲載版元への謝辞にかえたい。

よのつち 浦添市文化部紀要 第8号

編集：浦添市教育委員会 文化部 浦添市美術館
〒901-2103 沖縄県浦添市仲間一丁目9番2号
TEL：098－879－3219（みにいく）
FAX：098－878－1221

発行日：平成24年(2012)3月31日

発行：浦添市教育委員会 文化部
〒901-2103 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市役所ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp>

印刷：有限会社 金城印刷
